

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

総論	意見	個人／団体名
	<p>○私的録音録画補償金制度導入された主旨として、家庭内における私的な複製は零細かつプライバシーの領域で行われるので、例外的に権利者の許諾なく、行う事が出来る。とあるが、現状では機器の発達により広範囲に利用され、予想を越えて量的にも質的にも拡大し零細かつプライバシーの領域を越えている。権利者の経済的利益を害しているのは、明らかである。</p> <p>○海外との比較 欧州各国は2001年以降携帯オーディオプレイヤーも補償金の課金対象としてきている。日本は何故現状に合わせた対応がとれないのか、疑問である。補償金の受領額にしても2004年度日本は38.2億で同年フランス、ドイツでは266.3億であり、約7倍にもなる、この差額が著作権に関する文化度の違いか、他国の実演家が羨ましい。</p> <p>○機器メーカーの文化を無視して利益のみを追求するエゴイズム。携帯オーディオプレイヤー、パソコンのハードディスク等の補償金の対象機器に追加指定に至らなかった理由として著作権保護技術(DRM)の普及により私的録画の問題は解決できる。と主張しているが補償金制度に代替し得る有効な(DRM)の具体像が示されなかった。又補償金支払義務者の見直しについては、現行制度では協力義務者であるメーカーを、諸外国のように機器の販売で利益が生じる者として、支払い義務者になる事を切望する。ユーザーに価格上乗せで処理するのは欺瞞である。何故なら外国では補償金支払い義務者はメーカーであり、日本は消費者ユーザーである。外国の補償金のかかりの部分を支払っているのは、他ならぬ日本のメーカーであり、日本のメーカーは、これらの国々の権利者に対しては補償金を負担しつつ、日本の権利者に対しては補償金を負担したくないという意見が見て取れます。日本の消費者ユーザーはこの矛盾を理解しているのでしょうか？</p> <p>○権利者は、総務省情報通信審議会私的録音録画補償金制度を前提に「コピーワンス」を緩和して「ダビング10」にすることに合意した。にもかかわらず、メーカーが主張するように私的録音録画補償金制度を廃止したら、その合意が振り出しに戻ってしまい、消費者ユーザーは不自由を強いられる事になる。</p> <p>○長年にわたって業界のルールを討議してきた、消費者、機器メーカー、権利者の3者が譲り合って制度を継続していただきたい。一人勝ちは許せない！</p>	<p>俳優関連団体連絡協議会 10団体(関西俳優協議会、名古屋放送芸能家協議会、(社)日本映画俳優協会、(社)日本喜劇人協会、日本人形劇人協会、日本新劇俳優協会、(協)日本俳優連合、(協)日本児童・青少年演劇劇団協同組合、(社)日本劇団協議会、日本モデルエージェンシー協会)</p>
	<p>国民が広く身近に文化を享受出来るよう、私的領域における複製について一定の自由を認めることは不可欠である。その中で権利者・消費者・メーカーの3者バランスを保つためには、少なくとも現状の技術動向の下では、補償制度による解決が現実的かつ有効である。もはや、録音録画機能を有するものであれば、私的という範疇を越えた高品質で大量の複製を短時間に行えることが、当たり前となっている。こうした録音録画の現状に則して考えれば、デジタル録音録画に供される全ての機器・記録媒体は補償金の課金対象とする必要があるはずだ。映像対象会議は、その実現に向け、現行の補償金制度が抱える問題を解消しつつ、今後とも制度の実効性が高まるよう意見を提出する。</p>	<p>映像対策会議 協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネージメント事業者協会 社団法人日本劇団協議会</p>
	<p>デジタル技術の著しい進歩に伴い、デジタル方式による音楽や映像の複製機能を訴求した製品は、制度導入時に比べて遥かに多岐にわたる。それらの機器が普及することに伴って、それらの機器を製造販売するものは順調な利益を上げるとともに、制度導入時に比べれば、それらの機器を利用した私的複製の利便性は格段に向上し、私的複製全体のボリュームも飛躍的に拡大している。</p> <p>しかし一方で、制度による補償はそうした実態を反映したボリュームにはなっていない。その理由の最たるものは、複製に使用される機器の実態が、制度が対象機器として想定していたような機器から、想定していなかった機器へと遷移しており、それらの機器が対象機器として指定されずに経過している点である。私的録音録画に現に使用されている主要な機器が、補償金制度の対象機器として指定されない状態が生じたまま、利用者の利便性と権利者の保護との調整を図るべき制度は空洞化の一途を辿っている。</p> <p>そのような背景から、約1年半余にわたる議論を経て報告された本中間整理において、かかる状況を打開するための具体的な施策が明確に示されるに至らなかったことについては極めて残念でならない。しかし一方で、仮に補償が必要な場合との前提で議論された制度の設計については、細部にわたる議論が行われ、おぼろげな今後の制度のあり方について垣間見えてきているようにも感じられ、その方向に向けて議論を加速するべきである。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権接権センター(CPRA)</p>
	<p>ユーザーに一定の自由度を約束し、メーカー等は商品開発の自由度を確保し、権利者の不利益も生じない・・・という安定した三角形に少しでも近づけるために、私的録音録画補償金制度はまだまだ優れた制度だと思います。きちんとした制度に再構築して、その安定感の中で、それぞれがのびのびと目的を達成できる環境を実現するべきだと思います。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
	<p>ユーザーに一定の自由度を約束し、メーカー等は商品開発の自由度を確保し、権利者の不利益も生じない・・・という安定した三角形に少しでも近づけるために、私的録音録画補償金制度はまだまだ優れた制度だと思います。きちんとした制度に再構築して、その安定感の中で、それぞれがのびのびと目的を達成できる環境を実現するべきだと思います。</p>	<p>演奏家団体 パブリックインサード会</p>
	<p>過日、消費者及びメーカー・放送事業者・権利者に於いて合意された「ダビング10」を実行に移すよう要請します。 また、新機種のパソコン、新製品ブルーレイレコーダー、携帯等も私的録音録画補償金対象とすべきであると考えます。 現日本は諸外国に比べ、文化に対する考えが非常に遅れており、日本国民の為、是非とも文化に力を入れて載きたい。</p>	<p>社団法人日本映画俳優協会</p>
	<p>著作権法第30条では、私的使用目的であれば一定の条件をつけてユーザーが複製することを認めており、これにより著作物を広く一般に公開し流通させる結果となれば、権利者の保護及びユーザーの利便性にも繋がると考えられます。しかし、如何に私的使用目的であろうとこれらの複製による権利者への被害を皆無とすることはできず、これらを補填する意味で本補償金制度があると考えます。従って、本制度を円滑に運用し、実態に見合う形にして存続こそ本来あるべき姿でありましょう。</p>	<p>日本音楽家ユニオン</p>
	<p>著作権法第30条では、私的使用目的であれば一定の条件をつけてユーザーが複製することを認めており、これにより著作物を広く一般に公開し流通させる結果となれば、権利者及びユーザーの利益にも繋がると考えられます。しかし、如何に私的使用であろうとこれらの複製による権利者への被害を皆無とすることはできず、これらを補填する意味で本補償金制度があると考えます。従って、本制度を円滑に運用し、ユーザーおよび権利者双方の利益とすることこそ本来あるべき姿でありましょう。</p>	<p>日本音楽家ユニオン 関東地方本部</p>
	<p>私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とのバランスをとる上での良い制度だと思っています。デジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて誰でも簡単にできるようになりました。たくさんの方が、手軽に利用しています。このことに関して、著作物の権利者にはなんらかの補償をすることは当然だと思いますし、補償金によって私的コピーが許容される今の環境を守ってほしいと思います。補償金制度は必要だと思います。</p>	<p>名古屋放送芸能家協議会</p>

<p>デジタル機器の普及に伴い、劣化なく繰り返しコピーができることによる権利者への不利益が大きいことは周知の事実です。著作権法104条の8にあるように、補償金として得た利益の一部を「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」のために支出させ、それによっていわば間接的に利益を分配するという仕組みは不可欠なものであると考え、私的録音録画補償金制度は合理的な制度であると思います。</p> <p>著作権に係る振興や普及活動は先進国として必須のものであり、この活動原資をどこに求めるかということについては議論の分かれるところです。確かに一部に於いては、私的録音しない消費者に対しても機器や媒体購入時に負担を強いられるという点や、有料音楽配信に対する対価と補償金による対価といういわば二重対価払いといった矛盾点も指摘されていますが、もっとも消費者に理解されやすい手法として最適といえるのではないのでしょうか。</p> <p>補償金徴収の事実も公然と認知されているなか、権利者利益を侵すことなく消費者がコピープロテクトを気にせずに著作物を享受できる、そのような現行制度の維持が大切なのであって、消費者の大多数が煩わしと感じているはずの著作権保護技術の強化・徹底を議論すべきではないと思います。世界中を見渡しても著作権保護技術の徹底が受け入れがたいもの、意味をなさないもの、という意見が大勢であると思います。現在のところ、権利者にとって安全確実に利益を得ることのできる仕組みが補償金制度で、消費者利益とのバランスが取れていると思います。対象機器については、映像音楽記録機能の有無を前提に、より迅速・的確に議論され追加訂正されるべきものだと思います。現在のようにあいまいなままではいけない。機器の決定についても臨機応変に対応すべきであると思います。</p>	<p>関西芸能親和会</p>
<p>著作権法第30条1項の私的複製は、個人的又は家庭内で行われる複製が極めて零細な利用であることを大前提としたものである。そして、その後の録音録画機器の高性能化と普及が著作権者の正当な利益を脅かしかねない状況になったことから、ベルヌ条約のいわゆる「スリー・ステップ・テスト」の要請を満たしながら、消費者、機器又は記録媒体の製造又は輸入を業とする者(以下「製造業者等」という。)、権利者の利益のバランスを保つために設けられたのが補償金制度である。</p> <p>当協会は、消費者の利便性を確保しつつ、三者の利益のバランスを保つため、補償金制度を引き続き維持し、適正に機能させることが最適であると考えており、今後この問題を文化政策にかかる重要課題として早急に解決すべく、文化庁が牽引的役割を果たすことを強く要望する。</p> <p>1990年代半ば以降、パソコンを使って音楽CDをCD-Rやハードディスクに複製(私的録音)することができるようになってともに、iPodをはじめとする大容量のデジタル録音機器が次々と開発され、その普及に伴い私的録音が著しく増大した。また、私的録画の分野においても、ハードディスクを内蔵したデジタル録画機器が普及したことにより、私的録画が大量に行われるようになった。このように私的録音録画の総体が急激に増え、1992年の私的録音録画補償金制度(以下「補償金制度」という。)制定当時から既に権利者の受忍限度を超えていた私的録音録画の総体が爆発的な勢いでさらに増大したにもかかわらず、ハードディスクや新たなデジタル録音録画機器・記録媒体が補償金の支払対象として指定されないことで、国内外の権利者に対して適正な対価が還元されない状況が続いている。</p> <p>2005年の法制問題小委員会の検討においては、製造業者等がDRM(Digital Rights Management)の発達により補償金制度は不要になったと強く主張したことなどから、既に目覚ましい勢いで普及し始めていた携帯用オーディオ・レコーダー等の追加指定は見送られた。</p> <p>当協会はかねてから、DRMによる解決は現時点では時期尚早であると主張してきた。それは、DRMに対応していない録音源・録画源や機器等が既に大量に出回っている現実がある一方、著作権を適切に管理することが可能で、かつ、利便性やコストの面で消費者に受け入れられるようなDRMは今もって存在しているとはいえないからである。しかも、DRMが機能しているといわれている音楽配信事業でさえ、「DRMフリー」と称する楽曲販売が増加する状況にあるなかで、近い将来、DRMが補償金制度に代替するとは到底考えられない。</p> <p>消費者は、補償金の支払対象となっていない様々な機器等(パソコン、携帯用オーディオ・レコーダー、HDD内蔵型録画機、データ用CD-R、携帯電話、カーナビゲーション等)にかつては想像できなかったほど高速且つ大量に音楽や映像などを複製して、あらゆる場所で楽しんでる。また、製造業者等も、大容量の多種多様な録音録画機器を販売して多大な収益を得ている。本来であれば、消費者や製造業者等とともに権利者も私的録音録画の実態に見合った利益を享受することにより、三者の利益のバランスが確保されるはずであるにもかかわらず、権利者だけが置き去りにされているのが現状である。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>
<p>保証金制度は「ユーザーの複製の自由」と権利者の権利保護」を両立させる制度であるので、存続させるべきであること。</p>	<p>日本音楽作家団体協議会</p>
<p>何故、法治国家なのに、何故、文化国家なのに、、、メーカーも著作権者も、ユーザーへのアプローチを忘れて、物事は前に進まないことは理です。メーカーはユーザーの利便性を先行して機器の開発や媒体の在り方を考えるのは、企業精神としてごくあたりまえのことだと思います。先進国を自負する我が国の経済組織を構築する企業として、産業の発展と同時に、文化国家への貢献意識を両輪して牽引して行こうという考え方が、時代と共に、確実に定着してきていることもまた、真にありがたいことと存じております。</p> <p>然しながら、2005年には、iPod等が補償金対象機器から外され、補償金制度の廃止も含めた見直しも行なうとされているのが現状です。知的所有権というソフト周りのことを何故、後ろに回してしまうのか、著作権に精通されている各ジャンルの専門家にお尋ねしたいのです。私的録音録画補償金をユーザーに求める方式には、限界があります。一機器ごとに課金をする為にユーザーを追っては行けません。著作物の使用者を個人では追いかけることができないと同様、著作権と使用者の対応にjasracがあるように、誰もが納得できるような、ユーザーとメーカーと著作権の形が法的に構築できないものか、機器・録音媒体等が私的録音録画補償金の対象相手なのです。が、物言わぬ対象相手にではなく、世界に通用する産業の発展と知的文化の両輪を委員の皆様が力強く回して頂きたいと切に願うものです。</p>	<p>日本音楽著作権家連合</p>

<p>制限緩和はユーザーと権利者の努力の成果</p> <p>総務省情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会では、デジタル放送のコピーワンスの改善について、ユーザーの利便性の確保と権利者(クリエイター)の権利の保護を同時に満たす解を求め、妥協しうる着地点を模索してきました。そして、本年7月12日の委員会では、コピーワンスの制限を緩和して、一定の枚数のコピーを可能とする案が示されました。コピーの回数についてはかねてより様々な考え方があり、上記委員会において示された10回という数字は、必ずしも納得のいく数字ではありませんでした。</p> <p>しかし、最終的にこの制限緩和案を尊重されることとなったのは、ユーザーと私たちの間で見出すべき着地点について、今回初めて双方が直接向き合って努力した結果生まれた成果であると認識したからです。</p> <p>私的録音録画補償金制度が大前提</p> <p>上記の制限緩和案は、ユーザー、JEITA(社団法人電子情報技術産業協会)、放送事業者、権利者等が一堂に会して努力した結果到達した着地点であるわけですが、その前提として「コンテンツへのリスペクト」と「クリエイターに対する適正な対価の還元」が重要であるとの点が共通認識として確認されました。この「適正な対価の還元」を実現する制度は、現在、「私的録音録画補償金制度」において外には存在していません。つまり、私的録音録画補償金制度が今回の制限緩和を支えている極めて重要な礎なのです。</p> <p>関係者の努力を無視したJEITAの主張</p> <p>ところが本年6月、私的録音録画補償金制度の見直しについて検討している、文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会の場において、JEITAは、デジタル放送には私的録音録画補償金は不要だ、という主張を行いました。今回の合意が目前に迫っていた時期を捉えて、あたかも制限緩和案の成立、即ち関係者間の譲歩の成果を否定するような主張をされたことについては、極めて遺憾であると言わざるを得ません。</p> <p>JEITAの主張はユーザーの私的録音録画を否定</p> <p>私的録音録画補償金制度を廃止するということは、同時に権利者の権利制限も廃止することを意味するものであり、このような私的録音録画小委員会のJEITAの主張がまかりとおれば、これまでの関係者間の譲歩が根底から覆されるばかりか、ユーザーはこれまでのように私的な範囲で自由に私的録音録画をすることができなくなり、自分のために私的録音録画ひとつするにも、権利者の許諾が必要となります。そんな社会の到来をユーザーは望んでいるでしょうか？</p> <p>補償金制度があるからこそできる私的録音録画</p> <p>今では誰もがデジタル放送から高画質・高音質で番組を録画することができます。音楽の録音も同じです。補償金制度ができた平成4年当時とは比較にならないくらい技術が進んだ結果です。そのことについて私たち権利者は、コンテンツに親しみ、また様々な形で利用を可能にしているという点で、今後とも技術の恩恵を受けた限られた範囲内での自由な私的録音録画は、ユーザーの利便性のために守られるべきだと考えています。こうしたユーザーの利便性と私たち権利者の権利の保護という、双方の利益を調整し、一定の自由を約束する環境を守ることで、ひいては文化の発展を支えている制度、それが私的録音録画補償金制度なのです。言い換えれば、この制度は即ち、私たちのみならずユーザーのための制度でもあるのです。</p> <p>結語</p> <p>このように重要な役割を果たしている私的録音録画補償金制度が、今まさに必要とされていることに、皆様方の深いご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>以上</p>	<p>日本動画協会</p>
<p>意見: 私的録音録画補償金制度は、さらに充実して維持されるべきである。</p> <p>(理由) 私的録音録画補償金制度は、14年もの議論を経て平成4年に制定された、利用者(ユーザー)の利便を図り、同時に著作権者らの権利擁護のために制定された制度であるが、制定から15年を経て、驚異的な技術革新に伴うパソコンやiPod等の、権利者の権利を無視した機器が市場を席捲、補償金の対象となる機器の大幅な減少によって補償金額も漸減し、権利者の被る経済的損害が次第に大きくなっている。この被害拡大を辛うじて食い止めていたのが、地上デジタル放送における「コピー・1」であったが、総務省の「第4次中間答申: デジタルコンテンツの流通の促進に向けて」に「コピー・10」が盛り込まれたことによって事情は一変した。このまま「コピー・10」が導入されれば、映画DVDの販売に及ぼす被害は計り知れないものとなり、文芸家の被る損害は一気に増大する。ちなみに当協会が扱う映画原作使用料の実績で見れば、DVD使用料(約65%)が劇場上映分の使用料(約30%)を2倍以上と大きく上回っている。さらに私的録音録画小委員会において、私的録音録画補償金制度そのものの廃止まで狙い上げられているが、これは権利者の権利を全く無視した暴挙というしかない。技術革新の時代に合った「網」を録音録画可能機器全体に掛け直し、私的録音録画補償金制度を持つ多くの諸外国並みに機器メーカーに補償金支払いを義務付けることを含めた、私的録音録画補償金制度の抜本的な見直しを図り、制度の更なる充実と維持を実現しなければ映像文化の担い手である権利者の損害を食い止めることはできない。こうした事態がこのまま進行すれば、いずれ利用者の利便性も大きく阻害されることになるのではないかとこのことを一番に恐れる。</p>	<p>社団法人日本文藝家協会</p>
<p>私的録音補償金については、2005年に法制問題小委員会にてiPod等を補償金の対象機器とすることの適否等が検討されたが、追加指定が見送られたばかりか「補償金制度の廃止も含めた根本的見直しを行う」とされた。これを受けて私的録音録画小委員会が設置され、2006年4月から本年9月まで検討が行われ、今回の「中間整理」となったが、利害関係者の対立する意見部分について両論併記される形となっており、先行きは不透明である。</p> <p>音楽愛好家が文化を身近に享受できるよう、私的領域における複製について一定の自由を認めることが不可欠である。そのなかで権利者・消費者・メーカーの3社のバランスを保つためには、少なくとも現状の技術状況の下では補償金制度による解決が現実かつ有効である。</p> <p>もはや私的録音録画用の専用機器・記録媒体というものも存在せず、録音録画機能を有するものであれば、高品質で大量の複製を短時間に行うことが当たり前となっている。こうした私的録音録画の現状に即して考えれば、デジタル方式の録音録画に用いられる全ての機器・記録媒体は補償金の課金対象とする必要がある。</p> <p>現在のように補償金の支払義務者をユーザーとする形では、録音や録画をしていない人に対する補償金の返還制度が機能しにくく、パソコンやカーナビゲーションなど私的録音録画専用ではない機器や媒体を補償金の支払対象とした場合、私的複製を全く行わないユーザーに負担を強いることにより負担に不公平が生じるので、諸外国と同様に、補償金の支払義務を機器等の製造業者や輸入業者(メーカー)に改める必要がある。</p>	<p>社団法人日本作詩家協会</p>
<p>補償金制度は存続すべし、、、現状にあったものに向け、検討を！！</p> <p>パソコンの普及で、コピーの問題は色々変化してきています。当然権利者に退化を支払うべきですが、同時に自由にコピーが出来る便利さも失いたくはありません。現在の補償金制度を維持しつつ、現状にあったものに変えてゆくの、最良の解決法と思います。</p>	<p>日本ルイ・アームストロング協会</p>

<p>BSAは、(ア)補償金制度が元来アナログ時代に創設されたものでありデジタル時代にふさわしくないこと、(イ)補償金制度がオンライン配信の進展を妨げること、(ウ)補償金制度は不公平な制度であること、および(エ)最新の技術開発がコスト高になり、消費者の技術アクセスが妨げられることから、私的録音録画補償金制度の拡大に反対し、廃止の検討を進めるべきであると考えます。</p> <p>私的録音録画補償金は、元来アナログ時代に創設されたものであり、現在のデジタル時代には、ネットワーク社会の長所を活かして多数の人にコンテンツの配布を可能としつつ、DRMで複製をコントロールし、権利者に対して複製の数や態様に応じてごく精微にわたり対価を支払う多様な手法が確立している。にもかかわらず、利用者の複製の態様を考慮せずに、十把一からげに機器に補償金をかけ、金銭を徴収するしくみを続ければ、デジタル時代に即した手法の活用が進まず、その結果、オンライン配信の進展を妨げることにもなる。</p> <p>中間整理においても確認されている平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書指摘のとおり、補償金制度は、複製を行なうものの正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける権利者の正確な捕捉が困難であり、オンライン配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があり、返還制度が十分機能していないことなどの問題点があり、非常に不公平な制度であるといわざるを得ない(これらの制度上の問題は平成18年1月の報告書作成当時から何ら解決されていない)。消費者の認知が低いこと、不公平な制度であること、最新の機器利用がコスト高になることが相まって既に問題を抱えた制度であり、このような状況下で補償金を拡大することには、消費者の理解を得ることも大変困難である。</p> <p>以上により、補償金の拡大には反対である。</p>	<p>ビジネスソフトウェアアライアンス</p>
<p>日本が経済大国であり、科学技術大国であることは世界が齊しく認めるところです。しかし、日本が文化国家であるかどうかは甚だ疑わしい。</p> <p>著作権関連の諸問題解決が難航するのもその辺に根本原因があると思われます。</p> <p>私的録音録画の問題も、現代社会が権利と義務の上に成り立っている以上、権利者即ち被害者であり、それ故に補償金制度が存在するという原点に立ち還ることこそ求められていると考えます。</p> <p>機器や媒体をいちいち特定しなくてもよい方式を切望します。</p>	<p>詩と音楽の会</p>
<p>補償制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。</p> <p>音楽をパソコンなどでコピーすることは既に日常化しており、補償金制度が無くなることで許されていた自分のコピー行為にひとつひとつ許諾を得なければならなくなることは違和感を覚えます。補償金制度の維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。</p>	<p>八重山古典民謡保存会</p>
<p>アップルは、デジタル海賊行為の問題の検証と対応に向けた日本政府の取組みを称賛するものでありますが、補償金の課金対象を広げることは、実際には、デジタル海賊行為と闘うために必要な技術的解決方法の革新や開発から資源や注意力を奪うことになりかねないことを懸念しております。さらに、消費者は、補償金を払うことで著作権で保護されている著作物に対する絶対的な権利を購入したと考えてしまう傾向があります。</p> <p>アップルは、自らもメンバーであるビジネスソフトウェアアライアンスが提出したコメントを反復したいと思います。文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会作成の2006年1月の報告書で指摘され、中間報告でも認められていますように、複製物を作成する者、対象となる装置及び録音録画媒体、あるいは補償金を受け取るべき権利者を正確に確定するのは困難であります。またオンライン配信取引においては、補償金制度は料金及び補償金の二重課金となってしまう可能性があります。さらに、この制度に対する消費者の認知度が低い現状を考えますと、消費者が補償金制度の拡大理由を理解するのは極めて困難であります。2006年1月の報告書には同じ問題が数多く指摘されていますが、未だに答えは見つかっておらず、さらなる検討と議論が必要とされています。</p> <p>文化庁が専門家を呼び集めてこの問題の検討に当たっておられることは称賛に値します。しかしながら、現在の補償金制度を拡大するために何らかの努力がされる前に、さらなる議論を行なう必要があるというのがアップルの見解であります。今日のような新しくダイナミックな社会においては、政府は消費者、権利者、そして継続的な技術革新の利害を均衡させることが極めて重要であると考えます。</p>	<p>アップル</p>
<p>「補償金」制度を周囲が認知することが重要である。</p>	<p>DREAMUSIC</p>
<p>ある程度のコピーの自由が補償金を支払うことで確保できるのであれば、消費者の購買活動を促進させることができると思うので賛成である。消費者もアーティストや著作権保有者に対して、補償金を支払うことで著作権保有者に対して敬意を払うことができ、双方にとっていい制度だと思う。</p>	<p>Warner Music Japan</p>
<p>補償金制度を実態に見合ったものし、存続させるべきです。</p> <p>一般消費者はパソコン、iPODなどで私的録音・録画などを通して著作物をくり返し再生できる、メーカーはそのような機械・媒体を販売することで利益をあげる、権利者は私的な利用が制限されるが補償金を受取ることによってコンテンツなどを製作することができる。</p> <p>この利益のバランスを確保して文化の発展に15年余り当事者の議論により出来上がったのが補償金制度です。</p> <p>パッケージ(技術と契約)の私的録音・録画には反映されない未完成な仕組みに惑わされないで、補償金制度を3者の共存共栄のためであると再確認すべきです。</p>	<p>株式会社アブライ音楽出版</p>
<p>保証金制度の維持に賛成します</p> <p>パソコンやipodなどで私的なコピーが大量に行われたことになった今、著作権が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきであると思います。これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保され、その意味でも著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決するのではなく、あくまでも保証金制度によって対応されることが望ましい。</p>	<p>ブラックボトムプラスバンド</p>
<p>補償金制度は必要だ。</p> <p>これだけ簡単にコピーが出来る製品が氾濫する今日、著作権について「私的複製の範囲」を識別するのは不可能である。例えば同じ機能であるにもかかわらず価格差のある音楽用CD-Rが並存していることなど、消費者を馬鹿にしているとしか言えない。コピー可能な製品を野放しに販売し始めてきたメーカーが責任を取るべきである。</p>	<p>アンサンブル「アルバ・ムジカ・きょう」</p>

<p>著作権法というものは、従来から放送を含むコンテンツ産業と強い関係を持ってきたが、インターネットの発展により、今では通信環境とも密接な関係を持つ法律となることになった。それ故に、既に著作権法のみで制度を考えることは不可能になり、他の制度との関係性のもとで制度を考える必要があるのは自明である。</p> <p>例を挙げると、役務利用放送がある。IP網を利用した放送を可能にするために制定された法律であるが、ここでいう「放送」と著作権法でいう「放送」が異なるが故に、サービスの展開を行うためにかなりの時間がかかった上、結局昨年度の法改正によってまた中途半端な改正が行われるハメになった。これで同時再送信についてはサービスが可能になったが、自主放送についてはサービスにさらに時間がかかる可能性がある。他にも、私的録音録画補償金については、総務省の「デジタルコンテンツ流通促進に関する委員会」との整合性がとれていないが故に、著作権法の状況次第では、先の委員会の報告書の結論がひっくり返る可能性があるという事例などもある。</p> <p>規制緩和を行うことで、国内のビジネスを助け、発展させていくというのは重要な話である。しかし、現実のビジネスにマイナスの影響を与えるようでは、弊害でしかない。制度は一体として意味を持たせるべきであり、変革を行うのであれば関係するものをきちんと調整して進めなくては行けないだろう。小手先のことだけをやるのが官僚の仕事ではなく、各審議会、委員会、研究会が見るべき物ももっと大きな世界ではないかと思える。</p> <p>本報告書は他の報告書との関係について全く述べていない。最低でも、デジタルコンテンツ流通促進に関する委員会報告書、及び、通信・情報の総合的法体系に関する研究会中間答申、コンテンツ取引に関する報告書、知的財産推進計画等との関係と、調整状況については報告する必要があると考える。そうでなければ、報告書が実際に効力を持つ範囲等がわからない。</p> <p>著作権法の対象範囲は、デジタル技術の発展によって拡大を続けている。かつては書籍、音楽、新聞、雑誌、テレビ等くらいが対象であったが、今では、医療や電子商取引、教育、その他、複数の分野にまたがる多くのコンテンツが対象となっている。コンテンツ制作者も、既存の範囲を超えており、その実情を踏まえて、委員構成等を考える必要があるのではないか。</p>	<p>ロージナ茶会</p>
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	<p>ノーズウォーターズ</p>
<p>制度というものは、対象となるべきものが変化すれば、当然、それに合わせて変化、対応していく必要があります。補償金制度も対象となる録音機器が変われば当然、それに対しても変化、対応していくべきだと思います。補償金制度は、ユーザーに複製の自由を認めるためにも、また、権利者の権利を守るためにも、今後とも時代に即した対応と変化をさせつつ、存続すべき制度だと思います。</p>	<p>同人舎プロダクション</p>
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 例えばパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーをできることも認めて欲しいところです。 消費者と権利者の利益の調整をはかる制度として補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	<p>有限会社アベドン・ザ・カンパニー</p>
<p>違法デジタルコピーによる著作権者及び著作隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成、及び音楽産業の発展、日本固有の文化財産の創出と維持に悪影響を及ぼします。 違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外とし、「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲についてもその範囲を見直す提案に賛同します。</p>	<p>個人</p>
<p>委員の肩書きを見るにコンテンツ使用者であるユーザーの代表の人数が少なすぎると思う。私的録音録画をするのは我々ユーザーである。ユーザー代表が少ないとユーザーの意見はこのようなパブリックコメントだけでたいした影響力を持たず、人数で圧倒する権利者側の意見のみがまかり通ることになり、不平等である。</p>	<p>個人</p>
<p>補償金制度をちゃんとした制度に立て直して存続させるべきだと思います。 こういう制度を廃止してしまうと、日本の文化はきつとどんどん廃れていってしまいます。 守るべきものは守っていかねばならないと思います。</p>	<p>個人</p>
<p>「わかりやすい補償金制度にして維持すべき」 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代に於て、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすれば正直者はバカを見てはいる様で紛らわしく感じます。さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくって来たメーカーに責任を取ってもらいたい。</p>	<p>個人</p>
<p>「意見」補償金制度を今後も継続していくべきだと思います。</p>	<p>個人</p>



<p>21世紀を日本はどのようにして繁栄を保ち、生きてゆくかを真剣に考えなければならぬ時期にさしかかっていると考えます。BRICsなどの追い上げに直面しつつある状況を考えるとき我が国の取るべき道は知財立国をひとつの大きな柱とするべきでしょう。従って知的財産に関する諸制度をどう構築していくかが日本の将来を左右すると言っても過言ではないと思います。そのためには才能豊かな人材がクリエイターの世界に参入するための基盤整備が必要です。それは知財に対しての経済的な補償制度が絶対に必要です。知的録音録画補償金制度を存続させ、尚料率もヨーロッパ先進国並みにするのがとりえず必要だと考えます。知的財産に対する我が国の取り組みがアジアの模範となりこの面でリーダー的な役割を果たすべきでしょう。</p> <p>経済界の皆様にはこの問題を目先の金銭でなく長い目で我が国の行く末を考えて頂き、知財立国を目指すことが将来的により大きな企業利益につながるをご理解くださるようお願い致します。</p>	個人
<p>AV機器はコンテンツが無ければ全く役に立たないものです。そのコンテンツを制作する人々に敬意を表する意味でも補償金制度は必要です。つまり「コンテンツとはお金を払う価値があるものだ」という思想を定着が必要があると思う。本来AV機器メーカーはこういう責任があると思うがそれを無視している様に思える。コンテンツ再生をよりどころにしている以上は率先してこれを行うべきです。</p>	個人
<p>CDを買った人が複製したら、その対価を払うのは、それ程判り辛いことではないと思います(勿論同じ金額では辛いですが・・・)。元々はコピーしないでそのまま聞けば良い話ですから、その分がCDの代金に入っていないのは当たり前です。だから、コピーで得する人は代金を払えば良いんです。コピーした曲を利用する消費者、コピーしたい人にそれだけの機械を売ることで儲ける電器メーカーなど、利益を受ける人がCDに権利を持つ人にいくらかの代金を払うことは、不自然なことと思いません。今の方法が問題なのだとしても、それはやり方を見直せば良いことですから、補償金の制度はこのまま続けてよいと思います。</p>	個人
<p>iPodなど、既にPC並みの機能を備えた携帯デジタルプレーヤー等が、これだけ売れている中、消費者も劣化の無いデジタルコピーによる恩恵を受けているので、補償金等の制度の維持もやむをえないのではないのでしょうか？</p>	個人
<p>iPodに代表されるようなデジタル録音機器やパソコン等の普及によって、大量の私的コピーが行われていることを否定することはできないだろう。こうした実態にある現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきである。私は、これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が保たれていると思っている。私的コピーの自由によってメーカーやユーザーが利益を得ているのに、著作権者だけが膨大な私的コピーに対して何も利益を受けていないというのは、客観的に見ても片手落ちであり、日本は知財立国を目指すとしながら、著作権者を置き去りにしているように見える。補償制度は、三者が利害の調整をはかっていくうえで、うまく考えられた制度である。この問題は、契約などで解決するのではなく、補償金制度によって対応していくのがベストである。</p>	個人
<p>そもそもこれらすべてはJASRACを強化するためのものと思えません。その結果政界で甘い汁を吸う人間の多くが得をするのでしょう。もともとJASRAC自体が不透明で、著作権者保護を名目にヤクザ行為を繰り返し、著作権者本人ですら金を払わないと自分の曲が使えないようなことを言い出しています。さらにこういった規制はいつも穴だらけで、どうしても解釈できてしまうのが難点です。自作の曲ですら許可を得る時間が必要ですか？替え歌は？文化の衰退を招くものであることをどうか察してください。私はこの法案に反対です。脅し取る口実が増えるだけでJASRAC以外に得をする人間がいません。</p>	個人
<p>JASRAC、日本技能実演家団体協議会、日本レコード協会の3者が提出した報告書では、毎年新たにデジタル方式で私的録音される曲数を12億9千万曲と推計(平成17年9月調査)しているが、2年を超えた今日、さらに記録容量を拡充させた機器をメーカー各社が競って開発しており、出荷台数が飛躍的に拡大(JEITA公表による統計資料)していることから、クオリティーの高い音質で簡単に大量に録音・録画できる機器により、私的録音される曲数は天文学的な数に上るといって過言ではない状況である。一方で著作者、著作隣接権者らが受け取る私的録音録画補償金が衰退の一途を辿っている事実(2001年度の私的録音補償金徴収額40.3億円を100%とすると、2007年度は32%の13.1億円)を鑑みれば、本件については早急な是正が必要であると思われる。</p> <p>故芥川也寸志氏(JASRAC第7代理事長)が、現行制度の制定にあたって、昭和63年8月、当時の文化庁著作権審議会に提出した意見書「私的録音録画問題と報酬請求権制度の導入について」の中では、「技術の発展によってもたらされる著作物の新たな利用の可能性は、著作者にまずもって役立てられるべきである」と、西ドイツにおける私的複製制度の基になっている同国の最高裁判所の判決文が紹介されているほか、現行制度には当時のメーカー側の経営陣らの理解、協力が不可欠であったと同氏から仄聞している。</p> <p>結論として、天文学的楽曲数の私的録音録画に係わるメーカー側として、私的録音録画の実態に即した対象機械・記録媒体の範囲拡大など、補償金制度の適正な見直しについては、積極的に応分の社会的責任を一刻も早く果たすべきであると思う。</p>	個人
<p>P. 131～132について、現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者、メーカー、権利者の利益の調整を図るためにメーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないと思います。</p>	個人

<p>あなたたちはインターネットを衰えさせるのですか！？      いったいどこでそれを終わらせるつもりですか？      今の日本人にパソコンとインターネットは欠かせないものとなっています。      それをあなた達小委員会はつぶそうとしているのです。      つまり、落ちるところまで落ちてしまうのです。      そんな先の事態まで考えましたか？      たとえ今回の小委員会の話が実行されても、いまの小中学生にどう教えるのですか？      新しく小中学生になった子供達にどう教えるのですか？      一年ずつ教えるのですか？      それから、どうやって違法ファイルを見つけることに対するの対応策に対して。      日本レコード協会が発行する「適法配信に識別マーク」を表示させると言いましたね。      つまりそれは、インターネット上にある億を超えるWebサイトを1つずつ見ていくということですか？      高校生からの立場から言うと、そんなアホみたいな話のために将来有望の子供達の楽しみを無くすことはおかしいと思います。      最後に私達の意見を無視することになり激怒しています。      なぜそのような無視をするのでしょうか、あなた方が意見を寄せてくださとおっしゃったのに、なのに賛成票、反対票がどれだけあるのかというものしか見ないのですか？      そこをまず改正してもらいたいです。      このような意見が寄せられたくないのであれば、委員会にネット者を重要参考人として10名以上参考人をご来場いただくような行為をしてください。</p>	個人
<p>あまり消費者をなめないで下さい。過去からスト権利というものはあるんです。逆に言うなら商品を買わないということも不可能じゃないんです。今現在の安泰をつまらないことで壊して、それを全員納得できる形で復興できるんですか？ダウンロード禁止した後、どうやって全てを丸く治めるんですか？言ってください。お願いします。こっちとしてもこれをマイノリティーの意見として終わらせたくないんです。消費者は億人います。その億人をちゃんと納得させてください。でっかく出したんです。ちゃんと説明してください。何にせよ反対です。</p>	個人
<p>ある程度のコピーを行って音楽を楽しむことは、デジタル時代が進むにつれてますます必然性を増してきており、その中での権利者保護という意味合いで考えると妥当な制度だと思います。      またコピーの自由度も公に高まるという点においては消費者に対しても長い目で見てメリットがあると考えます。</p>	個人
<p>ある物、又は音源を利用する人たちは、それがどれだけの苦勞と費用を使って作られたかを考えていません。私の場合は作品を作曲家に委嘱して新しい作品を生み出す作業を伴う仕事をしており、しかも個人で其の費用の多くをまかなっています。そのような血の出るような費用の掛かった作品を2次使用する場合には、皆がきちんと費用を払うべきであり、其の払った費用が次のクリエイションにつながっていくことを考えるべきです。</p>	個人
<p>いろいろと世間では悪者扱いにされている著作権ですが、コンテンツ・著作権団体の利権と保障がメインで、一般利用者の利便性や現状との意識の差があります。      まず、一連のファイル交換ソフト自体で扱うファイルで音楽やTV動画が含まれていることで問題になってます。      しかし、いぜんからCDの売り上げ減は続いてましたし有線放送やCSでの音楽番組も充実してきました。      24時間ゲームセンターやショッピングセンターでは、最新曲が垂れ流し状態になってます。      これでは購買力にも影響を与えてしまいます。      また、ファイル交換の扱いが多い「アニメ番組」が、一部の地域でしか放送されず地域格差と情報格差を招いているという現実があります。      諸外国では、BSやCSのように一括した番組が地上波で放送されてます。      「地方(故郷)が大事！アピールしたい」というのであれば地方の番組を東京でも放送できるようにすべきだし、東京の番組を地方でも見れるようにすべきです。      昔はラジオで遠距離受信が流行りました。人々の「見たい」に答えて欲しいもの。      TV東京が映らない人口3割の利用者(約3000万人の一部)が、ファイル交換ソフトを活発化させていることは確実だし速やかに「全国一律の放送」を実現すべきである。      そうすることで、違法なファイルを半分以上減らすことができます。      まずは「何を要求しているのか？」を把握し、その上でコンテンツ保護をしていただきたいもの。      このままでは著作権管理が厳しくなっても、問題の解決には至らないでしょう！</p>	個人
<p>インターネットの発展、存在意義を覆してしまいかねない、恐ろしいこの法案に断固反対したいと思います。      反対意見を送っている物は私以外にもたくさんおられる事だと思いますので、私含め、それらの意見を尊重していただきたい。</p>	個人



<p>およそ一國の藝術文化が発展し成熟するためには、創造という行為への畏敬の念や創造物への敬意が不可欠です。創造の所産なくしては、ユーザーが藝術文化を楽しむことも、それを世の中に伝播する機器を開発・販売するメーカーの繁栄もあり得ません。ユーザーやメーカーが「はじめに創造ありき」という自明の理を忘却し、保護や支援なしにでも供給されるという錯覚に陥るなら、創造物のフリーライド(ただ乗り)は横行し続けると思われず。</p> <p>「複製」という行為は創造物の一利用形態ですが、創造者の許諾を得ない無償の利用は、そもそもフリーライドです。しかしながら、著作権法は、私的複製に限りそれを例外として合法化しました。つまり、家庭内等における使用に制限された限定的で零細な私的複製であるならば、創造者の経済的利益をさほど害するとはみなされず、したがって創造的動機や意欲を損なうことも少ないとして、著作権法30条は、無許諾・無償の私的録音を認めたのです。</p> <p>ところが、デジタル革命を背景に状況は一変しました。すなわち、デジタル・テクノロジーの発達による録音録画技術の目覚ましい進歩は、高性能で低価格の複製機器の開発を次々に可能とし、これに伴い音楽や映画等を録音録画して楽しむ方法が創造物の利用形態として広く世の中に定着し、かつて零細な利用行為と見られた私的録音録画行為は、大量の録音録画物の作成と半永久的に保存可能な複製物をもたらすところとなりました。</p> <p>事態がここに及んで、たとえ私的録音録画であっても、それを全く無償な行為として放置することは、創造者の経済的利益や創造的インセンティブを損なうとみなされ、法的に補償措置を講ずることが適当との判断から、平成4年に「私的録音録画補償金制度」が導入されることとなりました。この時点でかつて無償であった私的録音録画は、「補償金」支払い義務を賦課するという形で、有償に転じたのです。</p> <p>現在、この「私的録音録画補償金制度」の撤廃や見直し関連議論が行われているわけですが、その際に欠落してはならないのは、冒頭に述べた藝術文化の創造・発展・成熟に必要な理念であると信じます。この理念が不在の議論は、メーカーやユーザーのエゴイズムをはびこらせ、結果は、文化創造の泉を枯渇させるはずで。</p> <p>高度な複製を可能とする機器や複製機能を付加価値として付随させた機器を開発・販売するメーカーは、当然「補償金」の支払いを負担すべきです。なぜなら、自らの繁栄は、創造行為や創造物の存在があってこそ成立するものだからです。「そもそも補償金とは損害に対する償いを意味する言葉だが、一体どれぐらいの損害があるのか」という不毛の議論ではなしに、藝術文化の創造者から経済的恩恵を被っているメーカーとしては、むしろ、「補償金とは、創造のインセンティブを高めるパトネージ(支援)である」というぐらいの見識と気概こそが求められるところでは。</p> <p>ユーザーにも、「創造行為や創造物の存在があるからこそ、それを楽しむことが可能である」という認識が肝要です。現在の貸レコード利用者のうち、i-PODなどのモバイル機器に複製しないユーザーは皆無であるはずで、いまや貸しは完全にモバイル視聴のためのソースと化しています。この利用実態を誰よりも熟知しているユーザーは、それらの恩恵を深謝すべきではないでしょうか。</p> <p>「ユーザーは私的録音録画という創造物の利用形態を楽しむだけであり、そこからプロフィットを得ない」という観点に立つなら、「補償金の支払者は、高度の複製を可能にする機器やメディアを製造販売しているメーカーであるべきだ」という主張も肯けるところですが、だからといって、ユーザー側が補償金支払いとは一切無縁であるとは言い切れません。そもそも機器や録音録画メディアを購入するのはユーザー自身ですから、メーカー側が補償金の支払い当事者となっても、それらの価格にひそかに補償金分が上乗せされていれば、結局、補償金の支払者はユーザーということになり、「支払者をメーカーとするかユーザーとするか」という議論もあまり意味をもたなくなります。そうした議論に拘泥するよりも、成熟したユーザーから、「私的録音録画補償金制度の廃止は、究極的には藝術文化を衰退に導き、ユーザーの楽しみも削減される」との、創造物尊重の声がもっと高まってよいのではないのでしょうか。</p> <p>文化審議会著作権分科録音録画小委員会による中間整理の添付資料は、欧米における私的複製の補償金徴収額が日本に比べて圧倒的に多いことを明示しておりますが、これも創造物や藝術文化に対する理念や意識の相違に起因するものではないかと推察されます。</p>	個人
<p>ここ近年で電車の中張りポスターなどで、録音録画補償金に対する周知が行われているが、知っている人はまだまだ僅かだと思う。録音録画機器に補償金を設定するという現存の非常に効率のよい録音録画補償金制度でさらに対応していくことが望ましいと思う。</p>	個人
<p>この制度をはじめて知りました。そして、詳しく内容を知り、もっともな制度だと感じました。消費者と権利者双方にとってプラスにはなれど、マイナスにはならないと思います。</p>	個人
<p>この中間整理は、一方当事者の恣意的な調査しか引用しておらず、国際的な著作権法の比較も不十分であり、検討結果についても整合性・合理性を全く欠いており、法改正の根拠としては全く不十分かつデタラメなものである。このような天下り役人の妄想ペーパーで法改正を行うことなどあり得ない。</p> <p>本来、公平であるべき審議会の運営をねじ曲げ、癒着業界のためにのみ報告書を取りまとめた文化庁の罪は重い。</p> <p>文化庁あるいは文部科学省にあっては、このような審議会運営について猛省した上で、真に公平かつ妥当な国民視点に基づく検討が行われるよう、その審議会運営の正常化を真摯に行うことを、私は一国民として強く求める。</p> <p>なお、文化庁あるいは文部科学省がこのような正常化が不可能であるとするなら、これは、行政府が特定業界との癒着を断ち切ることが不可能であると告白したに等しく、私は一国民として、行政府におけるこのような明らかに国民視点を欠いた検討を凍結し、今後一切の著作権の法改正の検討を直接立法院で行うべきであると立法院に求めていくことをここに付言しておく。</p> <p>最後にまとめとして、私的複製と補償金制度に関する今後の法改正において、私が一国民として強く求めることを以下にあげておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. そもそも、著作権法の様々私法が私的領域に踏み込むこと自体がおかしいのであり、私的領域での複製は原則自由かつ無償であることを法文上明確にすること。また、刑事罰の有無に関わらず、外形的に違法性を判別することの出来ない形態の複製をいわずに違法とすることは社会的混乱を招くのみであり、厳に戒められるべきこと。</li> <li>2. 特に、補償金については、これが私的録音録画を自由にするための代償であることを法文上明確にすること。すなわち、私的録音録画の自由を制限するDRM(コピーワンスやダビング10ほどに厳しいDRM)がかけられている場合は、補償措置が不要となることを法文上明確にすること。</li> <li>3. また、タイムシフト、プレースhift等は、外形的に複製がなされているにせよ、既に一度合法的に入手した著作物を自ら楽しむために移しているに過ぎず、このような態様の複製について補償は不要であることを法文上明確にすること。実質権利者が30条の範囲内での複製を積極的に認めているに等しい、レンタルCDやネット配信、有料放送からの複製もこれに準じ、補償が不要であることを明確にすること。</li> </ol>	個人

<p>4. 私的録音録画の自由の確保を法文上明確化するとして、私的録音録画を自由とすることによって、私的複製の範囲の私的録音録画によってどれほどの実害が著作権者に発生するのきちんとした調査を行うこと。 この実害の算定にあたっては、補償の不必要な私的複製の形態や著作権者に損害を与えない私的複製の形態があることも考慮に入れ、私的録音録画の著作権者に与える経済的効果を丁寧に算出すること。単に私的録音録画の量のみを問題とすることなど論外であり、その算定に当たっては入念な検証を行うこと。</p> <p>5. この算出された実害に基づいて補償金の課金の対象範囲と金額が決められること。特に、その決定にあたっては、コンテンツ産業振興として使われる税金も補償金の一種ととらえられることを念頭に置くこと。この場合でも、将来の権利者団体による際限の無い補償金要求を無くすため、対象範囲と金額が明確に法律レベルで確定されること。あらゆる私的録音録画について無制限の補償金要求権を権利者団体に与えることは、ドイツ等の状況を見ても、社会的混乱を招くのみであり、ユーザー・消費者・国民にとってきちんとしてセーフハーバーとして機能する範囲・金額の確定を行うこと。 あるいは、実害が算出できないのであれば、原則にのっとり、私的録音録画補償金制度は廃止されること。</p> <p>6. 集められた補償金は、権利者の分配に使用されることなく、全額違法コピー対策やコンテンツ産業振興などの権利者全体を利する事業へ使用されること。</p>	
<p>この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理では、私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点としては、「制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化・・・を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直す」としながらも、各論部分では、なんと「技術の発達等による事情の変化」を考慮していない。 平成4年以降のIT技術の発達により、前述した小額決済技術が発達し、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能になっているにも拘らず、なにゆえ、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会がそのことを大々的に取上げて検討しないのか、疑問である。</p>	個人
<p>この法律を制定されますと、長い人生の楽しみや生き甲斐が大きく損害され非行に走る人や非人徳的行動をする人、そして最近多発している各事件が多く現れてしまう可能性があります。 ですので、この法律は制定される事を大いに反対させていただきます。</p>	個人
<p>コピーが自由にできる現行制度の維持について、お願い。 私はiPodにて音楽を楽しんでおり大切なものになっております。補償金というものがなくなってしまい、iPodに音楽をコピー出来なくなったら、人生の●びはなくなってしまいます。iPodに音楽がこれまでどうり楽しく自由にコピーできる様な制度にして下さい。そのための補償金なら喜んでお支払したいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	個人
<p>ストリーミングとキャッシュの規制、ipod課金の政策をやめてもらいたい。</p>	個人
<p>ソフトあつてのハード、ハードあつてのソフト、そこに消費者の存在。誰かどのような恩恵なり、メリットを被っているかを考えれば、一目瞭然。それぞれみんなと思います。それに対する対価は発生して当然だと思います。補償金制度はそれぞれの責任を果たす意味でも設定は当然ありだと思います。</p>	個人(同旨1件)
<p>そもそも著作権法は、著作物の利用について利用者と著作者の利害関係を調整する目的があるはずであり、事、私的利用についてはわが国における究極のエンドユーザーたる国民(消費者)と著作者との利害関係調整のはずである。にもかかわらず、貴小委員会には、消費者団体や国民が全く参加しておらず、議事録を公開していない。利害関係者の片方を招致しないで何が会議であるか？ 欠席裁判もはなはだしい。一国の法律を策定するべき諮問機関として恥ずかしくないのか？ 国民(消費者)の公共の福祉を考えない立法は当然に違憲であるはずである。文化庁その点はつきりと説明責任を果たすべきであるし、貴小委員会は一度解散し、消費者団体、消費者を相当程度招致し、その上で改めて議論すべきである。 幸いなことに今後3年間は国会ではねじれ現象のようであるし、小生としても各政党に請願をするつもりである。諮問機関の各委員は恥を知れ。</p>	個人
<p>ただでさえ音楽不況のこの状況下において、こういった補償制度の不在はせつかくの才能を持った多くの芸術家が育たないばかりでなく、日本の芸術文化の更なる敗退を露呈する事となるでしょう。私自身、将来の不安をめぐいきれません。</p>	個人
<p>ダビング10問題が著作権に関連する権利者団体の私的録音録画補償金制度見直しの議論で補償を求めて様として進展を見ない。そもそも私的録音録画は本来無料で開放されるのがコンテンツ先進国のアメリカを見てもそうであるように、日本でも是非そうすべきなのです。我々消費者はコピー・ワンスで大変な不便を被りました。やっとダビング10で方向性が決まりつつあり、不満ではありますが現状よりは改善されるので施行されるのを待ち望んでいました。それなのに権利者団体が補償を求めて停滞するのは、日本のデジタルの進展、経済発展に大きな家訓を残してしまう事になると思います。ソフトのセキュリティがここまで向上した今、無料開放に不安は無いと思います。是非日本の未来を見据えて、ご英断ををされることを期待します。</p>	個人
<p>保証金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 聞く側、創る側がこれからも自由に音楽を楽しめるようにするには、保証金制度をいまの状況にあわせたものにして存続させるべきです。</p>	個人
<p>保証金制度をちゃんとしたものに立て直して存続させるべきです。</p>	個人

保証金制度を現在の実体に合わせて存続させるべきです。 現在の若者、特に中高生たちは、正規で販売されているCDの事をマスターと呼ぶそうです。 誰かが1枚マスターを買えば、残りのみんなはそれをコピーすれば良い。それが彼等の常識なのです。 音楽と言う文化を守るために、制度は必要です。 制作側に正当な配当が行かなければ、次の作品を生み出す事ができません。	個人
保証金制度を今の実態に見合ったものとして存在、改善すべきです。当然です！ 音楽をパソコン等でコピーすることはすでに一般的に日常のこととなり、各メーカーがそれを当然のように扱う製品を発売しています。諸外国では当然のように行われているメーカー出資による保証金制度が、最も理にかなっていると思います。日本も著作権者の権利と利益を守る制度をしっかりと確立して、現在すでに遅れている著作物に対する考え方を、せめて世界の並レベルにまでは上げてほしいと思います。それがまして保証金制度の後退、廃止となると、日本の恥です。音楽家の立場を見下したような改正は断固許しません。	個人
保証金制度を今の実態に見合ったものにして存続させるべきです。  私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供してメーカーが利益を得ています。 消費者のニーズに応じてメーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数は飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽をつくる側は看過できないのではないのでしょうか？	個人
保証金制度を今の実態に合うかたちで維持そんぞくさせるべきである。 私的k録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、保証金が激減している状況を音楽をつくる側は看過できないのではないか？	個人
保証金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきである。	個人(同旨1件)
補償金制度があることにより、私的コピーをしても著作権者に対して気兼ねなく音楽を楽しめるんだと思います。今はパソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになっていますが、それらに補償金制度がないのはおかしいと思います。	個人
補償金制度がなくなり、個人的なコピーについても許諾が必要となれば、これまでのように気軽に音楽が楽しめなくなる。安心して音楽のコピーができるような制度を希望する。	個人
補償金制度がなくなり、個人的に許されていたコピーまで違法となって、許諾も得なくてはならなくなってしまうようなことになれば、自由に音楽を楽しむことができなくなってしまいます。権利者の保護とユーザーが正當に楽しみ複製できることが両立できるような制度は、存続させるべき。	個人
補償金制度がなくなり、今後コピーするのに厳しい制限がかかるくらいなら、補償金を払うことに賛成です。大勢の人の楽しみを奪うようなことだけはやめてほしい。	個人
補償金制度がなくなると、一回一回許諾を得て使用料を支払うのは面倒だし忘れてたり億劫になったりして支払う機会を持ちにくい＝無断使用が増えてしまうのでは…と思います。	個人
補償金制度が仮に無くなると、私的に録音録画する行為そのものが違法になってしまう危険性があり、非常に怖いことだと思う。よって、補償金制度は存続すべきだと思います。	個人
補償金制度には賛成だが、消費者にもっとわかりやすく説明することが必要だと思う。	個人
補償金制度のおかげで、テレビ番組を自由に録画できていたなんて知りませんでした。 この制度がないと、DVD録画ができなくなるのでは…と不安になります。 多くの人に知ってもらふ必要のある制度だと思います。 補償金制度で今と同じように家庭内でコピーができるよう維持していただきたいです。	個人
補償金制度の維持・存続はもちろん、整理・改善するべきです。 消費者がレンタルショップから借りた音楽CDやDVDをパソコンを使っていくらでもコピー、配布できる現状は、一見手軽に鑑賞できファンを増やすように感じられるが、最終的には愛する作品や権利者の利益を損ない、存続への障害となってしまいます。しかしコピーの実態を正確にカウントし課金する事は事実上不可能ですので、補償金制度で解決するのが現実的だと思います。本当の意味で芸術を愛好し支えるために、きちんと対価が支払われる制度を整備すべきです。	個人
補償金制度の維持に賛成です。	個人(同旨2件)

<p>補償金制度の維持に賛成です。 ちゃんとした制度に立て直して絶対存続させるべきだと思います。 モノを作る事は(音楽でも映像でも)とてもステキな事だけど、 とても大変なことです。なんらかの形でそういう努力や行為を守る必要があるはずで 作り手の心に冷たい風がふかないように！ ぜひ、よろしくお願いします。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。 テクノロジーの発達に制度が追いついていません。 日本の文化人の維持と発展のためにもこの制度は維持すべき問題と考えます。</p>	個人
<p>補償金制度の改善と存続に賛成。 全てのコンテンツ愛好家及び、我々音楽家をはじめとする権利者にとっても必要不可欠な制度と思います。 この件に関して各メーカー側への新たな改善を促すとともに早急且つ公正な制度としての見直しと存続を望みます。</p>	個人
<p>補償金制度の改善と存続に賛成です! 一定の補償金をきちんと支払った上で私的コピーが自由に出来る環境をつくれる補償金制度は合理的であり、消費者、メーカー、 権利者にとってきちんとした利益を生み出すものと信じます。 私はこの制度の存続に賛成であり、より現行に見合う形への改善と存続を強く希望します！</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度は、ユーザーとアーティストの双方にメリットのある制度だと思います。ユーザーにとっての経済的負担も大きなもので はなく、安心してコピーできる現実的な制度なので、今後も続けるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は、ユーザーの便宜とコンテンツ製作者の権利保護のバランスのとれた、合理的な制度だと思います。諸外国にも同様の の制度があると聞いていますし、特に我が国の状況(デジタル機器の普及、音楽等のコンテンツの利用状況)にはマッチした制度だ と考えられますので、存続させるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は、ユーザーの利便性と権利者の保護を両立する、それなりに良い制度だと思う。絶対に存続させるべき。</p>	個人
<p>補償金制度は、私たち消費者にとって悪い制度ではないと思います。個人用目的か、商用目的か判断が難しい現状で、いちいち個人 用目的の許諾を得なくてはならないような状況は非現実的。デジタル録音機を自由に使うためにも補償金制度の継続が必要と考え ます。</p>	個人
<p>補償金制度は、日本が世界の文化国家の一員として恥ずかしくない国である為にも必ず守って下さい。 生活が便利になるのは素晴らしい事です。 しかし「便利だから」「儲かるから」という理由だけで作家が命をかけて作った作品を自由にコピー出来るなどというのは「便利だから 」自由だから」という理由で、他人の大切な物を平気で盗むのと同義です。こんな事が平気で許されるようになれば、税金や健康 保険さえも払わない責任感の無い人達が今後ますます増えてくる事でしょう。これからの日本を背負って行かなければならない若 者に、国際人として恥ずかしくない考え方を教育して行く為にも、目先の企業の儲けの事だけを考えないで、是非、賢い選択をして 頂きますように、心よりお願い致します。</p>	個人
<p>補償金制度は維持されるべきです。 アーティストへ何も還元されないことは文化的後進国を認めるものです。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。だから、実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話に なるのです。コンテンツ製作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーに、ここまでたくさんコピーさせ る必要があるのでしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なののでしょうか。便利さだけでなく、やはり一定の節度が 求められると思います。 メーカーは、収益をあげるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべき です。 それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。消費者は、これ以上、余計な機能の付いた高い商品を買わされるの はゴメンです。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 今や当たり前音楽作品のコピーが行われ流通している現状で、本来の権利者にコピーして楽しんだ対価が還元されていないの はおかしい。補償金を支払うのが一般ユーザーにしろメーカーにしろ、わずかばかりの負担を上乗せする事で私的コピーを正当化 する制度すら無くなってしまえば、デジタル化と大容量化で無法地帯化がどんどん進んでしまう。益々文化後進国に成り下がるばか りである。タダでコピーし放題は非常識という認識を、メーカーもユーザーも権利者も共有するべきである。補償金制度を無くすな ど、とんでもない暴挙としか思えない。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 諸外国との比較を見てもあきらかです。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。もっと自国の権利者を大切にしてほしいと思います。</p>	個人

<p>補償金制度は存続させ、改善するべきだと思います。 音楽をiPodなどに自分の好きなようにコピーすることは今や当然の行為ですがその当然の行為が当然のことであるためにも補償金制度のようなしっかりとした制度としての枠組みは是非とも必要であると思います。 また、それぞれの著作者の側から見て納得のいく制度であるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は存続させるべきだと考えます。「私的複製の自由」と「権利者の利益」の双方に有益な制度だと思うからです。この制度が廃止され、一般家庭内での録音、録画が違法となったとしたら、とても不便なことになります。いちいち権利者の許可を得ることは不可能です。事実上野放し状態になるでしょう。結果的に権利者の利益は損なわれることになります。</p>	個人
<p>補償金制度は存続させるべきだと思います。 私的録音を目的に、消費者がパソコン、ipodなどの録音機材を購入し、結果としてその録音機材を市場に提供しているメーカーが利益を得ているような状況。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大し、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えているが、補償金が激減しているこの状況を、音楽を作る側は見ることができない。</p>	個人
<p>補償金制度は存続すべし、、、現状にあったものに向け、検討を！！ パソコンの普及で、コピーの問題は色々変化してきています。 当然権利者に退化を支払うべきですが、同時に自由にコピーが出来る利便さも失いたくはありません。 現在の補償金制度を維持しつつ、現状にあったものに変えてゆくの、最良の解決法だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は著作権法体系の根幹といえる部分であり、これを廃止するということはすべての条文を見直さざるを得なくなる。補償金制度の考え方は、きわめてバランスの取れたアイデアであり、この効用を今一度冷静に考えてみる必要があると料します。</p>	個人
<p>補償金制度は必要であり、時代の移り変わりと共に見直しも必要です。  権利はデジタル化の進行に着いて行けるでしょうか？ アナログとは違い簡単にコピーされてしまうメディア、それを守る為の対策が不十分なのではないでしょうか。 例えばコピーはできるが、極端に音質、画質が下がるなど。。。。 市販の物とコピー物との区別をもっと明確にできれば良いと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は必要と考える。 消費者としては、安価に音楽を楽しめるにこしたことはない。メーカーなどを中心に補償金不要の主張があるようだが、「もしlipodなど現在のところ政令指定されていない機器にも新たに補償金が課されることとなれば、製品の価格に反映せざるを得ず、消費者の不利益につながる」との論理ではなからうか。 そもそも、MDに課されている補償金がipodに課されていない点が問題であるが、その既成事実をもって補償金不要を主張するのは、私にとっては即ち、私の愛する素晴らしい音楽の創作者たちに対して「あなたの音楽をもっと安く提供してください」と値切っているに等しい。（「今までどおり安く提供してください」とした方が正確かもしれないが。） 創作者たちに対する報酬の減額は、音楽の質の低下、大量消費が見込める売れ筋のポピュラー音楽の寡占化、ひいては音楽文化の衰退、現代音楽の芸術的価値の低下につながると危惧する。 デジタル機器の普及により私的録音録画が激増したことは、誰の目にも明らかであり（電車に乗っても、道を歩いてもイヤホン装着した若者…当然カセットウォークマンではない…の何と多いことか）、アナログによる低音質・低画質の複製しかできなかったひと昔前とは隔世の感がある。複製物が低質だったからこそレコード、CDが売れたわけであり、CDと変わらぬ音質の複製ができるのであれば、何とか買わずに入手しようというのが人情である。創作者たちの経済的損失は言を待たない。だからこそ、補償金制度によって創作者たちの経済的損失を補う必要があるのではないか。 また、ipodが現に政令指定されていないことが象徴的だが、デジタル技術による私的録音機器に対して包括的に補償金を課すシステムが必要である。そのためには、複製機器を販売し最も利益を得ている者…メーカーが支払い義務者となり、消費者と創作者双方の利益・便宜を図るための責任を負うべきである。</p>	個人
<p>補償金制度を、現在の実態に合ったものにして存続して頂きたいと思います。 iPod等、個人的に楽しむためのコピーは、消費者が安心して合法的にコピーが出来る、又、権利者の利益も、守られるためには、補償金制度が、1番合理的だと思います。 大量コピー可能な機器を販売し、(消費者には不必要な程の)コピーした責任を消費者に委ねるメーカーの無責任は、許されないと 思います。 人々の心を豊かにする作品を残したアーティスト達と、それを楽しむ、豊かな心を持った人々が、安心して豊かな心を育て合う国になってほしいと思います。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態にあったものにして存続させるべきです。 今の時代の音楽化にとっては死活問題であります。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものとして存続させるべきである。 一人当たりにはすばるかな金額を、機器などに上乗せして支払うより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みを維持してもらいたい。 実際パソコンやiPodなどで私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされないのはおかしい。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 コピーコントロールと私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしている点にあると思います。また、録音・録画補償金の諸外国との比較の表を見て、改めて我が国は文化後進国であるといわざるを得ません。善処を強く望みます。</p>	個人

<p>補償金制度をきちんとしたものとして存続させてください！！ メーカー、消費者、音楽家、それぞれが納得できる形で！！！！</p>	個人
<p>補償金制度を維持すべき コピーする自由は大切だけど作人の権利は守ってほしい！だから補償金制度は絶対必要！</p>	個人
<p>補償金制度を維持するべきだ。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度を維持するべきです。 今や、便利になった時代、皆が気軽に音楽を楽しむのはよいが「自分さえよければ…」という考え方が消費者、そして元をたせばそれを販売しているメーカー側に多すぎる。 音楽に作り手の為にも、確かな還元が得られる様に補償金を支払う制度を確立すべきではないだろうか。</p>	個人
<p>補償金制度を維持するべきです。 私の周りでは、TSUTAYAのようなレンタル店から借りて、パソコンやCD-Rにコピーし友達に配っています。私も時々貰ってしまったりしていたのですが、そうした行為をすると、私が好きなアーティストへ何も還元されなくなってしまうことをこの報告書を読んで初めて知りました。そしてとても悲しい気持ちになりました。もうこれからは友達から貰ったりはしませんし、自分で購入したものからコピーもちゃんと補償金の上乗せされている音楽用のCD-Rとかを使おうと思います。 iPodやパソコンは、まだ補償金がかけていないのですね。大好きなアーティストの為に、早くそういうものを買った人が、補償金を支払えるような制度が出来るといいなと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を見直し、存続すべきです。</p>	個人(同旨8件)
<p>補償金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきです。  消費者はパソコンやiPodに代表されるポータブルオーディオプレーヤーなどで私的録音を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができ、メーカーはそのような機器・媒体を販売する事で収益を上げる事ができ、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けける事によって新たな創作の機会とモチベーションを得ることができる。  この三者の利益バランスを確保しつつ文化の発展につなげる為に、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。  DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成な仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、三者の共存共益のための制度である事を再認識、再確認して頂きたいです。  この国の文化である、この国の音楽を大切に思っ頂き、楽しんで頂く事が音楽家にとって新たな素晴らしい音楽を生み出す糧になる事を考えて頂きたいです。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態にあった物として存続させて下さい。音楽家の知的財産権を犯すものと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ています。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を作る側は看過できないのではないのでしょうか？</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 一人あたりにすればわずかな金額を機器や媒体に乗せて支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。パソコンなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽をつくる側は看過できないのではないかと？</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合う形で維持存続させるべきだと思います。私的録音を目的に消費者がパソコンやiPod等の録音機材を購入し、結果としてその機材等を市場に提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽をつくる側は看過できないのではないかと思います。</p>	個人

<p>補償金制度を今の実態に合う形で維持存続させるべきである。</p> <p>私的録音を目的に、消費者がパソコンやiPod等の録音機材を購入し、結果としてその機材等を市場に提供しているメーカーが利益を得ている。</p> <p>消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を作る側は看過できないのではないか？</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。</p> <p>補償金制度が維持されこれまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。</p> <p>消費者はコンピューターなどで私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができ、メーカーはそのような機器、媒体を販売することで収益をあげる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げる為に、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度である。DRMというパッケージの私的録音録画には活用できないであろう未だ完成していない仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度である事を再確認すべきである。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。</p> <p>音楽をパソコンなどでコピーすることは既に日常化しています。</p> <p>補償金制度が無くなることで、これまで許されていた自分のコピー行為にいちいち許諾を得なければならなくなるという事は、ライフスタイル自体が変わってしまうほどの事なのです。補償金制度が維持され、これまで同様に合法的なコピーが出来る環境を切に望みます。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合った形で存続させるべきである。</p> <p>メーカーは私的録音録画が可能な大容量の機器を販売し利益を上げ、ユーザーはその恩恵に浴する。機器の大容量化に伴ない販売台数が飛躍的に増えていながら著作権者に支払われる補償金が激減している現状は、著しくバランスを欠いている。</p> <p>補償金制度を今の実態に合った形で存続させなければ、音楽や映像を作る側の当然の権利が損なわれるばかりか、文化の衰退にも通じると考える。</p> <p>くり返すが、補償金制度を今の実態に合った形で存続させるべきである。</p>	個人
<p>補償金制度を今一度見直したうえで、今後も継続されるようお願いいたします。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだと思います。</p> <p>この補償金制度は著作権の保護と私的録音録画とをバランスさせる良い制度だと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。</p> <p>音楽をパソコンなどでコピーすることは日常化しております。</p> <p>パソコンであれコピーする場合は権利者に対価をべきですが消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。</p> <p>消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持は必要です。</p> <p>また良質な音楽ができてこそ録音機器の需要が生まれるわけですから種に水をまかずして収穫を得ようという日本のメーカーの考え方は音楽や芸術に関わるものと考え方ではないと思います。恥ずかしく、残念に思います。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とをバランス良く保つ良い制度だと思います。</p> <p>パソコンやiPod等の普及によって、私的コピーは格段に簡単になり、コピーをする機会が増えていると言う事を否定する人は居ないでしょう。</p> <p>此の事に対して著作物を創作した人達に何らかの補償をする事は当然であり、ユーザーも一人当たり僅かな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守って欲しいと思います。</p> <p>よって補償金制度は必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っている。</p> <p>パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。</p> <p>デジタルオーディオ機器がこれほど増え、自由に音楽がコピーできるようになった今、補償金制度は必要だと思います。でないと音楽文化全体の衰退につながります。</p>	個人

<p>補償金制度を全体的な視点から見直し、問題点を把握・解消すべく努め、その上で今後もこの制度を存続させるべきです。</p>	個人
<p>補償金制度自体の役割はまだ残っていると考えます。</p>	個人
<p>報告書を読みました。私はiPodを2台持っていて、音楽を好きなどに自由に楽しむのにそれらはとても大切なものになっています。もし補償金というものがなくなってしまって、iPodに音楽をコピーできなくなったら、私は生きる喜びを無くしてしまいます。iPodに音楽がこれまでどおり気ままにコピーできるような制度にしてください。そのための補償金なら喜んでお支払いします。よろしく願います。</p>	個人
<p>法案化に反対です。      企業の利益がそんなに大事ですか？      個人的に必要なというクリエイターは要りません。      極論になってしまいますが、金が欲しい作曲家なら曲をつくらなくて結構です。      むしろ、その方が、趣味で無報酬フリーダウンロードの作曲をして頑張ってる人が作ってくれる曲が目されるチャンスになりますし。</p> <p>自分は医者ですが、医者が居なくなったら困るけれど、企業の利権がなくなって困る人は少数だと思います。</p> <p>近代になるまで著作権は存在しませんでした。      民謡や童話など、個人が好きで作り出して、製作者は「皆に親しまれる喜び」を報酬にしていたと思います。</p> <p>自分の作品を皆に親しんでもらえて、有名にもなれる。      製作者の報酬はそれで十分だと思います。</p> <p>そうした観点から、現行法制度は十分すぎて余りあります。      よって、これ以上の利権拡大は無意味です。</p> <p>医療業界でも、企業の利権保護に現場労働者が喘いでいます。      日本という国のために、もっと優先して話し合うべきことがあるのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべき。      一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。      実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。私的なコピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそ望まれる。</p>	個人(同旨31件)
<p>現在の補償金額は 一人あたりにすればわずかな金額であり、これを機器などに上乗せして支払うことで私的コピーが保障されるということなので、私たち利用者にとってもいい制度だと思いますし、今後も維持してもらいたいです。      やはり、音楽を作っている方のことを考えると、IPODやパソコンなどに大量のコピーがされているのに何ら還元されない状況はやりきれないと思います。      この状況を改善すべく、対象機器の指定を迅速に行い得る方式を考えるべきであり、また、大量コピーができることを宣伝して機器を販売し、多大な利益を上げているメーカーは率先してこれに協力すべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。      私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思っています。      パソコンやipodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったということを否定する人はいないでしょう。この事に対して著作物を創作した人たちに、何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は必要だと思います。</p>	個人(同旨7件)
<p>補償金制度をちゃんとした制度に改善し、存続させるべきです。      一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは、今後も維持していただきたい。      実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。私的なコピーが増大している実態が見られる今日、対象機器の指定を迅速に行い得るような方式こそ望まれる。そしてメーカーは自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきです。</p>	個人
<p>理の問題として、本来であれば著作権者の許可をとらなければならないはずの私的領域での録音録画を、「補償金」制度によって正当性を擬制させている以上、全ての私的録音録画について補償金制度を貫徹させることが必要であり、この観点を欠いている中間整理は大いなるムダである。</p>	個人



<p>補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは今後も維持してもらいたい。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないというのは、どう考えてもおかしい。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は、私のようなユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと史料するところだ。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、複製行為は以前に比べて格段に簡単になりましたし、コピーする機会は、私に限ってみても、増えている実感があります。 創作に携わった権利者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みである補償金制度は、今後も維持すべきだと考えますし、一人あたりにすればわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的な複製が可能となる現在の環境を守っていただきたいと願います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に合うものにして存続させるべきと考えます。 私的録音録画補償金制度は、我々ユーザーにとっての利便性と権利者の著作権保護とをバランス良く考えた良い制度だと思います。パソコンやiPod等のデジタル機器の普及によって、私的コピーは格段に増えています。この事に対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をする事は当然で、一人あたりわずかな金額の負担で私的コピーが許容される現在の環境を守ってほしいと思います。補償金制度は絶対に必要です。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものにして、存続させるべきだと思います。1人あたり“わずかな金額”を機器や媒体に上乗せして支払い、私的にコピーが出来る現在の補償金制度の枠組みは今後も維持して貰いたいと思う。実際パソコン等によって私的コピーの量も増え続けているのに対し、権利者にその分が手当てされないと言うのは、どう考えてもおかしい!!!対象機器の指定を迅速に行い得る様な方式こそ望ましいと思います。ここは日本です。好き勝手野放し状態の中国じゃありませんよね？メーカー側の意識の低さには呆れるばかりです。。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 レンタル店から借りたCDをMD1枚にコピーしていた頃と違って、今日ではパソコンに加えてiPodやCD-R/RW等にもコピーするのが一般的です。P.19の調査結果を見ても機器、媒体の大容量化に伴い、補償金の支払対象になっていない機器、媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているから、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。 但し、コピーのたびに支払うとなると負担が大きいの、ざっくりとした「補償金制度」が良いです。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に合ったものにして存続させるべきです。 パソコン、iPod等で私的コピーが簡単に行われる現在、著作権者が補償金によって一定の対価得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと思います。 コピー可能な機器、媒体を販売しまくってきたメーカーは無責任すぎる。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 パソコンやiPodなどにより、私的コピーがあたりまえのように行われており、このことに対し著作物を創作した人への補償がないのはおかしいと思います。 補償金制度は必要です。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に合った制度にし、存続すべきです。 消費者はPC、ipod 等での私的録音録画で著作物を繰り返し楽しみを得る。 メーカーは録音録画機器を製造販売することで収益を得る。 権利者は私的な領域では権利が制限されるが、補償金を受け取ることによって新たな創作のバックアップを得る。 3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者の長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。 補償金制度が3者の共存共栄のための最もふさわしい制度と思っています。 権利者への対価が支払いが減少すれば、将来コンテンツの質の低下につながります。</p>	個人
<p>補償金制度を実態にあったものにして存続させるべきです。 あまりに簡単に複製ができる現状があります。 簡単すぎて、皆後ろめたさもなくなっているかもしれません。 これが正当に許容されるには補償金の存続がぜったい必要だとおもいます。 やはり権利者が存在する以上、きちんと整備しないと海外からも信用されないマーケットになってしまうと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態にあったものにして存続させるべきです。 私もパソコンを多用して重宝してるもの一人ですが、今の法律は非常に不満です。 ウィニーを使う少数の人たちは逮捕、非難されるのにCDを簡単にコピーできる機械を販売することは合法。 YouTubeなどで古今の映画、アニメなど只で見られてしまう。その機械を販売して多大な利益を得てる会社に対価を支払ってもらえないと思います。このままではもともと生活が苦しいといわれているアニメ製作会社などから次々につぶれていくしか道はないと思います。あらたなコピーガードのシステムを開発してもらって補償金を払ってもらって文化を守るか何とかしてもらわないとこの国の文化はつぶれますよ。</p>	個人
<p>補償金制度を実態にあったものにして存続させるべきです。 最近、パソコンに音楽を入れてためていくのが一般になってきています。その所がクリアになっていないので、補償金制度はまだ存続させるべきです。ヨロシクお願いします。</p>	個人

<p>補償金制度を実態に見合うものにして、存続させるべきである。 私的録音録画補償金制度は、私達ユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だ。パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前より格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人当たりわずかな金額を負担すれば私的コピーが許容される環境を守ってほしい。補償金制度は必要だ。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだ。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度はユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とのバランスをとる良い制度だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 時が進むにつれ録音録画機器の種類や規格、また性能はどんどん進化していくものです。これに対して、ソフトの中身を作っていくのは常に生身の人間、すなわち作家、作編曲者、実演家、その他様々な人たちはです。この人たちが常に守っていくシステムを作っていかなければ消費者の手にどんなに優れたオーディオ機器が生まれても音楽や、映像は配信されていなくなるのではないのでしょうか。基本的な著作権や、著作隣接権が機器の種類に左右されず保護されることを願います。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合った物にして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどで私的録音録画を通じて、著作物を繰り返し楽しむことができます。メーカーはその為の機器・媒体を販売することで利益をあげられます。権利者は(私的な領域では権利が制限されるものの)補償金を受けることによって、新たな創作の機会を得る事が出来ます。この3者の利益バランスを確保しつつ、さらなる文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが今の「補償金制度」です。 DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音・録画には活用出来ないような未完成の仕組みに惑わされることなく、今の「補償金制度」こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人(同旨2件)
<p>補償金制度を今の日本の実態に合わせた物にして存続させるべきです。 今日の日本人は録音物、録画物の「コピー」という行為に何の抵抗も感じていません。「私的録音録画補償金」という言葉を知っている人も少ないでしょう。「コピー」自体が音楽製作をどれほど圧迫するかわかっていないのでしょう。もはや、「個人のモラルを」という状況では有りません。現行の制度を「そのままが良い」という状況でもありません。ヨーロッパ諸国の制度を参考にしながら現在の制度を見直しつつ、最適な制度にするべきです。文化を守る為の文化庁ではないですか！！！！ 新しい文化製作を圧迫してしまうような結論は避けてほしいものです。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきだと考えます。 過去に於いて、先人達が苦勞をして「コピー天国」という遅れた状態からようやく一定の補償制度を作りあげてきたのに、音楽媒体が変化することによって、せっかく出来た当たり前のことがなし崩しになってきています。音楽文化を大切にするなら、適正な補償金制度を新しい音楽媒体に対しても当てはめるべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 誰もが好き勝手な方法で好き勝手なものを録画・録音・編集してネットへアップロードしまくり、好きなだけダウンロードしまくる現状になっています。 いまや若者に絶大な人気を誇る動画アップロードサイト、You Tubeやニコニコ動画などの現状では著作権などあってなきがごとしに扱われ、著作権を主張する者の方が悪し様に罵られる場面も多々見受けられます。 補償金制度の見直しと維持が必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどで私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる。メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る。この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPod等での私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができる。メーカーはそのような機器・媒体を販売する事で収益を上げる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの保証金を受ける事によって新たな創作の機会を得る。この3者の利益のバランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年に渡る議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを今こそ再確認すべきです。</p>	個人

<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。私はiPodを持っていますが、音楽を好きな時に自由に楽しみ、とても便利だと思っています。でもコピーする場合は補償金を支払うべきだと思います。私的に消費者がコピーして楽しんでいるのに、権利者にその分が手当てされていないのは、おかしいと思います。</p> <p>補償金制度の維持が必要だと思います。消費者として音楽を自由に楽しめるのなら、補償金を喜んでお支払いします。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。</p> <p>私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。</p> <p>消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している状況を、音楽を作る側は看過できないのではないか？</p>	個人(同旨9件)
<p>補償金制度を今の実態に合うものにして存続させるべきです。</p> <p>私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思う。PCやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えているという事を否定する人はいないだろう。この事に対して著作物を創作した人たちに対して何らかの補償をする事は当然だと思う。一人当たりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の制度を守ってほしい。補償金制度は必要だと思う。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものとして存続させるべきです。</p> <p>消費者はパソコンやiPodなどでお私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することによって利益を上げる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この三者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築きあげられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、三者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるのに賛成です。</p> <p>音楽をパソコンなどでコピーすることは、今では当たり前のことになっています。</p> <p>補償金制度がなくなったら、いちいち許諾を得なければならなくなるので困ります。</p> <p>かといって、むやみにコピー出来るのも問題だと思います。</p> <p>消費者と権利者、両方の利益のために補償金制度の維持存続が必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる。</li> <li>* メーカーはそのような機器、媒体を販売することで収益を上げる。</li> <li>* 権利者は私的な領域では権利が制限されるものの、補償金を受け取ることによって新たな創作の機会を得る。</li> </ul> <p>以上三者の利益バランスを確保しつつ、文化の発展につなげるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが『補償金制度』です。DRM(技術+契約)というパッケージの私的録音録画には活用できない未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが三者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきです。</p> <p>消費者はパソコンやiPodに代表されるポータブルオーディオプレーヤーなどで私的録音を通じて著作物を繰り返し楽しむ事ができ、メーカーはそのような機器・媒体を販売する事で収益を上げる事ができ、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受ける事によって新たな創作の機会とモチベーションを得ることができる。</p> <p>この三者の利益バランスを確保しつつ文化の発展につなげる為に、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。</p> <p>DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成な仕組みに惑わされる事なく、補償金制度こそが、三者の共存共益のための制度である事を再認識、再確認して頂きたいです。</p> <p>この国の文化である、この国の音楽を大切に思っ頂、楽しんで頂く事が音楽家にとって新たな素晴らしい音楽を生み出す糧になる事を考えて頂きたいです。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態にあったものにし、存続させて下さい。</p> <p>報告書を読みました。現代の時代は、ますます、コピーが簡単に大量にされる時代となっております。補償金制度がなくなると、これまで許可された自分のコピー行為にいちいち許諾を得なければならないのは、違和感がある。補償金制度が維持され、これまでと同じ合法的にコピーができるような環境にして下さい。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。メーカーはいいとこ取りをしないで、責任を負うべきだと思います。海外で実施できていることが、なぜ日本ではしないのでしょうか？創り出す人、それを提供してくれる様々な機器を販売するメーカー、そして我々消費者の3者がいて初めて共存できると思います。中国の模倣品には敏感に反応するのに、自らの国の私的録音録画補償金制度にいつまでも無駄な時間と税金を使わないで、存続で早く結果を出した方がいいと思います。</p>	個人

<p>補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきです。  iPod・携帯電話・PCで音楽が聴けるようになったのに、メーカーが補償金を割り当てないと言うことは、メーカー自身の首を絞めていることに気づかないのでしょうか？  音響機器を箱だけ売っても、コンテンツがない限りユーザは使いません。  今のままでコピーばかりされてお金を払わない人が増えるのでは、コンテンツ作成者も生きていけなくなります。  ただでさえ日本の演奏家は海外よりも立場が悪い環境で生活しています。  おかげで世界に誇れない目先の仕事をするミュージシャンも増えてます。  日本人の生活を潤す音楽のレベルを下げないようにするには、補償金制度は必須です。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきです。  消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益を上げる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが3者の共存共栄のための制度であることを再認識するべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態にお見合うものにして存続させるべきです。  自由にパソコンなどから音源をコピー出来るようになったことは便利であってもアーティストにとっては死活問題です。  アーティストになんらかの還元をしていくべきで制度はこれからも存続させて欲しいです。</p>	個人
<p>補償金制度を現在の実態に合ったものにし、存続させるべきです。  音楽をパソコンなどでコピーする事は既に日常化しています。  補償金制度がなくなる事で、これまで許されていた私的なコピー行為の一つひとつ許諾を得なければならなくなる事に、非常に疑問・違和感を覚えます。  補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。  また、こういう制限を厳しくすることによって、音楽業界の売り上げも打撃を受けるんでないでしょうか？</p>	個人
<p>補償金制度を現在の実態に合ったものにし、存続させるべきです。  音楽をパソコンなどでコピーする事は既に日常化しています。  補償金制度がなくなる事で、これまで許されていた自分のコピー行為の一つひとつ許諾を得なければならなくなる事に、非常に疑問・違和感を覚えます。  補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。  日本の[音楽業界]の成長を止めるような結果を招く事態を避けたいです。</p>	個人
<p>補償金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきだと考えます。  音質を損なうことなく誰でも手軽にコピーすることが出来るようになり、音楽の聴きかた、楽しみ方が以前と比較して大きく広がっています。このような「私的に」コピーをすることに対して技術的に制限をかけることは、デジタル放送のコピーワンスの不便さを見てもよくないことだと思います。  一方、我々演奏家の立場からは、この点に関する著作権隣接権の保護が十分に為されているとは思いません。  音楽を生み出す側には、当たり前ですが相応のコストがかかります。音楽はタダでは作れません。補償金制度が維持され、合法的にコピーができる環境の実態に合った整備を強く望みます。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきである。  パソコンやipodなどで私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと考える。これによって、音楽をいつも身近に楽しめる環境が確保されているのだと私は思っている。その意味でも著作権者への補償措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決するのではなく、あくまでも補償金制度によって対応することが望ましい。</p>	個人(同旨14件)
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。  消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで収益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。  補償金制度が維持されることを望みます。  日本の権利者によりよい環境を！</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。  消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができる、メーカーはそのような機器・媒体を販売することで利益をあげる、権利者は私的な領域では権利が制限されるものの補償金を受けることによって新たな創作の機会を得る、この3者の利益バランスを確保しつつ文化の発展に繋げるために、当事者による15年近くの長い議論によって築き上げられたのが補償金制度です。  DRM(技術+契約)という、パッケージの私的録音録画には活用できないような未完成の仕組みに惑わされることなく、補償金制度こそが、3者の共存共栄のための制度であることを再確認すべきです。</p>	個人

<p>補償金制度を、今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。 音楽をパソコン等でコピーする事は日常化しております。 補償金がなくなり、iPod等で音楽をコピーできなくなれば、沢山の人が音楽を楽しむ喜びのある生活を、失ってしまうと思います。 補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーできる環境を望みます。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度を、今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 IT化が進み、様々な分野で議論がされている昨今、国は、メーカーの利益だけを促す様な不公平な決定をせず、今までどおり公平なしくみを実態に合ったものにして存続させて欲しい。MOでしていた事が、パソコンやiPodに置き換わっただけなのに、議論されている事自体がはっきり言って時間の無駄であり、まちがっています。 目先の事だけを見ないで、大きな目で見て欲しいです。社会がクリエイター達に与える影響。沢山の人が音楽を聴き、楽しみ、いやされています。メーカーは、自分の儲けの事しか考えていない様ですが、そもそも音楽がなければ、何も生まれない訳です。クリエイターの人達は、少数かも知れませんが、でも、だからといってそこをないがしろにしてしまう事は、クリエイター達の意識も変わってしまいかねません。尊重してくれ、と言っているではありません。せめて公平にして欲しいといっているのです。当然の事です。日本の文化の発展のためにも、速やかに補償金制度による解決を図るべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を、今の実態に合わせて見直し、存続させて行くべきだと思います。 友人の家に行って、パソコンで聞いている音楽を「いいね」と言うと、「コピーして持っていけよ。」と言われると困ってしまいます。私自身、音楽を制作する立場なので、きっぱり断りましたが、コピーに対する一般的な認識はまだ低いように思われます。 広い意味での包括的なこの制度を、現在のデジタル時代に合ったキッチンリしたものに改善して、存続して行くべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態にあったものとして存続させるべきです。 たとえパソコンであってもコピーをする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできる事も認めて欲しい所です。消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	個人(同旨91件)
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして、存続させるべきです。 簡単にコピーができる機器が、今となっては家電のレベルで次々と製品化されている現状なので、自由にコピーができ、著作権者にはきちんと対価が支払われることは、然るべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 MDやカセットテープでしていたことが、iPodや携帯電話に置き換わっただけです。たとえパソコンであってもコピーする場合は、権利者に対価を支払うべきだと思いますが、コピー行為にひとつひとつ許諾を得なくてはならなくなることは違和感を覚えます。補償金制度が維持され、これまで同様合法的にコピーができる環境を望みます。</p>	個人(同旨1件)
<p>保証金制度は今の実態に合わせ、存続させるべきです。 私は、自分の音楽作品のCD制作や他の人のCD制作のサポートの仕事をしてきました。 音楽文化の質を向上させるべく、迎合せずになんとかここまで頑張って来ましたが、ここ数年で仕事は半分以下に減り、三人の小さな子供を抱えてもう音楽だけで生活して行くことはできなくなりました。仕事が減った原因の一つがコピーであることは間違いありません。おかげでCDの売り上げは落ち込み、レコード会社は売れる物のみリリースしそのしわ寄せが良心的な作品を作ってきた音楽家の生活を圧迫しています。 今の保証金制度が完全な物でないのは承知しております。しかし、コピーが私達音楽家の生活を脅かし、リスナーから良質な作品を奪っているのは事実です。 私の同業者の個性的な演奏をされる多くの方達が今、CD制作の現場から去り、ライブ演奏に生きる道を模索しているという話を聞きます。こうした人たちの演奏はもうCDでは聞けなくなりつつあるのです。このままでは器械はあっても聞く音楽がないということになります。 私はコピー可能なあらゆるIT機器とメディアを保証金制度の対象とすべきだと思います。それはこの国の音楽、映像などの文化を向上させるために絶対必要だと思うからです。</p>	個人
<p>保証金制度は、現在の実態に則した形で絶対に存続させるべきです。 デジタル機器が有する「原盤と全く同じコピーを作成する機能」は、一種、デジタルという方法論そのものに先験的に存在する「原罪」に近いものです。クリエイターにとってもコンテンツホルダーにとってもユーザーにとっても、この「デジタルテクノロジーの原罪」と折り合いをつける最も合理的で効果的、かつ、広くコンセンサスを形成しうるほぼ唯一の方法が、「私的録音録画保証金制度」の施行であり、その発展的な存続であると考えます。デジタルテクノロジーが、クリエイターのいかなるクリエイティビティ発揮の妨げになってはならないし、また、ユーザーの「クリエイタによって創出された作品の私的使用条件」を制限することになってはなりません。 「私的録音録画保証金制度」は、今後ますます発展するであろう「デジタル世界」の中で、活力のある文化状況を支えていく、非常に重要な制度であると確信します。</p>	個人
<p>保証金制度は、今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンや携帯電話、iPod等にコピーすることは日常的になっています。しかし、これらの行為が保証金制度が無くなる事によって、今まで許されていた自分のコピー行為ひとつひとつに許諾を得なければならなくなることは大きな違和感を覚えます。保証金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を切に望みます。</p>	個人

<p>保証金制度は現在の実態に合うものとして存続させるべきです。</p> <p>国はメーカーだけを保護したいのですか？ 国家やメーカーは、著作権問題に対し、先進国として、また文化的な自由主義国家として、良識あるスタンスを模索しているのだとばかり思っていました。メーカーという多額の企業税を支払い、各省庁の利権にまみれた極一部のコミュニティを守ることにのみ着目し、個々の名もない少額の所得税しか納められない利権者の側は切り捨てるという姿勢は、噴飯にしか値せず、唾棄すべきものだということにすら気がかない「文化審議会著作権分科会」に連なるメンバーは、いったいどういう精神構造と頭脳構造を持っているのでしょうか。それがひいては私的録音を楽しみたいという個人ユーザー全体に不利益をもたらすことになるのですよ。メーカーはコピー出来る製品を作り、国はコピーに制限をかける、違反するユーザーには検察が目を光らせる、という状況を作りたいのでしょうか。メーカーが自らの利益のみを追求し、社会的貢献や真のユーザー利益に一瞥もくれないという事実が、省庁までも巻き込みんだ、数々の不祥事に繋がっているのです。食の安全性しかり、防衛庁の問題しかり、現職大臣自殺しかり。メーカーのみならず、「文化審議会著作権分科会」の猛省を要求します。</p>	個人
<p>私的録音録画への補償制度を実態に合ったものにして存続させるべきである。</p> <p>この度私的録音録画に対する補償金の制度を「廃止も含めて抜本的に見直す」検討をする方向とのことですが全く理解ができません。音楽映像をコピーする機会は、パソコン、携帯電話、iPod等の普及によりますます増大していると言わざるを得ません。しかし、それに対する補償は減少する一方というのは時代に逆行するばかりか、音楽や映像の製作者の権利にタダ乗りしようとする許されざることです。我が国が先進国を標榜するのなら、中国など著作権を無視してきたに等しい国と同列の動きを恥ずべきでしょう。欧米ではこうした録音、録画機器のメーカーや関連業界が相応の負担をし、製作者の権利を保護し、また愛好家の身近な享受にも貢献できるような成熟した社会が形成されているそうです。我が国でもかくあるべきところですが、その負担がメーカーなどではなく一般消費者に向けられているのは本末転倒です。</p> <p>空前の利益をあげながらろくに税金を払わない大企業、預金者にまともに利子を還元しない銀行、これ等を保護する政府、よく似た構図ではありませんか？ そうしたありかたに国民からの「NO」という意志が7月の参院選挙ではっきりと示されたのではありませんか？</p>	個人
<p>私的複製の自由を確保するためには必要最低限の制度であり、消費者にそれほど負担とならない金額の範囲でより実態に合った形に改善していくべきである。</p>	個人
<p>私は、文化庁在外研修員として2002年から1年間、アメリカ、ニューオーリンズにて、研修をさせていただきました者で、音楽家(ピアノ、作編曲)として20年以上、活動してまいりました。今回の補償金制度ですが、何卒、実態に見合ったものとして、一刻も早く解決に至っていただきたく、意見書を提出致します。</p> <p>在外研修においては、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。この時に経験した事や学んだ事は、今の私の活動に大きな影響を与えています。</p> <p>日本の文化を守り、育成する役割を担っている文化庁の方々を中心に、今回の補償金制度、芸術家やクリエイターの著作権の保護という意味において、移り変わる録音録画機器や状況への対応をすみやかに行ってこそ、文化意識の高さを示すものにもなるのではないのでしょうか？</p> <p>CDの売り上げが危機的に減少しているのはもはや明らかです。音楽家の中にもいろいろなタイプがあります。現代の流れに乗り、コンピューターの普及にいち早く対応しているの方々等は上手に商売できているかもしれませんが、元来のやり方でコツコツと作品を作り上げているような者にとっては、補償金制度の充実が少しでも早く実現する事を願ってやみません。メーカー側の事情と、日本の文化を担っていく者達の保護とを比べ考えた時、答えは自ずと導きだされるはずと思います。</p> <p>もちろん、細かい事はあるはずで、すぐにハイ、とはいきませんが、と答える方が必ずいらっしやるでしょう。ですが、この問題の焦点は何か、一番大切な事は何か、それを考えた時、何を押し進めるべきかが見えるはずで、</p> <p>具体的な意見は他の方々に御任せして、私は、この制度を検討するメンバーの方々それぞれの意識を今一度、確認させていただきたいと思います。</p> <p>福田首相が「崖っぷち内閣」と名づけたのは本当に言い得て妙、今は、これからの日本を司っていく方々の「意識」が問われる時です。</p> <p>守らなければならない立場の者がいる場合、自分の事情でなく、企業の事情でなく、守るべき側の立場にどうか立って下さい。問題の本質に迫れないのは、日米安保に関わる事だけで充分です。(話が太袈裟になりましたが、でも本音です。)</p> <p>どうか補償金制度を柔軟に対応できるものとして存続させて下さい。</p> <p>今のテクノロジーの発達だと、細かな見直しが必要になってくる事も考えられます。その事もふまえて一刻も早くこの問題を解決に導いていただく事を強く希望致します。</p>	個人
<p>音楽をパソコンに蓄積することは日常化していて、補償金制度が無くなることで、今まで許されていた個人的なコピーにひとつひとつ許諾を得なければならなくなるわけです。つまり、これまでのように個人の任意で音楽を自由に楽しむことができなくなることを意味しているわけで、そのことに機器製造メーカーがユーザーのデメリットだと捉えないこと、ましてやユーザーに補償金を課している今の現実に疑問を持たずメーカー責任を追うことさえも否定している日本の市場は間違っていると思います。</p> <p>なので、今の実態に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境をまもられば、誰も文句は言わないと思います。</p>	個人
<p>音楽家という立場から言わせてもらいますが補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。</p>	個人
<p>パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えていくことを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに、何らかの補償をすることは当然だと思う。補償金制度は必要だと思う。</p> <p>「補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。」</p>	個人

<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきです。 音楽をパソコンなどでコピーすることは既に日常化しており、保証金制度が無くなることでこれまで許されていた自分のコピー行為にひとつひとつ承諾を得なければならないことには違和感を覚えます。補償金制度が維持され、これまで同様、合法的にコピーができる環境を望みます。</p>	個人(同旨71件)
<p>保証金制度を今の実態にみあうものにして存続させるべきです！ パソコンであってもiPodであっても音源をコピーした場合は権利者に対価を支払うべきだと思います。 が、消費者として自由にコピー出来ることも認めてほしいと思います。 今、消費者と権利者の利益の調整を図る制度として保証金制度の維持が大変必要だと思います。</p>	個人
<p>保証金制度を実態に見合った物にして存続させるべきだと思います。 iPod等の普及に伴って、CDは購入、レンタルに関わらず、無制限にコピーされているのが現状で、その数の把握など不可能です。 権利者に一定額を支払う事が正当だと思います。現実問題としてはコピーのたびの課金ではなく、保証金制度を実態に見合った物にして存続させるべきだと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画が可能な機器は、方式の如何を問わず制度の対象にすべきであると考えます。 録音録画専用機とは言えない汎用機についても録音録画への使用頻度は調査すれば簡単に掴めるはずである。使用実態に応じた補償金額を設定すべきである。更に、補償金の支払い義務をメーカーに負わせ、機器・媒体メーカーのコストとして徴収するよう抜本的見直しを行うべきである。 対象機器・記録媒体の決定方法については現行制度施行過程で、機器の開発が先行し対象機器の指定が遅れた事を反省しなければならない。法治国家として、スタートさせた制度の維持を危うくする原因を作ること放任してはならない。専用・汎用、方式の如何を問わず録音録画機能を有する機器・記録媒体の新製品は文化庁長官に届け出、補償金制度に則った対応を決定してから販売を開始するように規定すべきと考えます。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきです。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができ、メーカーは機器等の販売により収益をあげる。権利者は私的な領域では権利が制限されるものの、今の実態に合った機器まで対象を増やしてもらい、補償金をうけとる。といった3者の利益バランスを補償金制度によって確保し続けていただきたい。メーカーは海外だけでなく、日本の権利者に対しても補償金を負担すべきです。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきと考えます。 一人あたり、又機器や媒体一台あたりによれば、わずかな金額を上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは、今後も維持すべきです。PC、iPod他デジタル機器の進化で、私的コピーの量も増え、又、最近では、それらの媒体によって音楽を買い入れることが主流であるのに、権利者に対価が認められないのは、ふにおちません。対象機器の指定を早急に行い、今後も補償金の乗せをすべきでしょう。又、メーカーは機器の提供で利益を得ているのに、対応しようしないのは、怠慢であると考えます。(外国では支払っているのに)新機器の続々発売の裏で、年々補償金が減っている現状では、音楽制作者にも気の毒です。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。 私的録音録画の行為は、パソコンによって短時間に、かつ簡易に行われるようになりました。iPodのような新たな再生機器も出現してきました。しかしながら現況の補償金制度は、この実態に合わせて、支払い対象となる機器をみとめていません。そればかりか、この補償金が廃止される方向性があるとはどういうことでしょうか。私的録音録画の行為そのものは、機器の広がりや操作の簡便性によってむしろ増えていると言えます。制度廃止に正当な理由があるとは到底思えませんし、より実態に合ったものに修正されるべきと考えます。 補償の方向性が全世界的に縮小しているわけでもありません。むしろヨーロッパ諸国においては、日本の何倍もの規模で行われています。これをふまえますと、CD総売上高でそれら諸国に勝る日本の補償制度としては、まったく現状と逆行する制度改悪を立案していると言えます。ヨーロッパ諸国の補償金はメーカーの支払いによる制度になっていますが、ここにおいて日本メーカーが大きな負担をしており、国内において日本メーカーの補償負担を軽減するとすれば(ただし日本における補償金負担は、消費者によるものなので、価格に反映されるという副次的効果)大変矛盾するものであります。同時に、それはヨーロッパにおける補償金の負担を日本が背負う、という国際的不公平を生ずることになります。 私は音楽家として、音楽を創作することによる正当な対価をもとめます。日本がモノの創作を、音楽・芸術部門も含めて推進するならば、今回の改悪案は慎重な再考を要すると考えます。</p>	個人
<p>保証金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 現状では殆どのパソコン、携帯電話、に音楽の再生機が付加されて、メーカーはそれを宣伝しているのです。いつのまにかカセットやMDから移行した時代になりました。メーカーは音楽という付加価値に依存していることは今や当たり前の時代。消費者、メーカー、権利者、の利益の調整を図るのはあたり前です。メーカーは保証金を支払う姿勢が望まれます。コピーを売り物にした商売をしている以上、そのための必要経費はあたりまえです。いつまでも逃げる姿勢は正さなければなりません。バランスをはかってください、お願いいたします。</p>	個人
<p>保証金精度は必要です。 私的録音録画補償金制度はユーザーの利便性と権利者の著作権の保護とをバランスさせる良い制度だと思います。 私的コピーがとて簡単出来るようになった現在、この制度を拡充させるべきだと思います。 補償金の支払い義務者を消費者ではなくメーカーにすることも考えてはいかがでしょうか。</p>	個人

<p>保障金制度を現在の実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 MDやカセットテープでしていたことがPCやIpod、携帯電話になっただけだと思います。 たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思います。 ドイツやフランスでは機器等のメーカーがその保証金を払っているのに日本は消費者が払うというのも不思議です。 しかもその多くのメーカーは日本のメーカーであるのに。 そこに矛盾があると考えますし消費者と権利者の利益の調整を図る制度として保障金制度の維持が必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金を支払うことで自由な私的複製が可能であるなら悪くない制度だと思うが、現状、コピー防止技術等で複製が制御されている。補償金を取るのであれば、自由な私的複製が担保されるべきではないか。</p>	
<p>補償金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。</p>	個人
<p>補償金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。 ドイツ、フランス、スペイン、オランダの様にメーカー側が支払うのが当然だと思います。iPodがなぜ補償金の対象機器とされなかったのか大変不思議です。</p>	個人
<p>補償金制度に賛成です。そして不公平さを解消すべきです。 西欧諸国に比べて人口、GDPからしてもかなり安い日本の補償金は廃止どころか、もっと大幅に増額すべきです。 録音用CD-R/Wもデータ用も同じように使用できます。 なのにデータ用には課金されてません。 iPodやカーナビ、パソコンなども対象機器として捉えるべきです。 メーカーはコピーするのは消費者の責任と言っていますが自分たちの機器がコピーされた場合は訴訟になるでしょう。 あまりに無責任です。メーカー側も音楽を利用しているのですからそこは考慮してしかるべきだと思います。 それが嫌ならコピーさせない製品をもっと増やすべきです。 消費者の自分としてもいたです。 私的録画の問題にPL法の適用が議論されていないのも問題です。 なんにしてもそうですが法制度化する時にはもっと明確にグレーゾーンを作らずにわかりやすく文書化するべきです。</p>	個人
<p>補償金制度の維持は絶対になされなければならない。 コピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他ならず、企業のコピー優先主義は、その国の文化や道徳観念をも揺るがしかねない。 誰でも簡単に複製、コピー出来る機器を売っておきながら、責任だけを権利者と消費者に丸投げするのを、文化庁は放置するべきではないと考えます。</p>	個人(同旨2件)
<p>補償金制度の改善と存続に賛成です。 デジタル携帯機器の中で、補償金の対象となっているものとそうでないものがある事や、レンタルCDのコピーから、アーティストへの還元があるものとないものがあるなど、わかり難い事象がたくさんあります。 ◆PCその他のコピー機能があるハードもソフトも全てに適用するなど、わかりやすい制度にしたいと思います。 ◆日本のメーカーが他国の権利者に対して補償金を負担しているのと同様に、日本の権利者にも負担するべきだと思います。 ◆消費者とメーカーと権利者の利益のバランスが、上手くとれるような制度にするべきです。</p>	個人
<p>補償金制度は存続させるべきです。 私的録音を目的に消費者がパソコンやi-podなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを販売しているメーカーが利益を得ています。 消費者のニーズに応じてメーカーは録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら、補償金が激減している。この状況が改善されることを、音楽をつくる者として切に望みます。</p>	個人
<p>補償金制度は必要です。 私の周りではみんなTSUTAYAのようなレンタル店からCDを借りてきて、パソコンやCD-Rに何枚もコピーしています。 私も友達からそんなCDをもらったりします。でもそういうことをするとアーティストには何も還元されなくなってしまうことをこの報告書を読んで知りました。 それではアーティストの創作意欲もなくなってしまうでしょう。 iPodやパソコンのメーカーも補償金を積極的に支払うようにしたほうが、アーティスト、メーカー、消費者のバランスがとれ、全体としては賢明だと思います。 補償金制度は、私たち消費者がより良い音楽を楽しむために、絶対必要です。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだと思います。 MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないですか。こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には維持存続で決着をつけてしまった方がいいと思います。もちろん、MDから移り変わる対象になった機器等は対象にすべきです。はっきりいってメーカーの考えは間違ってます。コピーできない機械なんて誰も買わないんですから、コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費と同じです。そんなことにも今の日本のメーカーは気づけないか、気づかないふりをして自分の儲けのことしか考えないんですかね。日本のメーカーも墮ちたものです。</p>	個人(同旨1件)



<p>補償金制度を今の実態に見合うものにして存続させることに賛成です。          コピー問題に関するモラルで見ると、今の若者は、携帯によるダウンロード物に関しては制限があるのは承知しているがパソコンベース(特にiTunes)内の曲は自由に友達どうして交換している。私の友人も何の悪気もなく自分の購入したCDのコピーをいい「これいいよ」と私に渡してくれたりします。その点に関して著作権のことを説明すると「自分で買ったCDだから問題なかった」とのこと。これが現実です。メーカーがユーザーに便利な機能を与え活用してもらった付加価値で商品の魅力として訴求している実情をみても、メーカーが補償金を負担するのは理にかなっていません。それともメーカーが自らコピーは違法ですと大々的キャンペーンをしてくれるのか？</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に見合うものにして存続させるべきです。          パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。また、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金の支払いに応じてもらいたいものです。私的録音録画に供される機器・媒体については、全て補償金の支払い対象とすべきではないでしょうか。音楽は人を幸せにしてくれるものです。作る人も売る人も聴く人も、皆が共に幸せになる方法を知恵を出しあって問題解決されることを願います。できるだけ早く。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持するべきだ。パソコン、iPodなどのデジタルコピー機器の使用、消費が爆発的に増加する現在、これらの機器が補償金の対象とならないのはおかしいし、補償金制度自体を廃止することは、消費者からは私的コピーの自由を奪い、クリエイターから著作物に対する権利を奪うことであり、メーカーの横暴だと思う。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合ったものにして、そして、存続させて下さい。          僕はiPodを3台持っています。とても大事にしています。もし、補償金が無くなり、iPodにコピーできなくなったら、音楽人生が終わります。          補償金は喜んで払います。          ですので、ぜったい!!!          補償金制度を今の状態で存続させるべきです。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。          補償金の支払対象になっていない機器・媒体を利用した私的録音が増えているので、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。          しかし、消費者としてはコピーのたびに支払うとなると負担が大きいですので、その辺を考慮した補償金制度を考えていかなければいけないのではないかと思います。          また、メーカーが負担するような働きかけも必要なのではと思いました。</p>	個人
<p>償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきである。レンタル店から借りたCDをMD1枚コピーしていた頃と違って、今日では、パソコンに加えてiPodやCD-R/RW等にもコピーするのが一般的です。調査結果をみても、機器・媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているから、権利者に対して相応の対価を支払うのはやむを得ないと思います。しかし、コピーの度に支払うとなると負担が大きいですので、大きな枠で補償されている「補償金制度」が良いと思います。</p>	個人
<p>補償金制度について、実態に合った形での存続がされるべきだと思います。          理由：          従来、私的録音・録画については、「個人的に楽しむ」ことを限度に認められてきましたが、デジタル化・大容量化の技術が先導する形によって、もとの品質をほとんど損なうことなくコピーすることが可能になっています。しかも昨今は、個人的に楽しむためと称してWeb上にアップロードする人たちまで出てきています。          Webはあくまで公共の場であり、そうした行為は「個人的」の域を逸脱するものだという意識が薄弱であるせいかと思いますが、こうなってくると、個人のモラルに任せた従来のやり方では対応しきれなくなっているのも事実なのではないかと思われれます。          その国の文化を維持し、さらに進展させるためには、良質なコンテンツが何よりも必要ですが、そのコンテンツはあくまで人が生むものであり、その辺から勝手に流れ出てくるものではありません。私はその点を理解した上で、相応の対価を支払うことで、これまで音楽を初めとするさまざまなコンテンツを利用してきました。          そして、それぞれのコンテンツから、多くの楽しみを享受してきました。その対価を支払うことが、次のコンテンツを生む力になると思うからです。          あくまで技術先導でしかないメーカー側の責任、そして利用する側のモラルも厳しく議論されなければならないと思いますが、国として、何の補償もなしに「コンテンツを生んで文化を維持しろ」というのでは、あまりに無策だと思います。大切なのは、良質なコンテンツをきちんと生み出す環境を整えることです。現状に合った形で、しかもコンテンツを生む側の人も大切にできる施策があれば、それは良質なコンテンツを生み続ける一つの力になるのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>保証金制度を今の実態に合ったものにして存続させるべきと考えます。          現在、海賊盤の流通を含み、違法コピーの氾濫には、音楽制作者としての権利を行使し利益を得、生計を成り立たせている我々として、大変、歯がゆいものがあります。諸外国との比較を見ても、日本以外の国で定められている補償金の支払い義務が何故、我が国では履行されていないのか、不思議でなりません。ましてや、海外で補償金の責任を担っている企業が日本のメーカーであることは尚更、邦人としての憤りを感じざるを得ません。火急、速やかにこれらの法制を整備し、権利所有者の生活の保全に努めていただきたく思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持を前提に、より実態に即した制度の再構築に向け、機器、利用形態などによる実質的な不公平感が生じないような配慮を行うべきである。</p>	個人

<p>補償金制度は、今の実態にあったものとして存続させるべきだと思います。</p> <p>私は今回、ネットでこの制度が見直されることについて知りましたが、それまで制度自体の存在を知らずにいました。しかし、中学のときからレンタルCDをコピーしたり、mp3を友達から送ってもらったりして、やはりアーティストさんたちの生活は気になっていたというか、私たち消費者がCDを買わなくては、生活ができないのではないかと。少し大げさではあると思いますが、罪悪感は少なからずありました。だから、この制度が存在していることでとても安心したんです。なのにその制度が、廃止になってしまったら。どんなに注意をうながしても、パソコンを使用して、コピーを作る人たちは消えないと思います。その現状をみんなが暗にわかっているはずなのにアーティストに対する補償がなくなってしまうなんて考えられないことだと思います。本当に税金を使うべきなのは、こういう所なんじゃないかな。</p> <p>今、この問題に対して、頭をかかえている人、解決策をみいだそうとしている人が沢山いることは、知っていますが(私も大学でCCCDの改善策について研究していたので)少しでも意見としてとり入れて頂けるならと思います、ここに意見書として提出させて頂きました。もう一度、全ての人々が納得する制度として見なおし、実態にあったものとして存続していけるよう考えて頂けたらと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は、大きく変わってきた私的録音録画の実態に合わせ検討され、存続されるべきと強く思います。</p> <p>プロにしかできなかった様なハイレベルのコピーが我々素人にもこれだけ自由にできるような機器が普及する時代になり、そういう人口も増えているのは明らかなのに、なぜ私的録音録画補償金の総額が落ちこんでいくのでしょうか。たくさんの機能を搭載することで売り上げを伸ばしているメーカーは、その元になる権利者の恩恵に預かってこそその繁栄ということを忘れているのです。補償金制度を検討・維持することで、優れたアーティストを育て、すばらしい作品が生まれることで、それを楽しむ人口が増える…その循環があってこそ世の中の全てが豊かになり得るのですから。そんな簡単なルールも解らず自己の利益のみを求めるメーカーに未来はないものと思います。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度を維持してください。</p> <p>今の実態に適應する様に維持してください。</p> <p>どのみちコピーされてしまうのです。</p> <p>制作側に還元される様なシステムが無いと企業、しいてはユーザーやリスナーにも供給不足ということにな業界が崩壊しかねません。</p> <p>現状、実態をみてください！</p>	個人
<p>補償金制度今の実態に合うかたちで維持すべきです。</p> <p>著作権の保護に対する意識はその国の文化度をはかるバロメータです。著作権者が生み出したコンテンツ無しにはありえないビジネスを展開しておきながらそれに対する配慮ができないのは、まさに文化度の低さを露呈するものに他なりません。</p> <p>海賊版が横行する中国や東南アジアの国々と代わりがないことになってしまいます。</p> <p>海外のマーケットに対しても魅力あるコンテンツを数多く生み出しているわが国のクリエイターたちの権利を自国の制度が守れないのであれば、海外の国に対して何が言えるのでしょうか？</p> <p>DRM技術が確立できない今、この補償金制度は絶対に維持されるべきです。</p>	個人
<p>報奨金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。</p> <p>私的録音録画保障金制度は、私たちユーザーにとつての利便性と権利者の著作権の保護を両立させる良い制度です。</p> <p>PCやipodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になっており、コピーする機会がますます増えています。</p> <p>このことに対して著作物を創作した人たちになんらかの保障をすることは当然だと思うし、創作する側のモチベーションの維持と文化の発展のためには必要でしょう。そして僅かな金額を負担すれば私的コピーが許容される今の環境もまた、守ってほしいと考えます。</p>	個人
<p>話芸や音楽をパソコンなどでコピーすることは既に一般化しています。保証金制度がなくなれば、これまで許されていた個人的なコピーすべてに対して承諾を受けなければならなくなります。そうすると、これまでのように話芸・音楽を自由に楽しむことが出来なくなり誠の不自由です。現今の実態に合う形に保証金制度を見直し、今まで同様合法的にコピーが出来る環境を守ることが切望します。MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけのことであり、こんなことの議論に長時間を費やして血税の無駄使いをするより、保証金制度の話には維持存続で早く始末したほうが良いと断言します。勿論、MDから移り変わる対象になった機器等は対象にすべきです。メーカーの考えは間違っており、コピー出来ない機械なんて誰も買いません。コピーを売り物にした機械を売る以上そのための必要経費と考えれば自分たちの給料や開発費と同じです。何故こんなことに今の日本のメーカーは気付かないのでしょうか、狸寝入りをして自分達の儲けのことしか考えていないのでしょうか。外国では保証金を負担しているという話を聞いています。日本では負担しないというのはいくら理屈なのか理解できません。</p>	個人
<p>p8「2 検討結果(文化審議会著作権分科会報告書(平成18年1月))」</p> <p>本項目について、本項目に基づいた検討全体の再考を提言します。</p> <p>p10において検討の留意点として「また『ユーザー』の視点を重視し、提案されるべき将来あるべき姿は、ユーザーにとって利用しづらいものとならず、かつ納得のいく価格構造になるよう留意する必要がある」と記述されていますが、今回の報告書の内容については、全体として、かなり権利者側の視点に偏った内容であるように思います。</p> <p>利用者側の利便性や、利用実態に合った形での政策提言となるよう、委員各位に再考をお願いします。利用者の利便性に合わせた形こそが、長い目で見た時のコンテンツ産業全体の成長へも繋がるものであると認識しています。</p>	個人
<p>PC等で音楽をコピーすることは既に当たり前のことになっており、補償金制度が無くなることでこれまでできていたコピーにひとつひとつ許諾を得なければならなくなるようなことになれば、煩雑な手続きが増えるばかりでユーザーにとつてもかえって不利益です。今の実態に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーできる環境を守ることが望みます。</p>	個人
<p>パソコン等に音楽を複製することは当たり前になっているのに、私的録音録画補償金制度が無くなることにより、これまで問題の無かった私的複製に対し、いちいち許諾を取らなければならなくなると、非常に手間がかかり音楽を楽しむなくなってしまいます。</p> <p>実態に合った制度に見直して適法な私的複製ができる環境にしてほしいと思います。</p>	個人

<p>音楽をパソコンでダウンロードして個人で音楽を楽しむことは、自由で文化的な日本国では既に常識と考えられ、貴庁小委員会にてご検討されています補償金制度が廃止されることで、個人使用の音楽のコピーができなくなったり、著作権者に無許可でコピーしたことで、法律違反になるようなことになれば、結果的に音楽愛好層の拡大に逆行して、日本の音楽文化は停滞することになりはしないかと危惧するものであります。</p> <p>従いまして、ハード機器の関係など難しい問題があるとは思いますが、現在そして将来の実態にあうよう同制度を見直して、これまで同様に音楽を個人的に楽しむことができる環境を継続していただきたいと思います。</p>	個人
<p>保証金制度を今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。</p> <p>パソコンや携帯電話、i-pod等で音楽をコピーすることは日常化しておりますが、権利者に対して対価を支払うべきであると考えます。</p> <p>そして、消費者のコピーする自由との、双方の利益の調整をキチンと図ることで、より音楽を楽しんでゆけるのではないかと思います。</p> <p>そのためにも、補償金制度の維持は、絶対に必要であると思います。</p> <p>どうか、前向きな検討をお願い致します。</p>	個人(同旨1件)
<p>私は作詞家としてデビューしたばかりです。</p> <p>今、音楽業界は益々CDが売れない時代に入し、録音でもクリアな音で、私たちが精魂込めて、コンペティションの中で、しのぎを削ってやっと選ばれた大切な大切なメロディーと詞が、いとも簡単に手軽に使い捨て感覚で利用されてしまっています。</p> <p>このような中、印税も10年前と比べると雲泥の差で、一曲採用が決まっても微々たるものですので、今や、10年前の何倍という数の作品を採用されなければ生活はとても成り立たない状態です。</p> <p>かといって後述のように音楽業界の不況では新しい楽曲を発売するコストさえ削減しなければならなくなってしまいます。</p> <p>正直、昔から音楽で食べていける者は一握りと言われてきましたが、今から出ていこうという者が、生計を立てていくなんてとても無理な状態です。</p> <p>このような状態では当然新しい作家も新しい音楽も育ってはいかなくなるでしょう。</p> <p>日本の音楽は益々アメリカやイギリスから遅れてしまい、文化としても後世に残す名曲は無くなり、音楽業界も録音だけのこの不況を脱することが出来ず、コストダウンを既に余儀なくされて、アーティストを発掘し、CDを出すということすら難しくなっています。</p> <p>このままでは音楽は退廃してしまいます。</p> <p>補償金制度をちゃんとした制度に立て直してしっかり存続させるべきです。</p>	個人
<p>私は補償金制度があるためユーザーが一定の複製の自由があり、また一方で権利者の権利が守られると思います。</p> <p>知的財産のハードルを低くしようという意見や動きは、人間の知的想像活動から生まれるといわれる知的財産を踏みこむような事になると、どうしても思います。それに音楽等は創作、保護、管理、活用、創作、というスパイラルで回っており、そのためにも著作権、著隣権は欠かせないものだと思います。これが崩れると多くの人が創作が出来ない状況になると考えるのでは無いでしょうか。このことは権利者サイドのメーカーサイドも望むことではないはずですが。</p> <p>メーカーサイドの根本的なベクトルを是非聞いてみたいものです。</p> <p>補償金制度は実態に合わせて存続させるべきと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画制度について</p> <p>現在の私的録音保証金はMDのみが対象となっておりますが、今、MDを利用している人はかなり少ないと思います。今、音楽を楽しんでいる人はiPodや携帯電話などを利用している人がほとんどです。</p> <p>それなのに、iPodや携帯電話が補償金の対象になっていないことが不思議であり、補償金制度そのものが実態に即していないと思います。</p> <p>ハードメーカーは補償金に難色を示しているようですが、メーカーは音楽に関する機能を宣伝文句にして販売を行っているにもかかわらず、難色を示しているのは自分たちの利益ばかりを求め、音楽という文化を大事にしないそのような姿勢を情けないと思います。</p> <p>また、補償金制度がなくなり、利用するごとに権利者の許諾を得なければならなくなった場合、音楽を利用する人は少なくなるか、または違法な利用が増え、音楽文化を衰退させることにもなりかねません。音楽愛好者として、実態に即した補償金制度をつくっていただくようお願いいたします。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に合ったものとして存続させるべきです。</p> <p>消費者はパソコンやiPodなどで著作物を繰り返し楽しむことが出来ます。メーカーはそのような機器を販売することで収益を上げています。権利者は私的領域では権利が制限されますが、補償金を受けることによってあらたな創作の機会が得られます。この3者の利益のバランスを確保しながら文化の発展につなげるためには補償金制度は欠かせません。しかも、バランス的に、メーカーが一方向的に収益を上げてきたことを考えると、ヨーロッパ諸国のようにメーカー負担による、実態に合った制度にする必要があります。</p>	個人

<p>「補償金制度の存続はもちろん、世の中の動きや実態に見合う内容での制度の整備が、“消費者”“アーティスト(権利者)”“メーカー”3者のトライアングルのバランスを保つためにも必須である」</p> <p>私は、多くの日本国民がそうであるように、音楽が好きで、音楽が生活の一部、身体の一部となっている「ユーザー」という立場の一人である一方、音楽を専門的に学び、音楽を生み出す側、ここでいう「権利者」に近い立場も経験したことのある者です。今や多くの人々にとって音楽は生活に欠かせないものとなっています。それは誰の目から見ても明らかな事実です。まず、コピーについては日常的に行われている実態があり、その行為が「合法的」なものであるか、「非合法的」なものであるかは、判断は決して難しいものではなく、容易に判断がつくものであると思います。</p> <p>音楽のよさは、個人で身近に自由に楽しめるというところにもあり、そんな環境を守るにはやはり、ユーザー、権利者、メーカーの3者がそれぞれに利益を享受でき、バランスのとれたものであれば、文化は生まれませんし発展もないのではないのでしょうか。それには</p> <p>①補償金制度を存続させる ②制度の対象となる機器を、私的録音(録画)の可能なスペックを持つものすべてとし、平等化を図る ③ヨーロッパ先進諸国のように、負担をメーカー側とする</p> <p>この3点は必須ではないのでしょうか。</p> <p>この補償金制度自体の必要性について、メーカー側の見解として、制度は不必要で撤廃すべきということがあるようですが、そういう主張を展開するならば、制度を撤廃した場合のユーザー、権利者に対するモデルケースを示し、両者の同意が得るような努力が必要ではないのでしょうか？具体的な提示もなく主張だけでは、私たちユーザーも、権利者も到底同意はできません。</p> <p>最後に、この補償金の制度によって、ユーザーが合法の範囲内で音楽を自由に手にし楽しむことができ、また、音楽の作り手側である権利者の環境や権利が守られている、という事実を忘れてほしいと強く思います。</p>	個人
<p>「仮に補償の必要性があるとした場合」のことを検討していますが、そもそもその前に「平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、私的録音録画補償金制度の抜本的見直しが提言され、私的録音録画小委員会は、このような経緯により組織された」のですから、補償金が必要なかどうかという抜本的な見直しをすべきであって、仮の話はするべきではないと考えます。まずは、廃止を含めた補償金の必要性を議論して結論を出すべきではないでしょうか。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は、利用者が、法30条によって認められているデジタル方式の私的録音録画を行うことによって、結果的に生じる権利者の間接的損失を、機器製造業者の得る間接的利益によって補填する便宜的制度として存続させることが適当であると考えます。</p> <p>制度導入時の意向としては、「私的録音録画を自由とすることの代償」としています。(著作権審議会第10小委員会報告書第4章第5章)しかし支払い義務者が利用者であることもあってか、一種の包括許諾のように誤解する向きもあるようです。その後の著作権保護技術の発達により、コピー数や画質を限定して過度のコピーを防ぐことは可能になってきております。一方、私的録音録画を過度に敵視し抑制する傾向があるようであり、法30条の範囲を縮小しようしたり、個々の利用行為を監視したりコントロールしようとする傾向があることは、残念なことだと思います。私的録音録画の事実が増えることによって補償金の額が増えるのならば良いのですが、その他の方法、つまり、法30条の範囲を縮小したり、個々の利用行為を監視したりコントロールしたり、料率だけを安易に引き上げたりして、権利者に利益を得させることは、著作権制度の趣旨に反することであり、行ってはならないと考えます。</p> <p>現状において、補償金制度を存続させるとした場合の手直しの案を、A案、B案、C案の3つ挙げます。②～⑥は共通です。</p> <p>[A案] ①法104条の3(指定の基準)を改正し、補償金制度に参加する権利者にコピーガードを施す場合には一定数のコピーを許容するコピーガードを施すことを義務付け、補償金制度を、一定範囲のコピーを許容する意思が明確な権利者による制度とする。 (説明)現状にデジタル方式による私的録音録画が行われていることが前提の補償金制度なので、デジタル方式による私的録音録画ができない商品・サービスについては対象としないのは、当然のことと考えます。現在、利用者に明らかにしない形のコピーガードも含めると、かなりの商品・サービスに、コピーを許容しないコピーガードがかかっていると考えられるので、このままでは縮小していくことが予想され、現状でもかなり縮小していると思われま。</p> <p>②利用者に対し、その内容を、あらかじめ明示し、告知して行わないコピーガードは、利用者(消費者)を欺く行為として禁止すべきこと ③権利者が、任意に行う私的録音録画の妨害は、利用者(消費者)に対する嫌がらせとして禁止すべきこと ④権利者は、著作権保護のためであっても、利用者の私的領域にみだりに介入するべきでなく、私的領域における著作物の自由な享受を尊重すべきこと ⑤支払義務者を、録音録画機器製造業者とすること (説明)現状では、補償金の支払い義務者が利用者であるため、あたかも、権利者が私的録音録画を直接許諾したり保証しているかのような錯覚を生じさせており、権利者がデジタル方式による私的録音録画だけではなく、私的使用全体を直接コントロールしようとする傾向にあることに危惧を感じています。私的録音録画は法30条によって認められた利用であり、補償金制度は、実質的には、デジタル方式の私的録音録画によって生じる権利者の間接的損失を、録音録画機器製造業者の得る間接的利益で補填しようとする便宜的な制度なので、その性質が正しく理解され運用されるよう、支払い義務者を変更するのが適当ではないかと考えます。 ⑥②～④が行われない場合には、利用者にとって、私的録音録画は存在していないのと同じであり、利用者の利便と文化の享受は損なわれているわけですから、補償金制度は廃止するべきとの結論にならざるを得ないと考えます。仮に補償金制度が廃止されても、法30条により、私的領域における著作物の享受を権利者は尊重しなければならないと考えますので、②～④については、消費者保護やメディア倫理等のほかの分野とも連携して別途検討される必要があると考えます。</p> <p>[B案] ①どの権利者も、コピーガードをかける場合には、私的領域における、一定数の私的録音録画を許容するコピーガードをかけることを契約等により義務付ける(申し合わせる)ことにより、全権利者を対象とする補償金制度として存続させる。 ②～⑥ A案と同じ</p> <p>[C案] ①現状のまま維持する。補償金制度は自然にある程度縮小すると思われまますが、縮小した状態で維持していく。</p>	個人

<p>②～⑥ A案と同じ</p> <p>私は、私的領域における知的財産の自由な享受が、再創造のために必要とする法30条の主旨を尊重するべきと考えておりますので、B案が法30条との整合性があることから、B案が望ましいと考えます。しかし、漫然とB案を選択しても、コピーガードの義務付けの程度や方法がしっかりしていなければ、現実には結局C案になってしまうと考えられます。従って、一定範囲のコピーを許容する意思が明確な権利者のみを補償金制度の参加資格とするA案を選択するのも、ひとつの現実的な選択肢であると考えます。</p> <p>B案でも、定款、規約、誓約書の提出などにより、( )法30条を尊重すること( )商品、サービスに、コピーガードを施さないか、コピーガードを施す場合には、一定数のコピーを許容するコピーガードを施すこと( )商品、サービスにコピーガードを施す場合には、あらかじめその内容を、利用者にわかりやすく明示して知らせること( )利用者の私的利用を尊重し妨害しないこと の各事項を義務付け、違反があれば補償金を配分しないようにすれば、A案とほぼ同じになると考えます。</p> <p>C案では、文化的環境は冷え込んでいくだけではないかと懸念されます。その上、一部の「権利者」が、包括許諾と勘違いして、補償金を増やすため、デジタル方式による私的録音録画以外の私的録音録画に、補償金制度を拡大することを意図する可能性があり、あまり好ましくないと考えます。一部の「権利者」が、私的録音録画を尊重せず敵視して、利用者の個々の私的行為を、あれはいい、これはだめというようになると、利用者にとって私的録音録画は存在しないのと同じなので、補償金制度は終了させ、法30条とコピーガードだけで考えるほうが少しはましであるとも考えられます。</p> <p>制度の今後の方向としては、利用者の利便や文化の享受ということを考えますと、やはり、コピーガードというものにも少し積極的に関わり、一定数のコピーやある程度の画質の確保を義務付けることも、必要ではないかと考えます。</p> <p>権利者も、補償金制度の存続のためには、私的領域における著作物の利用を振興する方向に、ある程度方向を転換し、利用者が著作物を利用しやすいコピーガード、一定範囲のコピーを許容するコピーガードを施すことを、検討する必要があるのではないかと考えます。</p> <p>以上の通りこの項についての意見を述べましたので、よろしくをお願いします。</p>	
<p>報告書138ページの見直しに触れている項関連では委員会でも定められている案では、先ず保証金ありきで本当に著作権者に分配されているかなど不透明である事が不信感をおおいます。</p> <p>もちろんコピーした物を販売したりするのは罪に問わないといけないと考えていますが公立の図書館などレンタルで課金されない抜け道など様々な不公平さがある課金制度自体が整合性が取れていないと思います。</p> <p>対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分配金以外に理事の給金やB-CAS会社の売り上げ高など諸経費の公開(透明性の確保)</li> <li>・デジタル放送を一端、コピーフリーとする(B-CASカードの会社が一部の会社出資の株式会社という事がおかしい)</li> <li>・課金は録画機器・メーカーで販売量に応じて弾力的に検討とする</li> <li>・放映後の番組などをSD解像度以下でネットに無料でストリーミングなどに対応させる(需要が減ればアップロードする意欲の減退など違法コピーの減少につながる)</li> <li>・DVDから次世代DISCコンテンツの移行を早め、価格をアメリカ並みに落とす(コピーが割に合わなくなれば欲しい場合は正規品の購入につながる)</li> </ul> <p>など</p> <p>この様に意見をするのが初めてで上手く書けたか不安なのですが模倣して育つ芸術面の記録という観点と見ただけ、もしくは保存しておきたいという欲求を叶える事で利益を得て産業(著作権者)へ還元される仕組みをよろしくをお願いします。</p>	個人
<p>私は箏曲の教授をしておりますが、新たな曲目をお弟子に指導する場合には、お弟子が自宅で反復練習をするために、自らの演奏や購入したCD等から、お弟子が持参したMD、アイポッド等に録音をさせております。</p> <p>補償金制度のお陰で、作曲家や演奏者の方々には、ある程度の償いが出来ているものと感じておりましたが、この制度の見直しを行っている小委員会での検討内容を拝見しますとメーカー選出の委員の方々、録音を前提にした機器を販売しながら補償金の支払を必要経費として捉えないご意見を主張されることは、ご自分の置かれた立場(社内でのポジション)のみを考えており、メーカーの社会的な責任を意識せざるを得ないメーカートップの方の考え方にそくはないものと思われまます。</p> <p>また、消費者団体からの委員の方は、ご自分では私的録音を行ったことが無いのではないのかと思われまます。この制度が無くなって、全て権利者の方々への許諾を得るようになった際の手続きの煩雑さや経費負担を考えると途方に暮れてしまいます。</p> <p>今の実態に合う形(私的録音が可能な機器は、全て補償金支払いの対象とする)への制度見直しを早急に実施して、この様に長時間に亘る無用な議論の場は、即刻中止すべきと思われまます。</p> <p>(追伸)最近、電車の中(山手線など)で私的録音補償金管理協会のポスターを見かけます。私達が気が付かなかっただけで、この制度の周知をはかる活動はされていたことにも気が付きました。</p>	個人
<p>総務省情報通信政策部会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の場でメーカー、放送事業者、消費者、権利者が、それぞれ不満はあつつも、録画補償金制度による対価の還元を前提としてダビング10という形で合意しました。</p> <p>私的録音録画小委員会中間整理において録画補償金を制度として廃止すべきというメーカーの主張がありますが、これは一貫性を書くものとして到底容認できるものではありません。</p> <p>むしろ今かなりの部分で機能が劣化している補償金制度をしっかりと機能するよう改正することが大切と考えます。</p> <p>又、補償金の負担が現在は消費者になっていますが、これも諸外国の例にならってメーカー負担にするのがフェアなあり方と考えます。</p>	個人
<p>「中間まとめ」からは、現在の小委員会参加者の一部が、不真面目・不勉強・不誠実に議論に当たっている事が伺える。</p> <p>現在の「私的複製に対する補償制度」が根拠ある現実的な解なのか、それとも、「私的でない複製行為に対する補償」こそ必要なのか、これまでの私的録音録画小委員会の議論の様な、ミスリードにまみれた茶番劇ではなく、国民的議論が必要である。</p>	個人
<p>消費者の代表が少なすぎます。</p> <p>この報告書の議論全体に消費者の観点が欠けている原因がわかりました。委員構成に問題があるのです。</p> <p>権利者側出身委員は4人、機器・媒体側出身委員は4人に対して消費者側出身委員は1人です。</p> <p>これでは消費者の意見が議論に反映されないのは当然です。消費者側出身委員も4人にすべきです。</p>	個人

<p>&lt;意見&gt; 私的録音録画小委員会は、私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」を目的として組織され議論してきたと記載されています。 しかし、私的録音録画補償金制度の必要性などの「そもそも論」が殆どなされていないように感じます。今回は中間報告ということなので、今後はもっと根本的なところについて議論を深めて頂きたいと思います。</p>	個人
<p>法改正を行う前に、自らの怠慢を見直すべきである。現行の法で取り締まれる犯罪を取り締まることもせず、国民を法の雁字搦めにするだけを考えているに過ぎない。 そして、小委員会のメンバーの大半が権利者で構成されていることにも疑問を感じる。この小委員会から提出された案は殆どの場合、可決されそのまま新しい法に納まってしまおうと聞きました。これは、権利者が自分に都合の良い法を作らせるために存在する委員会に成り下がっていると私は判断しました。このような委員会が作った法を一人の民意として認めることは出来ません。</p>	個人
<p>委員会のメンバーが全員賛成派だと言うのは正直驚いた。 これでは公平性がなさ過ぎる。 正直に言うと、この意見が正確に届くかさえも不安に感じている。 それ以前何故この件について全く報道されてないのか、疑問に思う。 このような送られてきた全ての反対意見が、何の改ざん、編集もなくちゃんと確実に届くことを切に願う。</p>	個人
<p>ユーザーの実情も知らず、ユーザーの側に立っている人もほとんどおらず、しかも権利者団体側が圧倒的に多い委員会での議論で、ユーザーに大きな影響を与える法改正を決めてしまうのはおかしいと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画小委員会のメンバーのほとんどが権利者側の人間で構成されているのでこの委員会自体が公平性を失っていると思います。委員会のメンバーの選出の方法についても見直しを検討していただきたいです。</p>	個人
<p>日本だけ著作権鎖国になります。グローバルな流れに取り残される事のないよう、またIT産業の育成のためにも、著作権の緩和や柔軟路線の検討をよろしくお願いします。 また、検討委員がかなり偏っていて、技術的知識も低すぎて話になりません。結論ありきの議論です。もっとエンジニアや消費者団体、若年利用者を招いての検討が必要かと思います。 ご検討下さい。</p>	個人
<p>※本中間整理の策定過程に異議あり。 「文化審議会著作権分科会／私的録音録画小委員会」の委員選定について国民に周知されず、国民の民意を反映したものととは到底言えない。利権団体の関係者が多く、国民の利益の為というよりも特定団体の意向に則した書面になってしまっています。 以上の理由を持って、私は本中間整理の再検討を強く要望いたします。</p>	個人
<p>158ページ「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿」について 今回補償金の追加対象とされているポータブルオーディオプレイヤーの最大手であるiPodの関連企業からの代表者がメンバーに含まれていないのは大きな問題である。 実際にアップルジャパンから内閣官房宛にこれを非難する抗議文が送られているが、抗議の内容はもちろん、抗議があったことさえ議題に上っていない。 本来は海外ハードウェアメーカーの代表者もメンバーに加えて討議を行うべきであり、公に指摘されているにもかかわらずそれを改善しない姿勢は貿易摩擦を生みかねない大問題である。 また、前項5. であげたような議事進行を行う委員についても、資格が疑われる人員がおり、その人員達が誘導した議事であり、国民に不利益を被らせていると言わざるを得ない。 よって、今回の文化審議会の人員を刷新し、再度一から議論しなおす必要があると確信する。 また、本分科会については、国民の利益を侵害する可能性が高いため、議論の性格上、一切の例外無しに、常に消費者(国民)の傍聴を認める必要があり、これは消費者の権利である。 (現状の委員会の主たる起案者はこの権利に基づかない誘導議事を進めている侵害しているとも言える。)</p>	個人
<p>委員会のメンバーは著作権を持つ側の人間、知的財産権の専門家ばかりが目につく。ユーザー側・消費者側の委員の存在が見受けられない。 こんな公平性を欠くメンバーで審議などはまったく横暴もいいところだ。</p>	個人
<p>現在までの私的録音録画小委員会の行動(人選、委員会で議論された問題へのとでも的外れな返答等)はこれから法律を変える事を先鋒として推進して行く立場の方々の対応とは到底思えません。議題に対しての議論、そこに反映されるべき民意の汲み上げ等、なくてはならないプロセスを一気に省き、一部権利側の都合の良ように法律を改正して行くのとられてもしょうがないのではないのでしょうか? すべての人に平等に与えられる権利を侵害するような法律を無理矢理提案していくことだけはあってはいけないことだと思います。 今後の委員会の活動が有意義になることを一国民として非常に興味深く注目させていただきます。</p>	個人

<p>今回の議論には、法律や知財についての専門知識と同様に、インターネットという分野における専門知識が必須であると考えます。しかし委員の中には、インターネットについての専門知識を有している方のお名前は殆ど確認出来ません。インターネットというメディアは、これまでのメディアとは明らかに性質が異なっているため、これまでのメディアを下敷きとした議論では不十分であると考えます。NGNなどの次世代インフラが目前に控え、マルチキャスト放映などのコンテンツ配信、またインターネットラジオやポッドキャストなど、新しいコンテンツが次々に出てきている現状において、既にレガシーと呼ばれかねないようなメディアを主点に置いた法改正は、これからのグローバル化において、我が国の戦略を不利にすることにしかならないのではないかと強く危惧しております。</p> <p>ネガティブな方向を注視したマイナス方面への議論だけではなく、これから創発して来るであろう様々な未来像を視野に入れた、建設的な議論を期待します。そのような議論が交わされることで、市場の健全化と活発化が促され、我が国の知財戦略に良い影響を与えられるように思うからです。</p>	個人
<p>現在の私的録音録画制度には納得して居りますが、今度の私的録音録画小委員会の「中間整理」には絶対反対です。録音録画専用機器がパソコンやその関連機器等に变化しても、録音録画出来る機器や媒体で自由に録音録画が出来て、その出演者が保償金を得る権利が認められる制度に見直して頂きたい。</p>	個人
<p>今日なにが起きていると思えば、またこのようなPSE法の二の舞になるようなことを立ち上げて、個人の自由までも取り締まるつもりですね。</p> <p>こんなことでいちいち委員会を立てるなら早く年金とか医療問題とかもっと人の生活の根本になるものをどうにかしてもらわないと堪りません。</p> <p>またどうせ、金を取れるところから取れるだけ搾ろうという考えでしょう。</p> <p>また、こんな法律を通したら次の選挙で若年層の支持が得られませんか？</p> <p>とにかくこんな法案は断固として許されないものです。</p> <p>今にもたくさんコメントが寄せられているでしょう、実際取り締まるとしてダウンロードした人全部逮捕できますか？</p> <p>どうせ日本政府は脳みその固いアナログな人間ばかり。</p>	個人
<p>私はこの私的録音録画小委員会中間整理に反対です。</p> <p>なぜかという、ただそういうふう規制しただけでは何も意味はないと思うからです。</p> <p>なにより私はインターネットが好きです。いろんな人が作った作品を見たり聞いたりすることはきっと人の心に感動を与えたいと思います。</p> <p>どうかよろしくお願いします。</p>	個人
<p>私は反対します。</p> <p>私個人としては文化の流れについて行けない文化庁自体に失望してしまいます。</p> <p>私は偶然見たサイトでこの『私的録音録画小委員会』を知りました。私の周りには人ほとんどがこの問題の事を知りません。</p> <p>いつも思っているのですが、本当に意見を集約したいのであれば、もっと大掛かりな告知をするべきです。</p> <p>日本は民主主義国家として、法は選挙で選ばれた議員が決めるべき話なのだが、現実には省庁が勝手に選んだ委員が、募集していること自体が国民にあまり知られていないのに「民意を反映しました」というのがまかり通っている方が問題だと思います。</p> <p>まあ、反対意見をなるべく少なくしたい気持ちも分らなくもありませんが・・・</p>	個人
<p>世間一般に、他者が創作したものを得るためには、それに見合った対価を支払うのは当然のことであるように、音楽・映像の著作権者にも、その作品を利活用すれば対価が支払われるのは当然だと思います。</p> <p>そのための「補償金制度」を廃止しようとしていることは、世間のあらゆるものを“タダ”にするということと同じことです。そんなことがあり得るのでしょうか？</p> <p>「私的録音録画小委員会」の委員のみなさんは、経済原則の原点に立ち返って、もう一度良〜考え直してみてください。</p> <p>そこで、この制度が存続されるとして考えたときに、現在の制度での対象機器の範囲や保証金負担義務者には問題があると思います。</p> <p>昨今の私的録音録画機材の氾濫とそれによる録音録画の無制限なコピーの過度な普及の状況において、同様に機能を備えているにもかかわらず、対象とならない物(機材)があるのはおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>また、コピーの子・孫・曾孫コピーというように利用が広がっていく中で消費者からの補償金の完全な徴収は、極めて困難であると思います。</p> <p>したがって、私的録音録画機能を備えた全機種を対象機器とすべきであり、補償金はメーカーから徴収すべきである。と思います。</p> <p>日本のメーカーのみなさん、現在、よその国(海外)ではみなさん(メーカー)が負担しているのに、自分の国では負担できない、っていうのは、どう考えてもおかしきありませんか？そのへんは、世間にどうやって説明しているのですか？整合性のあるやり方に改めた方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>委員のみなさんの良識あるご判断を期待しています。よろしくお願いします。</p>	個人
<p>絶対反対</p> <p>この私的録音録画小委員会中間整理はこれからの映像に関する発展を著しく遅くさせるものだと考えています。</p> <p>そろそろ国民の言うことも聞いたらどうですか。</p> <p>あいにく文系ではないので文章力はないですがそのところは了承願います。</p>	個人

<p>中間整理の位置づけについて「課題に対する対応策の基本的考え方、委員間の合意の形成の状況とその論点などについてまとめたもの」とされているが、まとめることで一定の結論を得るという目標に対してどのような効果が得られるのかが定かではない。たとえば、本中間整理において「おおむね異論はない」とされた事項については、今後異論を小委員会の場において異論を出すことができなくなるのか。できなくなるとすればその点について事前に説明が必要であるし、異論も受け付けるのであれば、そもそも中間整理をした意味が大きく失われてしまう。</p>	個人
<p>そもそも、一体何故このようなことをはじめたのかわかりません。 Ipod課金？レンタルCDからの私的録音禁止？ 正直、ふざけるなど言いたいですね。 そんな事をする位なら、この委員会を閉鎖してくださいよ。 審議の経費等は全部国民の税金でしょ？ 無駄なことしないでください。</p>	個人
<p>パブリックコメント募集案内において、賛否の数を問うものではない、とされているにもかかわらず、賛否の数が判断材料とされているという意見がみかけられた。このような風評を避けるために、「意見が大勢であった」というような表記には「委員会において」など、対象を明確にすることが望まれる。</p>	個人
<p>ページ 全般 意見等 私的録音と録画については一旦切り離して議論を行い、各々の結論が出てから「私的録音録画」について合わせての議論を行う、ないし、むしろ「私的録音」と「私的録画」について切り離れたままの補償金の有無も含めて、補償金の在り方に関する議論と結論を望む。なお、「補償金制度ありき」の議論には強く反対し、議論の見直しを要望する。 理由 貴小委員会での審議を傍聴していて、あるいは今回の中間整理を読んで感じたことであるが、音楽CDの売り上げが、ダウンロードやレンタルから私的録音により減っていて、権利侵害が甚大になってきている。 →私的録音録画補償金制度は現在の制度のままで、対象機器を増やすべき(HDD録音機、HDD録画機、TVパソコン)と言う意見がまかり通っている様に感じる。 「録音」と「録画」では事情が異なるのに同列で議論している。 「録画」では、以下の様に「録音」と異なる状況である。 ・補償金対象は放送番組のみであって、レンタルも含め、DVDは対象外 ・デジタル放送は無制限には複製を作れず、ダビング10になっても、せいぜい10枚に限定される。 ・私的録画補償金の対象機器、対象メディアを使っての補償金対象外の録画が行われている。(ムービーによる子供の記録、旅行の記録が容易であるが、録音の場においては、一部の才能のある方や議事録作成の為に録音などを除いて、私的録音補償金対象の機器、メディアを使って私的録音でない録音がなされると言うことは、レアケースと考える。)・プレイシフトでは、「小画面・低画質」となる。</p>	個人
<p>日本国民の一人からの意見でございます。 今回の問題は著作権が複雑に絡んでおりますが、著作権は製作者本人にある上、官庁が作成をしてないものについては大きく『違法』とくくるべきではないと思われまます。 私は今回の私的録音録画小委員会中間整理を流会にすることを強く希望します。</p>	個人
<p>今回の委員会の仕事で私自身も私的録画の問題を難しく考えております。 一方では製作者側が作り上げた商品を無断で利用され、経済的な損害が出ています。 ただ、現在の少子化問題により、その利益は奪い合われ、この産業全体では縮小しつつあります。このために制作側の力が減少してくるのではないのでしょうか。 また、このような業界は当たりはずれが非常に大きい分野であることも考慮しなければなりません。 また、見る側が減少しているときに様々な地域環境や経済的な環境の違いにより、これらの映像を視聴し、利用するまでに時間を失い、これによる文化的・経済的損失を高めることとなります。 現在では世界中がグローバルに情報を展開しているの、例え、日本で素晴らしい映像を保護しても、海外でそれと同じアイデアを考え出され、先に世界に広められれば、その映像は海外の「模倣」とされてしまいます。 先により良い作品を生み出さねばならないのであります。 ドッグイヤーと呼ばれる時代において、著作権による情報発信の遅延はコンテンツを日本の産業のひとつとして、育て上げるためにはあってはならないことであると思えます。 地方のローカル放送局や地域格差で最先端の映像が見られなければ、今度は逆にインターネットを利用した人々が国内産のコンテンツを見ず、海外のコンテンツを見るようになります。 現在はまだ、日本のコンテンツが非常に評価されていますが、10年後、20年後には海外で競争力を高めた非常に素晴らしい作品が入ってくると思われます。 そうであれば、ただ、限られた時間内や予算内にしか見られない映像を展開するよりも、新しい制度をつくり、わざわざ、私的録画をせずとも見られるようになる「環境」を整えるべきではないかと考えます。 他方で消費者側としては、リアルタイムでこのような番組を利用することにより、購買意欲を高められ、時間による機会損失を大幅に軽減しております。 また、昨今のブログやSNS等により、インターネット上に展開する。 「インターネットロコミ」はTVCMや雑誌にはひとつの海外の角川書店の製品などが海外などで見られることがきっかけとなり、世界中に大きなマーケットの拡大に寄与しており、国内、日本の文化を広く世界に広がっております。</p>	個人



<p>日本語を理解できない方々でも、映像であれば、その良さがわかり、それをきっかけとして、日本国内の業者がこれららのビジネスチャンスを生かすべきであると考えます。</p> <p>また、国内における法整備を強化したとしても、諸外国でインターネット上にデータを流されれば、歯止めをかけることができません。</p> <p>私としては、この両者にとって、セカンドベストを目指し、製作者側の利益を増大させ、かつ、消費者が多くの作品に親しめるような制度をつくり、日本国内や海外による海賊版における無断利用映像を減少させていきたいと考える。</p> <p>著作権の利用権が50年と非常に長期にわたり、多くの人がこれらの作品に親しむ、時間が足りないです。</p> <p>政府として、著作権を作者に半分放棄させる仕組みをつくるのはどうでしょうか。</p> <p>一つの案としては、現在、多くの著作の中には非常に有益なものがあり、これらを広く社会に知らせるために「図書館」という制度があります。</p> <p>この仕組みを映像にも取り入れ、政府が管理する「電子図書館」に専用インターネットを導入し、一括して管理する。</p> <p>ある期間内であれば、要望により、これらを無料、もしくは一部有料にし、多くの人々に知る機会を与えるようにします。</p> <p>著作権を政府が保証する場で、様々なコンテンツを見られるようにします。</p> <p>ここからならば、ネットを利用してダウンロードすれば、すぐに身元がわかるようになっている。</p> <p>この政府の「国立映像電子図書館」に預けることで、古今東西の最新の映像を広く世間一般に広めます。</p> <p>CMを流し、テレビ局が行う無料視聴を可能にします。</p> <p>CMにより、この映像図書館を運営します。また、著作権者に見られた割合に伴って、著作権料を支払います。</p> <p>これにより、他の無断な私的録音をせずとも見たい時に「国立映像電子図書館」にいけば、これは「国立映像電子図書館」地域ごとに流すCMも違い、ローカルの企業のCMも受け入れます。</p> <p>このことにより、その作品が広く認知されてから、著作権を回復させます。</p> <p>また、この中で、非常に評価が高く、模倣されることの多い作品に関しては、著作権の保護期間を短くし、広く、人々に利用できるよ</p> <p>うにする制度を作るべきであると思えます。</p> <p>これにより、より良いものが多くの人々により、アイデアの基礎となり、日本の文化発展の源泉になると考えます。</p> <p>インターネット上に地上波を放送する現在のテレビ局の役割を生み出して、幅広く、世界にその情報を公開し、これによるメディアミックスにより、コンテンツ産業を盛り上げ、経済力を向上していくようにしたい。</p> <p>無断で利用できないよう、一箇所に情報を固め、これに許可制のファイアウォールを設置し、利用料金やCMなどにより、著作権者アイデアはこれまで人類が積み重ねてきた既存の情報と組み合わせであります。</p> <p>そこで、このアイデアを加工する技術は新しい独創的な資源を生み出す方法であります。</p> <p>そのためには多くの新鮮な「材料」が必要であります。</p> <p>「情報を加工」することは資源の少ない我が国において、なくてはならない産業であります。その技術力を高めるためにはこれらの映像を広く公共の福祉として利用しなければならないと思えます。</p> <p>これを国が後押しする方法を取るべきです。</p> <p>また、図書館で借りてきた内容で新しい物事を考えられるように情報を借りるという形で加工出来る環境を整えなければなりません。</p> <p>誰が今、その映像を加工しているかを申告すれば、これらの映像を広く利用する事もできる。</p> <p>これらの映像も基本的に「国立電子映像図書館」でのみ放映ができます。</p> <p>これらは政府が「文化コンテンツ産業支援政策」のひとつの柱として支援すべきであると思えます。</p> <p>これにより、面白い作品を作る情熱を活かす場を提供し、新たな日本の資源に変えていければ、幸いに思えます。</p> <p>一部例外的に許される創作の場をつくり、それを政府が管理することで、</p> <p>国は次代の日本の文化を担う想像力豊かな人々を「著作権違反による犯罪者」とせず、「素晴らしい物づくりの担い手」に転換していくべきであると思えます。</p> <p>必ず良い方法はあると思えます。</p> <p>皆様、将来のためにより良い、アイデアを考えましょう。</p> <p>どうかよろしく願っています。</p>	
<p>私は「私的録音録画小委員会中間整理」の内容に反対の意見を表したい。</p> <p>まず、現在の政治全体にも言えることであるが、権利団体は自分らの利益を守ることに墮して、あまりに民衆の利便を軽んじているように感じる。フランス革命を例にとると、襲撃されたバスチーユ牢獄の中では「牢獄」という名が全く不似合いな程、豪華絢爛たるものであったという。これ以上、権利団体のみが利益を享受し続けることは利益団体の腐敗を意味し、今後は国民がこれらの団体に対して、より厳しい目を向けることになるであろう。</p> <p>政治という観点から見ても、民衆からバンと娯楽を奪い取って良い結果になった試しは無い。また、文化的な観点からしても、日本はアジアの中で既に著作権に対して比較的厳しく、これ以上の規制は無意味なものだと感じる。</p> <p>それだけでなく、この規制によって日本のサブカルチャーが後退し、文化的な優位を維持することが困難になってしまいかねない。</p> <p>さらに、行き過ぎた規制によって、事態をさらに悪化させてしまう危険性さえ孕んでいるように思う。具体的には、ネットを介さない形での違法コピーが促進され、事態がより悪化、複雑化したものになるであろう。恐らくこれらは考えれば小学生でも分かる話であろう。</p> <p>その上、商業・技術的に見ても、携帯オーディオやパソコンに補償額を上乗せすることで、単純にメーカーの利益が損なわれる。低価格競争で他国に遅れを取っている状況で、これらの出資が増えれば、事態はより厳しいものになるだろう。これにより市場の購買欲が減り、しいては日本の経済の鈍化を招く。これは冗談めいた例えになるが、iPodや韓国・中国製のオーディオプレイヤーに対して関税を掛けることになるかもしれない。技術的な流れからしても、可能なものを規制することで生まれる弊害の方がもっと多いと思う。</p> <p>以上を踏まえて、私は日本のみでこのような規制を実施することに疑問を抱き関連する部門への悪影響に対し危機感すら抱くということを主張したい。</p>	個人
<p>確かに私的録音・録画によって権利者が経済的不利益を被りますが、逆に私的録音・録画が利益を出していることが111ページの文章からもわかっているはずですが、ですから、補償の必要性は微々たる物ならかまわないと思えますが、やりすぎると、とんでもない暴動が起これると思えます。現に補償をつける事に関して暴動を起こそうと企んでいる団体も少なくありません。この件で違法者を特定できるかもしれませんが、関係者のなかで死者やケガ人が出るでしょう。自分としては文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理については、やめておいたほうがいい、つまり反対です。その方が死者もケガ人も出ずにすむと思えます。</p>	個人

<p>保証金制度の見直しと存続をもとめます。 私もプレイヤーであり、身近な存在にアーティストの皆様がおり活動のたいへんさ、制作の困難をたくさん見てきてます。 努力して産み出したものに等価の保証金を！というのは当然の事と思います。</p>	個人
<p>保証金制度は存続させるべきというか、させないなんてことはありえない話です。たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきです。 が、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。消費者と権利者の利益の調整を図る制度として、保証金制度の維持が必要です。今の日本のメーカーは、権利者を無視し、自分の儲けのことしか考えていません。ドイツやフランスのメーカーをもっと見習うべきです、たいしたものだと思います。それに比べ、情けない、日本のメーカー。</p>	個人
<p>全ての物がデジタル化され、パソコンやi-podで音楽をコピーして楽しむ事は日常的に起こっています。 パソコン、i-podに補償金がかけられていないのも問題だと思います。 著作権者が補償金によって一定の対価を得ている仕組みの補償金制度はこれからも維持されるべき、絶対必要だと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきであると思います。 私自身は生産側ではなく、消費者側というだけですが、知的財産や商品の価値を現在、中国などのコピー商品や、海賊版等の組織的生産が横行・流通している国に対し、守らなければならないものだと強く訴えている日本の姿勢が国内の根本的なところで、曖昧なものであれば他国に対して、説得力のないものになってしまうのではないかと感じます。そんな中で、この私的録音録画保証金制度は国内外に、日本の姿勢を示す上においても存続すべきもの、存続しなければならないものだと思いますし、こういう形で保障をしていかなければ、国内の文化的才能は、ますます海外への流出となるのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 著作物の背後には、著作権をはじめコンテンツを供給する人々の膨大な労力が間違いなく存在しています。さらに、著作権者がその技術を習得するために長年にわたって費やしてきた時間まで考慮するならば、現在、著作物の価値はあまりに軽んじられていると言わざるを得ません。 デジタルコンテンツにおいて、著作物を私的複製という名のもとに無限に複製し得る現状がある以上、コンテンツの制作者に対して金銭的な保証を行う仕組みは不可欠です。 もし仮に、著作物に対する権利を軽ずる行政が行われるとするならば、それは文化の衰退を招きかねない、重大な誤謬だと考えます。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 無くしてしまうと好き勝手にコピー出来てしまいます。そしたら、好きなアーティスト達がCD販売してくれなくなりそうです。 保証金を支払う事で アーティスト達に素晴らしい楽曲等を提供して頂くお手伝いをするのは当然だと考えます。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金額が年々減っていることを知りました。コンピューター、i-pod、携帯電話、あるいはカーナビに至るまで、最近の音楽をデジタル的に取り込むテクノロジーの進歩は凄まじいものがあります。いとも簡単に音楽をコピーすることができること、このような便利になることに対する消費者の欲望は残念ながら自制することはできません。音楽をつくる側をないがしろにして行くことはひいては音楽を消費者にとどけるハードを生産する企業の首を絞めることにもなるのです。是非とも企業にも協力して頂きたいと考えます。よって私的録音録画補償金制度は絶対に必要です。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度がなくなることで、これまでパソコンなどで許されていた個人的なコピー行為に、ひとつひとつ許諾を得なければならないとなると、今までのように、音楽を自由に楽しむことができなくなります。 現状に合う形に、補償制度を手直ししていただき、今までのように合法的にコピーができるよう、補償制度の存続を望みます。</p>	個人
<p>自分の仕事である作品が勝手にコピーされ、そこから何の報酬も得られないのでは仕事が成り立たなくなります。コピー出来る機械を作って売り、報酬を得るメーカー自体、コピーする元を作る人がいなければ、成り立たないはずで。 補償金はお互いが存続するための制度ではないでしょうか。 よって補償金制度の維持に賛成します。</p>	個人
<p>消費者にとって少ない負担で、購入したり、私的録画などしたもののコピーの自由を得られるのは、補償金制度のおかげだと思います。存続を希望します。</p>	個人
<p>私的録音を目的に消費者が利用活用し、その機材を提供しているメーカーが利益を得ている。欧米に比べ日本は音楽家の利益確保の文化が劣っている。まず、メーカーは音楽家との共存を考え補償金制度を維持存続させるべきだ。</p>	個人

<p>気が付けば、時代はすっかりHD時代。DJですら、レコードはもちろん、CDすら使わないで、ノートパソコンでDJをする時代。音楽のダウンロード時代になっている。</p> <p>でもそれは言い換えればコピー&amp;ペースト時代ってこと。</p> <p>音楽の聴き方がこのように変わったことで、このままだと、音楽を作る側の「音楽で食っていく」という夢が難しくなっていく。「補償金制度」というのは、音楽家に対する、労働補償とも言えること。是非存続をお願いしたい。</p>	個人
<p>現代の数多いファンは日常的にパソコンなどでコピーするのが当たり前となっています。</p> <p>これだけ、多くのコピーが氾濫し、Cdであれば購入したものから借りたものまで、無制限にコピーが可能、パソコンには大量の音楽が集められる……。</p> <p>メーカーが利益を上げるために、これだけのものを作って氾濫させたのですから、彼等もその責任を考えるべきであると思うと同時に、保証金制度は必要であると思います。</p> <p>きちんと制度として立て直し、存続させるべきです。</p>	個人
<p>私が補償金制度について知ったのは1年程前です。最初は補償制度がなくなることで、録音録画機器の値段が安くなれば良いと思っていましたが、自由に音楽等をコピーできることに対して、何らかの補償を作家の方々にするというのは当然だと思うようになりました。また、この制度がなくなることによって、コピーすることが難しくなるのであれば、制度を維持して気軽にコピーをすることができる現在の環境を守ってほしいです。</p> <p>iPodなどの機器の普及によって音楽のコピーが非常に簡単に、かつ大量に行われる時代になりました。そんな時代だからこそ、利用者の利便性を保ち、著作権者を保護するという補償金制度は今後も必要だと思います。</p>	個人
<p>私の意見と致しまして私的録音録画保証金制度は存続すべきであると思います。</p> <p>現在私はCDなどで好きな歌手、好きなバンドなどの曲を聴いたり、DVDなどで好きな映画などを観る立場にありますが、仮に私が曲や映画を作ったりする立場の人間であったとするならば、CDなどを複製されてしまい、私的録音録画保証金制度がなかった場合、CDを複製されてしまっているわけなので、本来CDなどを買っていたら入ってくるはずのかなりのお金が手元に入っていない事になるかと思えます。</p> <p>そうするとお金が手元に入らないので収入がないわけになります、そうすると、次の曲の製作などをしていっても収入、お金がないわけなのでCDを作ったり、映画を作っていくことは限りなく不可能になっていくかと思えます。</p> <p>話を本来の私個人に戻しますと、私的録音録画保証金制度を存続していただき、好きなCD、DVDの製作者の次回作を観る事ができる事は私の生活をしていく上で心のよりどころであったり、癒しであったり、次の日への活力であったり、元気の源であったりなども致しますので、一個人の考えではございますが、私的録音録画保証金制度の存続をすべきであると思います。</p> <p>私的録音録画保証金制度の存続をどうぞよろしくお願い致します。</p>	個人
<p>権利保護の大切さは十分理解しますがガードが異常に固くて機動性に欠けるのはいただけません。権力者保護のためにひろく網をかけると言う制度なので重箱の隅をつつく議論は無意味だと思います。</p> <p>権力者への感謝、取扱者への信頼に立ち罪悪感なくコピー出来る事を保証する「補償金制度」は維持存続すべきです。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度の維持は必要です。</p> <p>補償金制度は利用者の利便と権利者の保護を両立させるための最も有効な制度であり、これまでどおり、この制度を維持するべきであると考えます。</p> <p>なお、補償金の支払義務者はコピーを可能とする機器・媒体を製造している業者であることが当然であると考えます。その点から言えば、録音・録画機能を有するすべてのものに補償金を課すべきでありましょう。</p> <p>しかしながら、補償金額の設定にあたっては、録音録画頻度に応じたものとする必要はあるのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>レンタル店やパソコン、iPodなどでコピーが容易に大量に行われる今日、著作権者補償金によって一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持すべきだと私は思います。</p> <p>機器・媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているからこそ、権利者に対して相当の対価を支払うのはやむを得ないと思います。そうするとコピーの度に課金されるのは大変なので「補償金制度」が良いのではないのでしょうか。</p>	個人
<p>私は音楽著作権協会と信託契約を結ぶ音楽著作家なのですが、現状のCD等フリーコピーの実際には、著作物権利者として非常に将来的な不安を感じざるを得ません。</p> <p>海外の著作に関しては補償金を負担しつつ、本国の著作に関しては負担しないと言う姿勢はどう言う意味合いなのでしょう？理解しかねます。このまま補償金制度廃止にでもなったら、今まで以上に国内の優秀な音楽家の海外流出が懸念されます。</p> <p>今後の我が国の音楽の発展、これから出て来る音楽クリエイターの為にも補償金制度の維持を強く望みます！！</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度自体は存続するべきと思いますが、自分の創作した物をコピーするために購入したメディアにも補償金をかけられるのは納得がいきません。</p>	個人
<p>音源などのデジタルコピーの恩恵を受けており、かつ権利者の利益に影響を与えている現状を見ると、この補償金制度は存続させるべきだと思います。</p>	個人

<p>機器・媒体購入時1回限りで、それ程負担を感じない金額であれば、消費者もデジタルコピーによる恩恵を受けているので権利者に補償金を支払うことは必要だと思ふ。 私的録音録画補償金制度は、消費者、メーカー、権利者間の利害を調整する制度として機能する限り、存続の必要があると思ふ。</p>	個人
<p>クリエイターが適正な対価を得られる環境を実現することを目的として、この制度は制定されたはずで、録音録画機器の普及は、著作物があるからこそ成り立っています▲罇壁供爾眞醜齋世機燭旺法実ニ録音録画機器を利用するわけです。消費者は大きな負担とならない範囲で補償金を支払うことによって私的録音録画の自由が確保され恩恵を受けられることにより、権利者の利益につながり、権利者がさらに文化に貢献できる環境を作ることにより、機器メーカーの利益にもつながると思ふ。よってこの制度が理解され、維持されていくことは必要と考えます。</p>	個人
<p>国民に私的複製の自由を残すために、補償金制度を維持すべきです。 そして、メーカーが支払いの義務者とし、現実に即した(アイポッド・パソコンのハードディスクなど)範囲に課金すべきです。</p> <p>メーカーは株式会社であり、昨今の経済的グローバル化に伴い、株主を重視する方向性を色濃くしており、短い期間で利益をあげることが目的としています。つまり、短期的なあくなき利潤の追求者です。 そのメーカーが、さまざまな理由をつけて、補償金制度はなくなったほうがいいと主張するのは理解できるどころです。</p> <p>先進諸外国では、日本のメーカーが補償金を支払っていることから、長期的な視野にたった主張であると考えにくいと感じます。メーカーの主張は、権利者側に一方的に経済的不利益をしいることとなるような主張ばかりだからです。</p> <p>しかし、行政は国民生活の最大多数の最大の利益を考えるべきだと考えます。メーカーの主張どおり行政がそれを認めることは是認できません。</p> <p>消費者は私的録音・録画の自由を手放すことはできないからです。</p> <p>しかしながら、補償金制度が国民の私的複製の自由を担保するという大前提から逸脱した議論が委員会では散見されます。(国際条約に抵触しない著作権制度は国として絶対しなくてはいいけない。条約脱退という道は選べないのにもかかわらずです。)</p> <p>又、危惧されるのは、権利者団体と、メーカー団体との対立構造は確立しているのに、一番影響を受ける国民はこの議論自体を知らない人が圧倒的多数であるということです。</p> <p>この議論を知らない圧倒的多数の国民は、私的複製が違法となる未来は選択肢としてありえないはずで、(仮に、多数のメーカー社員等から、一般国民として、パブリックコメントに補償金制度を無くすように意見がなされても、それは本当に国民の総意なのでしょう?)</p> <p>エンターテインメントコンテンツが私的複製されることを、国民全体が前提としている現在において、日々不当に経済的不利益を強いられている権利者の権利と国民生活の幸福とのバランスをとる現実的な解決策は、諸外国のように、補償金制度を維持し、メーカーを支払い義務者とし、現実に即したハードディスク等に課金すること以外進むべき道はないと考えます。</p>	個人
<p>国を支払義務者として私的録音・録画補償金制度を維持すべきである。 私的録音・録画はベルヌ条約のスリー・ステップ・テストをクリアする零細で私的な録音録画に限り、認められているものである。その範囲を超え、放置するとベルヌ条約違反になりかねないという理由から、わが国においてはデジタル録音・録画に限り私的録音・録画補償金制度が導入されている。この制度がはじまった平成4年当時と比較して、私的録音・録画機器、媒体はより一層高性能化して普及しており、この制度を廃止する理由はまったく見出すことはできない。メーカーが主張するDRM技術は現時点で存在しないのであるから、存在しない架空の技術をもって制度を廃止することは到底不可能と考える。 この制度の本来の目的は、メーカーが製造者の責任として利益のごく一部を権利者に還元することにあることは自明であるが、支払義務者がユーザーになっていることで、この問題を複雑化している。海外と同様に支払義務者をメーカーと改め、その上でこの制度を維持すべきと考える。 また、新たな機器・媒体を追加指定する場合、政令によらなければならないことも、この制度の機能を実質的に空洞化させている。指定の方法ももっと簡便な方法に改めるべきである。</p>	個人
<p>たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思いますが、消費者としては自由にコピーできることも認めて欲しいところです。 消費者と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	個人
<p>メーカーは、これほどむやみやたらとコピー機能のある製品を生産して収益をあげているのだから、補償金制度を積極的に維持する姿勢をとるのは当然のことです。それによって権利者の著作権も絶対的に保護されるべきです。豊かな音楽環境のために！</p>	個人
<p>現在における多くの企業の持たねばならぬ、自社の利益と自社が自然環境に与える環境に対して関係性への注意、気配り、責任の問題を考えるならば、「著作権侵害の蓋然性が高い」機器を製作・販売することに対して、何らかの補償策を講じることは、企業として及び国の取り組みとして当然のことのように思われます。 大規模な私的録音が可能な機器をもって「著作権侵害の蓋然性がない」ということであれば当補償金制度は不要と思われるが、事実そうでないことは誰の目に見ても明らかであることを考えるならば、補償金制度は維持するべきであると思ふ。</p>	個人

<p>私達作曲家は補償金制度を存続させるべきであると考えます。  現在、想像をはるかに超える膨大な量のコピーが行われています。が、そこで録音、録画に使用されている機器や媒体は、現行制度での補償の対象になっていません。それが補償金の減少につながり、音楽産業の殆どに打撃を与えています。もし補償金制度が無くなると、今日、行われている私的録音、録画の殆どが違法となり、一般ユーザーのコピーを行う自由は奪われてしまいます。つまり「ユーザー側のコピーの自由」と「権利者側の権利保護」が両立する制度を望みます。また現在のように補償金の支払い義務者をユーザーとする形では負担に不公平が生じる恐れがあるので、諸外国と同様に、補償金の支払に義務者を機器などの製造業者や輸入業者に改める必要があります。  私達は、音楽や映像のコンテンツの振興が図られ、芸術文化の発展のため、ユーザーの皆様自由にコピーを楽しむことの出来る環境のためにもこの補償金制度が構築されることを切に願うものです。</p>	個人
<p>容易にコピーの自由が手に入るデジタル時代に、補償金制度は存続すべきである。  但し、国民(ユーザー)に対するよりいっそうの周知活動と現行制度の改善が必要と考える。</p>	個人
<p>ipodへの課金をすべきと考えます。現状、補償金制度のあり方が問われていますが、制度を縮小するよりもむしろ拡大すべきと考えます。  制度の拡大により、将来的にはDRMの軽減による権利者側の負担の軽減、インターネット上のダウンロードにて失われた権利者の利益の補填という権利者側の利益が図れます。また、利用者側としても機器への課金が大金でなければ問題としませんし、それでガチャガチャにDRMをかけられた音楽よりも利用しやすい音楽がDLできるため、双方の利益が図れると考えます。  現状で制度で縮小してしまうと、これ以上制度を存続させることが難しくなり、結局は双方の不利益につながると考えます。</p>	個人
<p>補償金制度の改善と存続に賛成する。  そもそもiPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じます。私的複製を行うことが可能な機器はすべからず補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきであります。  また、DRMによって補償金制度は不要であるとの意見もあるようですが、厳しい利用制限を課せられる等、今の利用環境が確保できないのは明らかなので、賛成できません。</p>	個人(同旨2件)
<p>保証金制度を維持すべきです！  ユーザーとメーカーが一定の保証金を負担することで自由に私的な複製ができる保証金制度は消費者、メーカー、権利者、の三者全員が利益を享受できる制度だと考えます。私的録音が音質の劣化なしにできる実情を鑑みると保証金制度の維持は必要不可欠であります。</p>	個人
<p>個人的に録音録画ができる状況は認めざるを得ません。かくゆう私も友人にももちろん営業目的でなく渡したりもあります。ただやはり保証金制度を現実をふまえた形で存続させるべきだと思います。</p>	個人
<p>保証金制度を維持すべきです。  コピーしやすくなった現在においてメーカーが知らん顔するのは如何なものかと思えます。  絶対に必要な制度だと思います。</p>	個人
<p>保証金制度を維持するべきです。今後10回コピー出来る機器を、販売するのであれば、諸外国どうよう、メーカーが、責任を負うのが当然だと思います。私的録画の問題に、製造物責任法の適用が、議論されていないのは疑問です。</p>	個人
<p>保証金制度を今の実体にあつたものにして存続させるべきです。  パソコン、HDDカーナビなど私的なコピーが大量に行われるようになった現在、著作権者が保証金によって一定の対価を得られる仕組みの保証金制度は今後も維持すべきだと考えております。これにより音楽を身近に楽しめる環境が確保されているのだと私は思っています。  そのようなことから著作権者への保証措置は必要であり、力関係が影響してしまう契約などで解決せずにあくまでも保証金制度によって対応することが望ましいと思えます。</p>	個人
<p>補償金の維持に賛成です。  音楽配信で購入した楽曲はコピー回数が制限されます。  CDであれば回数制限なくコピーが可能です。  CDの権利者に一定の権利金を支払うのは当然です。  しかし、その場合に回数制限がある「課金」ではなく何回でもコピーできる「補償金制度」がよいと思えます。</p>	個人
<p>補償金の維持に賛成です。  音楽配信で購入した楽曲はコピー回数が制限されますが、CDであれば回数制限なくコピーが可能です。  CDの権利者に一定の権利金を支払うのは当然と考えます。  しかし、その場合に回数制限がある「課金」ではなく何回でもコピーできる「補償金制度」が望ましいと思えます。</p>	個人(同旨1件)

<p>補償金を支払うことによって、コピー被害が軽減し、アーティスト達が新しい良い作品を作るための環境づくりに少しでも役に立つことができれば非常に良いことだと思います。そのためには、現在の補償金制度を改善して、コピーされている実情に合わせた内容のものへと変えていく必要があると思います。</p>	個人
<p>補償金を支払うことによって私的録音録画物を自由に扱えるということは有意義なことだと思いますが、扱うことに対してある程度の許容範囲ははっきりと設定しておくべきだと思います。例えば安価で扱えるということになりますとあまりこの補償金制度の意味合いがないような気がします。</p>	個人
<p>補償金を支払うことにより、一定のコピーの自由が確保される当該制度は、消費者にとっても有効であり、この制度を支持します。</p>	個人
<p>補償金制度があるとは初めて知りました。やはりPC等でのコピーや録音が膨大になれば作家に対価をきちんと支払うべきだと思います。ただし、リスナーとしては自由に録音もしたいわけで、リスナーと作家の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成！！ 正当な音楽配信ならば、コピーガードにより1回に制限されていますが、CDは買っても借りても無制限にコピーが可能です。これは、権利者にとって大変な損失であり、知的所有権の侵害です。そのためには、「補償金制度」と言うのは絶対に必要です。これは、今後の日本の文化発展のためにも無くしてはいけないと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成します。 1人あたりにすれば僅かな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより、私的なコピーができる現在の補償金制度の枠組みは、今後も維持していただきたいです。 議論のための議論はやめて、速やかに補償金制度によって解決を図るべきであると思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成します。 日本人の文化・芸術にたいする意識レベルの低さは、演劇界でも話題になっているほどです。 きちんとした認識を一般の人にもってもらいたいし、芸術に対する正当な評価をしていただきたいと痛感しています。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成します。(音楽ソフトウェアの使用ハード機器の変化とともに見直しし、音楽ソフトウェアすべてに、供給元の存在の確認をして欲しいですし、供給に伴う代金は発生して当然と考えます)</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。 とりあえずパソコンに大量の音楽を集めておき、そこからiPodにコピーしています。音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されますが、CDであれば買ったものも借りたものも無制限にコピーできてしまいます。そう考えると、権利者に一定の金額を支払うことはやむを得ないと思います。 ただ、その場合は、コピーのたびに課金されるのではなく、何回でもコピーできる「補償金制度」が良いと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。 PCに大量の音楽を集めておき、そこからiPodにコピーしています。音楽配信で買ったものはコピー回数が制限されていますが、CDであれば買ったものも、借りたものも無制限にコピーできてしまいます。権利者に一定の金額を支払うことはやむを得ないと思います。その場合は、コピーのたびに課金されるのではなく、何回もコピーできる「補償金制度」が良いです。</p>	個人

<p>補償金制度の維持に賛成です。  やはり再生機能や録音、録画機能のあるもの（以下、AV機器）というのは、そもそも音楽や映像という素材を楽しみたいが為にみんな購入するわけだから、AV機器を作って販売すること自体、素材無くしてはありえない事だと思います。  そう考えたら多少AV機器の金額が高くなったとしても、その素材を提供する側の補償はするべきだし当たり前だと思います。イメージ的には機器を作る時にかかる部品代と同じくらい『当たり前にかかるお金』としてとらえると分かり易いのでは…と思います。  無料でダウンロードができて、録音、録画、複製が簡単にしやすくなってしまっている現状を考えると、補償制度だけでは足りないくらいだと思うので、せめてこの制度は大切にしてほしいです。  目先の事にとらわれて今安く機械を提供したとしても、作り手が減りいい素材が減ればユーザー側も機器にこだわりを持つ人が減り、最終的には自分で自分の首をしめることになりかねないと思います。  素材を提供する側、それを楽しむ為の機器を提供する側、そしてその両方を生活に取り入れて楽しんでいる一般のユーザー側、全ての人たちが楽しみを得る為に少しずつ我慢をすればいいのです。  『三方一両損』の精神です。その為にもこの制度は大切にしなければいけないと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。  レンタル店から借りたCDをパソコンやMP3プレーヤー等に個人的にコピーする度に、どこかに許可をもらわなければならないなんて、現実的ではないし、守られるとは思えません。補償制度をなくすということは、実際には音楽製作者の権利を無視する行為ではないでしょうか。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。  権利者に一定の金額を支払い、何回でもコピーできる「補償金制度」が必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。  現代におけるこの問題はますます氾濫していく事と思います。それは本来、文化的に充実し発展していく事柄に対して偏りがありすぎるからだと考えます。  相互に対する配慮や義務を軽視し、営利にだけに走る傾向が表立ち、表面的になり、内容や中身の充実が忘れられ措いていかれている。  著作や創作した元なる部分に目を向ける事さえも忘れ表面的な充実で走るやり方は、支えあう事、人間関係や教養を高め充実した人生観を育てる事とは程遠いことになっていく。それは時代の動きに流され振り回された現代の弱み、痛みを如実に表している問題の一つではないでしょうか？  補償金制度の維持は当然の責任であり、義務です。この責任、義務があって企業の営利やユーザーにとっても個人の音楽の楽しみ方も充実していく基本だと思います。相互の責任、義務を果し合うことによって豊かさも実っていくのではないのでしょうか。この当然の事を守るためにさえも権利の主張をせざるを得ない事を嘆かわしくさえ思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。音楽の可能性は無限です。</p>	個人
<p>補償金制度の改善、維持に賛成です。  これから先の日本を考えてみて下さい。現在でもヨーロッパや先進国に比べて著作権に対する意識が著しく低く、その結果文化に対する意識もかなり遅れています。すばらしい技術力でハードは世界一のモノを作り出してきた我が国の、最大の欠点はソフトが弱い事です。  しかし、個人の優れたアーティストや発明家、技術者はいるのです。  そして、文化的に豊かな国になって行く事が一般市民の為にもなるのです。  成熟した国にならないければ、日本の未来はないように思います。  これから先の日本を支えて、明るい将来の為にも、組織のトップの方々いま何が本当に必要か考えて下さい。  コピーをするなどいっても、無理なのです。また、一時期のコピーコントロール付きのCDは肝心の音まで悪かったように、メーカー側の本末転倒とも言えるお粗末な代物でした。  補償金制度が、ベストではないかも知れませんが、改善、維持されるべきです。</p>	個人
<p>補償金制度の改善、維持に賛成です。  パソコン等の大容量のHDDからi-pod、CD-R/RW等に瞬時に大量コピーが出来るこの現状。  補償金というかたちで権利者に対価を還元する事は当然だと思います。  日本メーカーの儲け主義的な考えは、日本の本当の意味の芸術文化を破壊する行為に等しいと思います。  消費者と権利者とメーカーの利益バランスと文化の発展の為にも補償金制度の維持が必要だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の改善、維持を賛成します。  単純に他国と比較した場合の日本の補償金の低さを知り、正直驚いております。音楽に限った話ではありませんが、日本はもっと文化的側面に社会が真摯に対応すべきです。私的録音録画補償金制度は、もっと保護されて然るべきアーティストにも、必要不可欠なものだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の改善と存続に賛成します。  録音録画機器の進歩と氾濫は明らかであるにも拘わらず、補償金の制度が変わらず、またそれを廃止するという考えがあるのは、演奏家等の権利を無視するものではないでしょうか。正しく権利者が得るべきものを得られるように制度を見直していただきたいと思っています。</p>	個人

<p>補償金制度の改善と存続に賛成します。私的録音録画補償金制度は、音楽ソフトウェア権利者である音楽家が受ける分配の中で重要な部分を占めています。権利者に対価を払うのは音楽を楽しむ人の義務です。補償金制度のスタートした90年代後半と現在を比べると、iPodの普及を筆頭に音楽の聴かれ方は劇的に変化しました。補償金対象機器を枠を広げ、現状に見合った形に見直す事は早急な課題です。権利者の利益が損なわれる事は、音楽文化の衰退につながります。補償金制度の改善と維持は必要不可欠です。</p>	個人
<p>補償金制度の存続させ、現在の実生活に見合った制度になる事を切に願います。 パソコン等で、レンタル屋からCD,DVDを借りて来てコピーするのは日常茶飯事に行われています。コピーしたものを交換する事迄日常化しています。 それは、音楽、映像等の権利者にとっては不利益を示し、コピーに対しても、「行うな」と言える状況ではありません。 コピーする人、権利者双方が納得出来る補償金制度の維持が必要だと思います。 現状でも日本の補償額は人口当たりの補償額が海外とひと桁少ない位違います。 行政も日本の文化を守り育てる考え方で望んで頂きたいと思います。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度は、存続させるべきだと思います。 利便性の追求にプライオリティを置き、権利者の言い分を無視して良いのでしょうか。 権利者あつてのコンテンツであり、コンテンツがあつて、利用が出来る事は、説明するまでもないと思いますが…</p>	個人
<p>補償金制度はもちろん存続し、そしてこれからより良いものにしていただきたい。 音楽を作る仕事をしている者として、今の現状はひど過ぎると思う。 ”作品を生み出す人々”の事を一番に考えた制度になれば必ず素晴らしい作品が沢山生まれるようになると思います。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度はユーザーにとっても良い制度だと思います。 私はデジタル放送のコピーワンスの件でずっとニュースを追ってきています。大好きなテレビがこれからどうなっていくのか、とても興味があったからです。総務省の会議の場で、私たち消費者、メーカー、放送事業者、権利者が、それぞれ満足いかなくても合意したんですよ？その合意を崩そうとしているメーカーはひどいと思います。そんなことが許されるなら、何年もしていた話し合いが無駄だったことになってしまいます。話し合いに加わっていた以上、一旦約束したことについて責任を持つべきです(その点権利者は偉いと思います。)私は私的録音録画補償金制度をちゃんと機能するように手直して維持することが、総務省の話し合いでの約束を関係者全員が果たすことになる、と思います。これ以上私たち消費者が混乱しなくて済むよう、この話が正しい方向で決着して、約束が果たされることを切に望みます。</p>	個人
<p>補償金制度はユーザーにとっても良い制度だと思います。補償金制度の改善と存続に賛成する。補償金制度の維持に賛成。補償金制度を維持するべきです。補償金制度は絶対に必要です。補償金制度は一刻も早く見直しを行って存続させるべきです。</p>	個人
<p>補償金制度は今のままに存続させるべき。 一人当たりのわずかな金額を機器や媒体に乗せて支払う事で私的なコピーができる今の制度を存続してほしい。パソコン等で私的コピーは増える一方なのに権利者にその分が手当てされないのはどう考えてもおかしい。</p>	個人
<p>補償金制度は消費者、メーカー、権利者、それぞれにとって音楽文化発展のためには必要なものである。昨今の電子機器の急激な発達に伴い、ヨーロッパ諸国を参考に改革し、存続させるべきものと考えます。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 私は音楽作曲家ですが、私達の作品がさんざんコピーされることは作家の死活問題です。ぜひ補償金制度の維持に取組んで下さいませようお願い致します。</p>	個人
<p>補償金制度は存続させるべきです。 CDの複製を作る権利は、破損等の事故に備えてバックアップを持つという意味において認められるべきだとは思いますが、その複製データがネット経由で不法に出回ったりして音楽家たちの主たる収入源である印税収入を減らしていることを思うと心が痛みます。 ハードやOS等のソフトを販売して収益を上げているメーカーがそれを補ってあげるのは当然ではないでしょうか？ 音楽がなければそれをコピーするためのハードもOSも売れないんですよ？ 音楽や映像機能をセールスポイントにしながそれを作っている人たちのことを少しも考えないなんて非道すぎませんか？</p>	個人
<p>補償金制度は存続させるべきです。 音楽はどこから生まれますか？創る人たちあつてこそその産物ではありませんか？ CDやDVDの丸コピー機能を当然のように含むOSが搭載されているパソコンが当たり前のように売られ、データ通信でオリジナルと遜色ない音楽データがタダでやり取りされる現状の中、音楽そのものを生み出しているクリエイターたちが減収に苦しんでいる現状をご存知でしょうか。 問題は日本のメーカーの多くがヨーロッパなどでは補償金を負担しているのに自らの国の音楽家たちに対してはその1/8ほどしか補償を出していないところにあります。 文化的産物、知的創造物に対する価値意識の低さが現れている事実だと思います。 これは日本という国にとって恥ずかしいことだと思います。 この国のプライドにかけて創作者たちを、文化を守るための補償金制度を存続させていただきたいと思います。</p>	個人



<p>補償金制度は必要だと思います。  今までの補償制度も見直してもっと現状に合ったものにして存続するべきだと思います。  少し前までは、カセットテープやMDにダビングしていましたが現状、製品と同じくらいのレベルのコピーができてるわけで、全然権利者の権利が守られてない、と思います。  音楽や映像を生み出す側もあほらしくなるのではないのでしょうか。  たしかにメーカーに負担させると価格が上がります、消費者の購入意欲が下がってしまっ、ますます違法コピーなどが蔓延してくることも考えられますし、そもそも簡単にコピーできるってのがおかしい話ですが。  いろいろと議論されているようですが、現状はやっぱり著作権者の権利があまりにもないがしろにされています。  今、なにが「問題」なのか、誰が困っているのかを考えればおのずと答えは出るのではと思います。  だいたいコピーできる機械を販売しておいて、私たちは関係ない！みたいな態度のメーカーを野放しにするのは、ほんととあきれます。  そんなことは言っていないといわれるでしょうが、そういうことでしょうか？  これが日本のシステムなんですか。  一事が万事。  保護されるのはもっと底辺の普通の人々だと思います。  メーカーは自分たち「責任」を感じて欲しいです。</p>	個人
<p>補償金制度は必要です。  音楽家の家族の一員として申し上げるのですが、この補償金制度はアーティストへの最低限の保障に成りうるものじゃないかと感じております。  多くの苦労を経て作り上げられたものに対する、国や社会、音楽愛好家などからの保護に値するものと考えております。この制度の改善、維持を心から希望するものです。</p>	個人
<p>補償金制度をきちんとした制度に立て直して存続させ一刻も早く見直しを行うべきです。</p>	個人
<p>補償金制度をきちんとした制度に立て直して存続させるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を維持すべきです。  デジタル化と大容量、今後10回コピーが出来る機会を販売しようとしておいてコピーするのは購買者の責任というメーカー側の無責任。  怒りも頂点である。  私的録画の問題に製造物責任法「PL法」の適用が議論されてないのはおかしい、疑問である。</p>	個人(同旨5件)
<p>補償金制度を維持するべきです。  私の周りでは、皆TSUTAYAなどのレンタル屋から借りて来て、CD-Rにコピーして友達に配ったりしています。私も時々もったりしていましたが、そういう行為をすると、私の好きなアーティストへ何も還元されないということを報告書を読んで知りました。補償金というかたちでアーティストへ還元することは当然だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を維持するべきです。  私の周りでは、みんなTUTAYAみたいなレンタル屋からかりてきて、パソコンやCD-Rにコピーして友達に配っています。私も時々もったりしてしまっていたのですが、そうした行為をすると、私の好きなアーティストへ何も還元されなくなってしまう事をこの報告書を読んで初めて知りました。そしてとても悲しい気持ちになりました。もうこれからは友達にもったりしませんし、自分で購入したものからのコピーもちゃんと補償金の上乗せされている音楽用のCD-Rとかを使おうと思います。iPodやパソコンはまだ補償金がかけられていないようですが、私の好きなアーティストのためにも、早くそういうものを買った人が補償金を支払える制度ができる事を強く願っています。</p>	個人(同旨3件)
<p>補償金制度を現在の実情に合ったものにして存続させるべきです。  デジタルコピーが事実上黙認されている現在において、権利者に対価を支払うのは当然のことだと思います。  今さらカセットテープレコーダーやVTRの時代には戻れないのですから。</p>	個人
<p>補償金制度を再検討してきちんとした形で維持してください。昔カセットやMDなどでしていた事が、パソコンやiPod、携帯電話などで行われているのと何ら変わるものではないと思います。今の時代、パソコン内で曲を組み替えて録音しなおしたり、iPodで手軽に持ち歩いて聴けなくなるのは、ある意味時代に逆行する事であり、自分にとっては耐えられません。今まで通り気ままにコピーできるような精度になるなら、補償金分を多めに払う事は苦になりません。</p>	個人
<p>補償金制度を実体に見合うものにして存続するべきです。  消費者としてコピーが出来ないのは困ります。しかし、好きなアーティストになんの補償がないのも悲しいことです。  消費者とアーティストの権利のバランスを取る、最低限のルールだと思います。  補償の徹底をよろしくお願いします。</p>	個人
<p>補償金制度を実体に即したものにして、絶対、維持存続させるべきです。  私的録音録画補償金制度は、権利者の著作権の保護と、私たちにとっての利便性をバランスさせる良い制度だと思います。色々な機器の普及によって、私的コピーは簡単になり、コピーする機会が増えていることは否定できません。著作物を作った人に何らかの補償をすることは当然だし、一人当たりは僅かな金額を負担することで、私的なコピーが法的に許容される今の環境を守って欲しいです。  ですから、補償金制度は絶対に必要だと思います。是非、この制度を続けてください。お願いします。</p>	個人

<p>補償金制度を存続させるべきと考えます。</p> <p>パソコンにいろいろな音楽を集めて、それからiPodにコピーして曲を聞いてます。配信などで買ったものはコピー回数が制限されますが、CDだと買ったものも借りたものも無制限にコピー出来てしまいます。</p> <p>そういう意味では著作権の権利者に対しては一定の金額を支払うのは当然の事だと考えます。その場合、課金の方法ですがコピーの度に課金するのは現実的には不可能に近いと思われるのでコピー回数を制限しない「補償金制度」が適切ではないかと考えます。</p> <p>欧米諸国に比べてアジア圏の国々は比較的著作権に関する意識が低い「後進国」というレッテルを剥がす為にこの制度を存続させる事は日本がアジアのリーダーというポジションを確立する為に成すべき重要課題ではないかと考えます。</p>	個人
<p>※制度存続！！</p> <p>自由に必要十分な私的なコピーができて、アーティストにも著作権を支払うような制度をお願いします。</p> <p>規制されると、私的に自由に音楽も楽しむ事ができません。</p> <p>音楽は、沢山聴いてみてから、自分の好きな音楽をチョイスしたいのです。</p> <p>自由に音楽を作るアーティストも、著作権がなければ、売れる音楽しか作らなくなりそうで、悲しいです。</p>	個人
<p>①私的録音録画制度の存続を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の録音や録画可能なハードで補償金があるものとならないものがあり不公平。</li> <li>メーカー側は、「ダビング10」に合意する一方で本制度の廃止を主張しており矛盾している。</li> <li>本制度が廃止されれば、歌手やタレントの収入が減る。あわせてプロダクションの収入も減ることになり、新人タレントの育成に支障が出る。</li> <li>収入が減ったタレントは映像や歌をすべて有料化する可能性があり、自由に録音・録画ができなくなる恐れがある。そうなると、消費者にそのしわ寄せが来ると考えられる。</li> <li>本制度廃止により、万一、録音・録画する度に対価を支払うことになれば不便になる。</li> </ul> <p>②メーカー側が負担すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンでテレビが見られるようになり、ハードディスクへ保存している人も多く、また、パソコンからアイポッドへ音楽をコピーすることが日常茶飯事となったが、その主流となっている機器に補償金を課していない。今どきテープに録音している人はどれだけいるのか疑問。録音するか否かに係わらず、その機能がある機器はすべて対象とした方が公平である。(金額を調整すればより公平になる)現在の制度は時代錯誤と言っても過言ではない。</li> <li>映画を見たり、音楽を聴くのにお金がかかるのはあたりまえであり、一部で違法な手段でコピーしている人もいるが、違法なコピーをなくすことは不可能と考えて、ハードである機器で徴収したほうが合理的である。また、日々技術は進歩しているため、新しい機器が出るたびに個別で補償金を課すか否かで協議することは、合理的とは言えない。</li> <li>タレントの収入が減れば、ソフトの質が落ち、面白い映画やドラマ・音楽が作られなくなり、結果録音・録画機器の需要が減ってメーカーも困るのではないか。(今の自動車業界のようにニーズが少なくなる恐れ)</li> <li>今後は、ハードディスクに置き換わると思いますが、記録媒体についても、現状通り補償金が必要(複数コピーして売買する人が得になってしまうから)と考え本書を提出いたします。</li> </ul>	個人
<p>該当および項目名を以下に列挙する。</p> <p>(1) 97頁の、『1 現行の私的録音録画補償金制度は長い間の議論を経て、国際的な動向も考慮しながら、関係者の合意の上に設けられたものであるが時代の変化等にあわせて見直しを行うこと』の項目中の、「今回の制度の見直しに当たっては、以上のような経緯を踏まえながら、制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化や、制度の運用状況、最近の国際的な動向を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直し、維持すべきところは維持し、現在の状況に合致したものとするを基本として検討を進めた。」の記載。</p> <p>(2) 99頁の、『私的録音録画問題を巡る時代の変化等にあわせて、次のような基本的視点を踏まえる』の項目中の、「昭和45年に現行法が制定され、権利制限規定の一つとして、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、私的領域において著作物等を録音録画し、音楽や映像等を楽しむことは社会に定着した現象となっている。私的録音録画に関する制度設計にあたっては、このような利用者のニーズを尊重し、円滑な利用が妨げられないことのないように配慮すべきであること」の記載。</p> <p>(3) 110頁～112頁の、『(2)権利者が被る経済的不利益に関する再整理』の項目中の、「権利制限することによって、権利者の許諾を得て行われる事業(販売、配信、放送等)に与えた経済的損失が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は新たな権利の付与と同様)」の記載(112頁参照)。</p> <p>(4) 123頁の、『1 補償金制度による対応』の項目中の、「この補償金制度による対応としては、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難であるので、それに代わる方法として、以下の二つの考え方について検討した。」に関して、「個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することは困難である」の記載。</p> <p>6. 意見</p> <p>上記(1)～(4)の項目に分けて、以下に意見を述べる。</p> <p>(1) の項目</p> <p>私は『賛成』する。</p> <p>理由は、平成4年以降の技術の発達には目覚ましいものがあり、その技術を有効利用すれば、問題が解決するためである。</p> <p>(2) の項目</p> <p>私は『賛成』する。</p> <p>理由は、「私的使用のための複製」(第30条)が定められて以来、IT革命が到来し、社会が大きく変わっており、この変化を無視した改正検討では、現代社会から乖離した大きな齟齬が生じる内容にしかならず、百害あって一利なしの、改正案になってしまうためである。</p>	個人

<p>(3) の項目 私は『反対』する。 理由: そもそも著作権法第30条の立法趣旨は、著作権者の保護と著作物の利用の円滑化の観点との兼ね合いから、著作物の私的利用を例外的に認めたものである。 よって、保護すべき対象者は、あくまで「著作権者」であって「販売、配信、放送等の事業者」ではない。 ゆえに、経済的不利益の評価としては、111頁の「私的録音録画のために権利者の許諾を得る必要があるとすればそこで支払われたであろう使用料相当分が経済的不利益であるとする考え方(補償措置は権利制限の代償)」のみにすべきである。</p> <p>(4) の項目 私は『反対』する。 理由: 個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。また、前述の(1)と(2)の項目の、基本的視点の記載内容に逆行する内容となっている。 さらに、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理には、著作権保護技術により補償の必要性がなくなる場合の試案として、以下の記載がある。 イ 著作権保護技術の内容について権利者の選択肢が広がり、コンテンツごとに関係権利者の総意として権利者側が選択権を行使できるようになり、そのような実態が普及したとき(権利者がその意思に基づき私的録音録画をコントロールできる場合には、その結果として生じた録音録画は権利者にとって不利益を生じさせないため)(120頁)。 ウ 著作権保護技術と契約の組み合わせにより、利用者の便を損なうことなく個別徴収が可能となり、そのような実態が普及したとき(録音録画の対価を確保できる状況となるため)(121頁)。 この記載内容に従うのであれば、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)を、追及すべきである。 そもそも、著作権は、私人に属する私権であるため、私的自治の原則が適用され、権利行使するか否かまた権利行使の内容は、各著作権者の自由意志に任せるべきである。よって、保証金制度で一律に損失補填を行なうことは、各著作権者の自由意志が反映されず、私的自治の原則に反する最悪の方策であると言わざるを得ない。 それでは、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収する手段(技術)として、以下のものを紹介する。 (i) グーグルが開発したYouTube映像IDシステム<a href="http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm">http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20358807,00.htm</a> この技術の特徴は、次の点である。 a コンテンツ所有者が自分の自由意志により、デジタルコンテンツのコピーを他者がアップロードするのをブロックするか、許容するか、広告付きで許容するかを、選択指定できる点。 b 宣伝広告付きでアップロードを許容した場合には、広告料がコンテンツ所有者に入る点。 これによって、権利行使に際しての著作権者の自由意志が反映される。また、広告収入により、権利者の経済的損失の補填が可能になるばかりでなく、広告付きアップロード許諾により、著作物の利用の円滑化も達成でき、文化の発展に寄与するという、法目的(著作権法第1条)に合致する。 (ii) 小額決済技術 現在実用化されている小額決済技術として、次のものがある。 ■「TSM(トッパン・セキュア・モール)」 凸版印刷が運営している「Cyber Publishing Japan」の中から派生して、電子商取引専門のサイトとして独立したサイト。TSMでは基本的技術としてSSLと呼ばれる方法を利用している。 ■「BitCash」 「BitCash」は、書店などで販売しているインターネットの小額決済用プリペイドカード。インターネット上のデジタルコンテンツなどが買える。 ■「アコシス」 消費者金融のアコムが行っているインターネット上のオンライン決済サービス。 商品購入の申込や与信、利用明細の通知といった、クレジットカードで行なわれる一連の確認作業を、アコムがインターネットで行なう。 ■「First Virtual Internet Payment System(ファーストバーチャル)」 暗号化などを行わず、日常的に使っているインターネットと電話を利用して安全性を確立した決済システム。 ■「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」 プリペイド式の小額決済とクレジットカード決済を併用したシステム「QQQ Members Commerce System(サンキューシステム)」。 中でも、プリペイド式に焦点を当てている。 ■「CyberCash(サイバークアッシュ)」 米国CyberCash社のクレジットカード決済手段「CyberCash」と、プリペイド型の小額決済手段「CyberCoin」がある。 ■「Smash(スマッシュ)」 So-netが行っているクレジットカードをあらかじめ登録しておくことによって不正利用を防止する、カード決済サービス。 ■「P-Click(ピークリック)」 利用者の本人確認に電子証明書を使った決済手段。 ■「コンビニ収納代行システム」 商品の代金をコンビニエンスストアで支払えるウェルネットの「コンビニ収納代行システム」。 ■「Web Money」 プリペイドカードでデジタルコンテンツや商品を購入できる。 ■「Cyber Chip System(サイバークリップシステム)」 インターネット上でショッピングの支払いと個人間の譲渡ができるプリペイド式の仮想通貨システム。 ■「SET」 インターネット上でも安心してクレジットカードを利用するための規格。 (iii) 結論 YouTube映像IDシステムに前述の小額決済技術を組み合わせることにより、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能となる。</p> <p>(5) むすび 以上説明したように、この文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会中間整理では、私的録音録画問題の検討にあたっての基本的視点としては、「制度導入時の平成4年以降の技術の発達等による事情の変化・・・を考慮しつつ、権利保護と利用の円滑化の双方の観点から、見直すべきところは見直す」としながらも、各論部分では、なら「技術の発達等による事情の変化」を考慮していない。 平成4年以降のIT技術の発達により、前述した小額決済技術が発達し、個々の利用者から個別の私的録音録画行為ごとに補償金を徴収することが可能になっているにも拘らず、なにゆえ、文化審議会著作権分科会の私的録音録画小委員会がそのことを大々的に取上げて検討しないのか、疑問である。</p>	
<p>この制度の存在を始めて認識しました。この制度の目的を知っていれば、誰も制度を維持していくことに反対することは無いと思えますし、私も賛成します。</p>	個人

<p>IPodを使っていますが、基本的にCDはレンタルショップから借りてきてPCにコピーして、それをまたコピーしています。コピーの際の課金は納得する部分もありますが、いちいちお金を払って何度もコピーをしていくのはやはり面倒くさいというのが本音です。保証金という制度によってその手間が省けるのであれば、機器が少々高くなってもかまわないとも思います。ぜひ、保証金制度を存続させていたきたいと思います</p>	個人
<p>わかりやすい補償制度にして維持するべきです。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において著作権について素人の消費者が権利者の言う、私的複製の範囲を識別する不可能なままこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが共存していること自体消費者からすれば正直者がバカを見るようで紛らわしく感じます。さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってほしいです。</p>	個人
<p>一般個人としては自由にコピーできることを認めてほしい。 しかし一方パソコンであってもコピーする場合は権利者に使用料を支払うべきとも思います。 一般個人と権利者の利益の調整を図る制度として補償金制度の維持が必要だとも思います。</p>	個人
<p>音楽を愛するものとして補償金制度の維持に賛成します。</p>	個人
<p>機器を購入する際、補償金も支払っているのだということに小さな誇りと義務を果たした安心感を感じてきました。あまり詳しいことはわからないのですが、補償金制度は消費者の良心の証だと思っています。存続することを望みます。</p>	個人
<p>私的録音録画の補償金制度は、我々ユーザーの一定の私的録音録画の自由、そして、権利者の権利も守られ、とても必要な制度であると思うので存続していきべきだと考えてます！</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきだと思います。楽曲や映像の私的複製を享受する権利の対価は、制作した側に保証されてしかるべきだと考えるからです。楽曲にしろ、映像作品にしろ、これらを形にするための労力と、費やされた時間をないがしろにすることはできないと思います。 「(私的複製の)自由」は、義務を果たして得られるものではないでしょうか。そのためにも、この制度は必要だと考えます。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金の制度によってユーザーとクリエイター双方の利益が今後も図れるのであれば、制度を維持し、内容を情勢に応じて見直すべきだと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は維持すべきである。 ・一般ユーザーの一定限の私的複製の自由と、権利者への経済的保障を両立させる、もっとも合理的な制度が、この補償金制度であろう。この制度の廃止と引き換えに、われわれ消費者は、複製の都度、権利者の許諾を得なければならないような不便には耐えられないし、また、そんなことになれば、デジタル化・ネットワーク化の現代の社会環境に逆行する愚かな選択といわざるを得ない。われわれは、これまでどおり、私的複製の自由を求め、そのために補償金制度が必要ならば、それを維持しなければならない。</p> <p>・以上のように、私的複製の自由を確保するためには、補償金の支払いが必要となる前提に立つ。 この補償金は最終的には、われわれ消費者が負担することに異論はない。しかしながら、一方で、デジタル録音・録画機能を持つ機器あるいは媒体を開発・製造・販売し、利益を上げているメーカーの社会的責任は大であり、メーカーはその自覚を一層強く持つべきである。いってみれば、社会的強者ともいえるし、また充分にその資力・能力も有するメーカーが、第一義的に補償金の支払い義務者となるのが妥当ではないか。</p> <p>いずれにしろ、そのコストは販売価格に転嫁され、最終的に消費者が負担することになるものであり、権利者への支払い窓口機能を果たすぐらいのことは、メーカーとして、なすべきは当然であろう。また、そうすることこそが、補償金制度のスムーズな運用につながるのではないかと考える。</p> <p>・補償金の対象機器等については、デジタル録音・録画機能を持つものはすべて、自動的に、当然に、対象となるはずであり、べきである。しかしながら、専用機器、汎用機器により、録音・録画利用頻度は差異があることも事実である。となれば、それは補償金の料率あるいは額の設定において考慮すべきであり、結果としてある種の汎用機器については、極く僅かの補償金額となったり、あるいは当面無償とするの選択もありうるものと考え。</p> <p>対象は、広く浅く、あまねくとすべきではないか、一部の機器にのみ負担をさせるべきではないかと考える。</p>	個人
<p>自宅でも簡単にデジタルコピー出来る時代になりました。現実的にはその全てを把握して補償金を徴収する事は不可能です。しかし、それをそのまま野放しにしていたら、音楽活動に関わる人々の生活は圧迫され、その先行きの不安な世界に夢を抱いて飛び込んでくる若者は減る一方になるでしょう。 結果的に良い音楽は創られなくなり、それに耳を傾ける人の数も減るので。 音楽を作っている業界も、それを再生、コピーする機器を作っている業界も同じところで繋がっている筈なので、今後のそれぞれの発展の為に、ある程度の補償金を維持するほうが社会の繁栄の為にプラスになる事だと考えます。 中国などの違法コピーの事ばかりが取り上げられますが、このように目に見えないところで無制限にコピーされている事柄も大きな問題です。 自分の懐が痛まなければ良いという安易な考えが、個人、企業共にはびこり過ぎです。 気に入ったものに身銭を切るのは当たり前の事です。</p>	個人

<p>自由にコピーできる現行制度の維持について</p> <p>僕は音楽をパソコンでコピーし、iPodを利用しています。音楽コピーは、特に僕たち若者にとっては、毎日のように行っています。補償金制度がなくなることで、今まで許されていた1回1回のコピーに毎回許諾を得なければならなくなるようなことになれば、もう音楽は聴かなくなると思っています。これは、音楽文化の死と同じです。小学生、中学生や高校生のような若者にとっても、補償金制度の廃止は、大きな痛手です。多感な幼少期において、様々な音楽を自由に聴ける環境があれば、将来の音楽文化の発展につながっていくのではないのでしょうか。現に、現在の自由に音楽をコピーできる文化があるのは、補償金制度があるからだと思えます。これまで長い時間や費用をかけて、文化審議会著作権文化会で検討を重ねてきているので、実態に合う形で補償金制度を見直して、これまで同様に合法的にコピーができ、環境をまもることを望みます。</p>	個人
<p>消費者の立場からすれば、私的にコピーすることもそのものまでが規制されるような状況にだけはなあってほしくありません。それを回避する方法としての補償金制度であるならば、存続するのもしむ無しと考えます。</p>	個人
<p>総論 自由にコピーできる現行制度の維持について</p> <p>iPodをはじめ、デジタルオーディオ機器は確かに便利で、音楽を楽しむあり方を広げてくれている。しかし、それも録音する音楽があつてのことだと思ふ。コピーコントロールCDやレーベルゲートCDなどのコピー制御技術が定着しなかったのは、音質の問題以上に、「コピーできないCD」というものが消費者に受け入れられなかったということであり、「CDなどを自由にコピーできる環境を維持したい」という意志の表れだと考へる。</p> <p>一方、ヨーロッパなどではiTunesStoreなどでのコピープロテクト付きの音楽データの配信ができなくなるなど、コピー制御技術による複製のコントロールの限界ともいえる事例が出てきていると報道されている。</p> <p>コピー制御ができない、補償金も支払われない、という状態になれば、音楽は無制限にタダで流通することになる。それが良い、という人もいるが、たとえばスーパーの無理な値下げセールでメーカーや生産者が大きな打撃を受けたように、著作物が無料で流通したり、ダビングされるようになれば、音楽や映像といった著作物そのものを作る現場や、CDやDVDを作って流通させるメーカーは打撃を受けることになるのは明確である。</p> <p>現在でもコンピューターソフトやアニメなどの製作現場では、安い賃金で製作に携わっている。CDが売れない、映画館で映画が見られない、といわれているが、これ以上コンテンツを作る人の負担を増やせば、プロを目指す人が減り、「面白い」作品が生まれにくい環境になっていってしまうだろう。</p> <p>私的録音・録画補償金が唯一絶対の制度だとは思わないが、より良い作品が生まれる環境を守るためには、補償金制度は縮小・廃止に向かうのではなく、徴収対象製品や支払い対象となる著作物の幅をより拡大・充実させるべきだと考へる。</p>	個人
<p>著作物は著作権の元、保護されるべきとの考へから、私的録音録画に対する保証金制度も必要不可欠であると思えます。その徴収方法として現在、録音録画機器及び記録媒体の購入者に対して購入時に包括的な徴収を行っている訳ですが、個別に徴収するなど他の徴収方法が見出せない現状では現在の保証金制度を維持し、さらに、録音録画が可能な機器については、その主たる用途に係わらず全てを保証金制度の対象とすることで、ユーザーにとっても小額負担で煩わしい手続等もなく複製が自由に行なえ、権利者にとっても僅かながらも利益が還元され、機器メーカーにとっても多種多様な製品の発売を促進出来るなど、三者の利益を円満に確保できると考へるからです。</p>	個人
<p>私的録音録画に関する補償金の制度が無くなれば、音楽を使う側は、いちいち権利を持った人に許可を取らなければいけなくなりま</p> <p>す。</p> <p>実際に、どこに連絡してどんな手続をとればいいのか分からない人が多数でしょうし、面倒くさがる人も多いと思ふので、結局は許可を取らないまま大量の音楽がコピーされると思ひます。</p> <p>ユーザーの利便性から見て、著作権の保護から考へても、これまで通りの補償金制度を維持した方が良いと思ひます。補償金制度を廃止することのメリットが理解できません。</p>	個人
<p>保証金制度の維持に賛成します。</p> <p>時代が変わった今、消費者と権利者の利益を図る制度として必要だと思ひます。</p>	個人
<p>本制度は、録音録画機器等の技術革新と著作権者等の権利保護を調整機能を有する大事な制度だと思ひます。補償金制度は必要ですし、指定機器も拡充すべきだと思ひます。</p> <p>私たち一般消費者は生活のあらゆる場面で利便性や経済性を追求し、その恩恵を受けたいと思ひます。また、タダで自由に、「もの」や「サービス」を受けた方が得だという考へもあります。</p> <p>しかし、真剣になってこの問題を考へると、この補償制度が我が国の豊かな文化や新たな著作物の創造を支える、大きなインセンティブになっていることが分かります。</p> <p>ところで、我が国の録音録画機器や媒体のメーカーは世界の最先端を走っていると思ひますが、ただ「物」を作って売る、儲けるだけではなく、物心両面ということがあるように、「心」部分にも配慮されて積極的に社会的責任を果たしていただきたいものです。世界に冠たるメーカーこそが、この制度維持に前向きに取り組んで頂きたいと思ひます。</p>	個人
<p>今まで、何の知識もないままに、知らず知らずのうちに、この制度の恩恵を享受してきました。</p> <p>が、もしこの制度がなくなってしまうたら、明らかにデメリットであると思ひます。</p> <p>デジタル化によって、半ば無限に著作物の複製が可能な現状について、その著作物に対しての金銭的補償は必要不可欠ではないでしょうか？</p> <p>著作物に関わる人・時間・お金に対して、今後も良い著作物を自由に制作できる環境があることで、より文化の発展にも繋がる上、それを受ける個人も、著作者・実演家・制作に携わる方々も、確実に其々の権利を守ることが出来るのでは？と考へます。</p>	個人
<p>消費者側もメーカー側もともに、これだけ手軽に音楽等の作品をコピーして楽しめるという恩恵を享受できるという環境に対して作品そのものへのリスペクトも踏まえつつ、その対価を支払ってしかるべきだと思ひます。</p> <p>ヨーロッパ諸国との比較データを見ましたが、日本のメーカーのあまりの貢献度の低さに唖然としました。</p>	個人

<p>“補償金制度の改善維持に賛成”          さんざんコピー可能な機器、媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってほしい。</p>	個人
<p>メーカー側は、本制度が消費者に周知されていないことを批判の論拠の一つにしていますが、当然ながら周知徹底の責任については、メーカー側も負わざるを得ないんじゃないでしょうか？ハードウェアやソフトのパッケージに自由に文言を記載できるのはメーカーではないですか？          そもそもヨーロッパでは、補償金の支払責任はメーカーにあるわけですし、現行制度の制定にあたっては、メーカーの社会的責任が審議会の中で論じられたと聞いています。家庭内でのデジタル方式による録音録画の回数は、メーカーの技術開発、販路拡大で増加しているわけですから、メーカーが自らを棚に上げて消費者側の責任を追及する姿勢には、どうしても納得がいきません。</p>	個人
<p>デジタル化された今日、録音録画機器がユーザーに与える利益を考えるとユーザー及びメーカーは権利者に対して然るべき対価を支払うべきであると思う。</p>	個人
<p>わかりやすい補償金制度にして維持すべきです。          これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能。またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすればバカを見ているようで紛らわしく感じる。さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってほしい。</p>	個人(同旨12件)
<p>補償金制度の維持に賛成です。          今や眼に余る程のコピー機能を搭載した商品が氾濫しています。          私的録音録画の問題に対しコピーするのは購買者の責任というメーカー側の無責任な対応にはあきれられるばかりです。          そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質はメーカー側が自らの責任を回避し権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすりかえようとしていることに他なりません。          消費者としては利益を得ているメーカー側の一方的な販売価格に補償金が転嫁されることなく、これまでもコピー可能な機器や媒体を販売してきたメーカーにあくまでも責任をとって戴きたいと考えます。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成。          私は演奏家です。私の後に続く子供達一音楽家予備軍が存続できる大きな要素がこれには有ります。今、音楽制作が極端に少なくなってます。消費者、メーカー、権利者の利益の調整をする為に、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成。          本来、コピーコントロールと私的複製の問題の本質はメーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約及び補償の問題にすり替えようと意図していることである。          消費者にとってはメーカー販売価格に転嫁されることなく私的範囲での自由なコピーをすることが唯一の願望である。          音楽などの目に見えない文化に対するメーカーや経済界の認識の低さを感じます。目先の利益ばかりを追う現在の日本の状態を象徴しているようで非常に将来を憂います。</p>	個人
<p>わかりやすい補償金制度にして維持すべきです。          これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う“私的複製の範囲”を識別するのは不可能です。          また同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすれば正直者がバカを見ているようで紛らわしく感じます。          さんざんコピー可能な機器や媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってほしいです。          諸外国との比較では全くア然としました。          表にあったこれらの国々の補償金は出てくるころは他ならぬ日本のメーカーではありませんか？！          日本のメーカーは、これらの国々権利者に対しては補償金を負担しつつ、日本の権利者に対しては負担したくないという意思のようですが、これは全く理解不能な許されないことだと思います。</p>	個人
<p>わかりやすい補償金制度にして維持すべきだと思います。我々が製作した音楽等が簡単にコピーされ、その機器が氾濫することにより我々音楽家の著作権がおびやかされるのは、まことにしんがいであります。          コピー可能な機器・媒体を販売しまくっているメーカー等に、それなりの責任を取ってほしい。CD等(DVD含む)のレンタル制度自体も、なくしてほしい。なくせないなら、必ず我々に対しての補償をすべきです。</p>	個人
<p>時代の流れに対して、デジタル化を筆頭に技術的進歩の急峻さには、目を見張るものがあります。こうした中で「補償金精度」は、我が国に於ける音楽及びビジュアル文化の発展に一般ユーザーが係わりを持つ極めて重要であり且つ、作家を初めとする権利者擁護を勘案した必要な制度と認識しております。聞くところによると海外各国に於いては、メーカーや輸入業者が、その相応分を負担していると聞いております。我が国に於いても一般ユーザー(消費者)のみが負担増にならぬ様、制度の抜本的な見直しと恒久的存続が必要であると、意見具申を致します。</p>	個人

<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきであると考えます。 CDアルバム3枚も買えば複製できる機器が手に入る現状に疑問です。 破格にディスカウントして売られている機器がたくさんあり、それでも利益を上げているならメーカーがその保証金を確保した上のディスカウントであるということでしょう。払って然るべきです。 原版を買わずしてレンタルして複製したほうが確かに安い。レンタルショップにはレンタル代金の収入があるのに作成者に還元されないのは片手落ちです。創作意欲が少しでも減退するような環境だけは文化の向上の妨げにならないよう避けたいものです。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成。 現在の録音録画に用いる機器の類いは、市場に溢れています、今後も多種多様な機材が出回る事は目に見えています。補償金の支払い義務者を早期にメーカーとするよう希望します。</p>	個人
<p>補償金制度は絶対に必要です。 今後10回コピーできる機器を販売しておいて、コピーするのは購買者の責任というメーカー側の無責任さには疑問を感じます。私的録音問題に、製造物責任法の適用が議論されないのは疑問です。メーカーは収益をあげるためにこれだけのコンテンツをコピーさせているのですから、いつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。それがイヤなら、コピーされない製品をもっと増やすべきです。 消費者はこれ以上余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。</p>	個人
<p>現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売上げの拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者、メーカー、権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。実現性が曖昧な DRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないとおもいます。</p>	個人(同旨2件)
<p>補償金制度は必要です。 現状では殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売上げの拡大を図っています。音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。</p>	個人(同旨1件)
<p>補償金制度を維持する事は必要です。 来年から10回コピー出来る機器を販売しようとしておきながら、コピーするのは消費者の責任とするメーカー側の無責任な態度には、あきれ返るばかりです。 メーカーは、自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきだと思います。</p>	個人(同旨22件)
<p>私は、私的録音録画保証金制度は存続すべきであると思います。 デジタル機器がものすごい勢いで普及している中、「私的録音録画保証金制度」の必要性は、ますます強くなっていると思います。 新しいコンテンツを生み出してくれるクリエイターさんを応援してバックアップしていくのが、文化庁のあるべき姿だと思います。 この制度が廃止に向かう動きがあると聞きました。 私は存続を希望します。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金については、存続させるべきだと思います。高度なデジタル技術が普及し、デジタルコピーがいつも簡単にできてしまう状態の中で、著作権保護技術があるから権利者の権利は守られると考えるのはあまりにも現状を知らない考え方のような気がしてなりません。著作権保護技術はすぐにその保護を解除する技術が開発され、また新しい保護手段を使ってもまた解除され、といういたちごっこが続いています。最新のDRMつきDVDのコピーやblu-rayのコピーまで無料のフリーソフトを使うことにより、ただで、しかも短時間でとても簡単に出来るようになってしまふような状態です。 個人的な感想だと、現状の振り子は利用者保護の側に振れていると思います。 利用者が楽しむコンテンツを創作するクリエイターが世間的にもものすごく安いお給料で働いている現状を考えると、権利者側に十分な報酬が与えられているとは思えません。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてそれを提供しているメーカーが利益を得ている。消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大している有様だ。私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的に増えていながら補償金が激減している状況を、我々音楽制作者は指をくわえて見ているわけにはいかない。著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然であると考えます。</p>	個人
<p>今後10回コピーできる機器を販売しようとしておいて、コピーするのは消費者の責任というメーカー側の言い分は、企業論理を優先させた発想だと考えます。私的録音の問題に、PL法の適用が議論されていないのは、メーカーが企業としての責任を放棄し、企業理念や志を失って拝金主義にひた走っていると云わざるを得ません。日本のこうした権利に対する後退した姿勢は、著作権に厳しい欧米諸国から見ると、コピー天国として悪名の高い中国や他のアジア諸国と同類と見なされ、文化庁・文部科学省や外務省も、対等な外交交渉がしにくくなるのではないのでしょうか？</p>	個人

<p>補償金制度を維持するべきです。 デジタル化と大容量化によって、「コピー」ははるかに簡単になりました。 ただ音楽や映像は私的財産であり、それを尊ぶ気持ちはすっかり置き去りにされています。 この節度や理念に関しても、もっと国は考えて教育しなくてはならないし、メーカーは自らの商品に対する音楽についてもっと積極的な補償金の支払いに応じるべきです。</p>	個人
<p>私は40代であり、まさに10代後半より私的録音録画の恩恵を受けて育った世代であり、また、我が子をはじめとする次世代の私的録音録画の実態を目の当たりにしており、書かれている意見に疑問や同意を感じながらの中間整理に目を通しました。 まず、現行法制定当時より「私的領域において著作物を録音録画し楽しむ事が社旗に定着した現象」だったからこそ、そのための機器が盛んに製造され進化し現在に至っていると思えません。 HDD内蔵のオーディオプレイヤーが欲しくて若者はバイトをしてでも購入します。それに伴いさらにパソコンの購入を目指します。しかも、CD・DVDマルチドライブ搭載機であり、音楽ダウンロードソフトが標準装備されていて、私的録音録画に絶えるHDD・メモリ容量の機種であり増設も視野に入れています。確かにPCそのものは専用機ではないですが、録音録画機能を前面に出して売り文句にしてエンタメユーザーに販路を拡大している以上、私的録音録画の用途に適した対象機器であると思います。対象範囲や額の調整で解決すべきでしょう。 その上で、10～20代では本制度がある事など全く知らなかった(気づかなかった)ことを思うと、実態はありながら法的な理解やコンテンツ制作への敬意が損なわれたままの制度存続は無意味なので、次世代に繰り返してはいけない様に思います。 そのためには、知的財産権の最先端でその分野の牽引役でもあるべき機器メーカーも含めて、適切な広報活動および共通目的基金による著作物の振興・音楽文化の成熟に資する社会還元型の基金活用、施策に向け、さらに論議を深め見直して頂きたい。 地球環境を直視したエコブームは緊急必要ですが、人類の英知が成熟していくのに必要な知的財産の保護と尊重は、いずれの分野であれ社会問題の根幹ではないでしょうか。</p>	個人
<p>補償金制度を維持するべきです。 大量にコピー可能な機器を製造しているメーカーが使用者にのみ責任を押し付けているのには理解できません。 最近話題の偽装や表示の張り替えなどもそうですが、会社の責任感やモラルがとも低下していると思います。 是非メーカーは補償金制度を考えた製品を作ってユーザーに提供して欲しいと思います。 また、海外に対して補償金を払っているのに、国内には払えないというのにも、理解できません。</p>	個人
<p>補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである。 私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果その機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の機材等の販売台数が増大しているが、補償金が激減しているというのは如何なものかと考える。 メーカー側は、自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきだ。</p>	個人
<p>補償金制度をちゃんとした制度に立て直して存続させるべきです。消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(p.112)」と繰り返していますが、例えば音楽CDの家庭内における個々の複製を把握することなど、誰にも出来ないはず。権利者は何年も、パソコンやiPodなどへの私的録音から補償金を得られていないのですから、議論のための議論はやめて、すみやかに補償金制度によって解決を図るべきです。</p>	個人(同旨8件)
<p>補償金制度の見直しと存続を強く希望します。 消費者はパソコンやiPodなどでの私的録音録画を通じて著作物を繰り返し楽しむことができ、メーカーはそのような機器・媒体を販売することによって利益を得る。権利者に対しての補償は必要だと思う。ヨーロッパの各国のように権利者を守るべきだ。このままでは日本の文化水準が下がる一方だと思う。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきです。 おそらく一つの作品を販売するまでは相当な数の関係者が携わっているはず。また作品を制作する作者等への正当な報酬として安易に複製が作れる状況下においてはこのような制度は不可欠だと思います。複製が簡単にできてしまう以上複製をする時に著作者などに保証をするのは当然なのではないでしょうか？ 日本は「大人の文化」が育ちにくいとも言われます。 制作者などへの報酬(保証)を軽んずるようではますます育ちにくくなるのではないのでしょうか。 ぜひこのような制度は存続させるべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものとし存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、ユーザーにとっての利便性と権利者の著作権の保護とを考えた良い制度だと思います。 これが無くなってしまえば権利者の権利は無視されるうえ、家庭内での気軽なコピーにより罪に問われる様な事も起こり得ます。 メーカーは大量のデータコピー等が可能な製品を作りそれを売って販売する以上、会社の金銭的利益のみを追求せず、責任を持って対応すべきです。 何故海外の権利者に対して出来る事が国内で出来ないのでしょうか？</p>	個人
<p>コピー10機器の販売を決めたメーカーが、コピーは消費者の責任だとする主張は無責任である。WINNYの開発者が有罪判決を受けたことを肝に銘じて欲しい。自社の製品が売れさえすればよいとの身勝手な魂胆が見え見えだ。</p>	個人



<p>補償金制度は、見直しを行って存続させるべきです。</p> <p>著作権保護技術と補償の必要性を考える上では、P116にあるように「開発過程に権利者がどう関与していたか等の評価の問題」が重要で、イーiiのJEITAの委員の主張には強く反対します。実質的にはコピーフリーに近いiTunesのFairplayや、本年8月の情通信中間答申におけるコピーワンスの見直しにより設定された「1世代×9回」の暫定合意を「著作権保護技術」と捉えて権利者への補償の機会を奪うというのは乱暴すぎます。</p> <p>そもそもコピーコントロール(著作権保護技術)と私的複製の問題の本質は、メーカー側が自らの責任を回避し、権利者と消費者との間の契約、補償の問題にすり替えようとしていることに他ならないと思います。</p>	個人
<p>保証金制度を現状、実態に見合うものにして存続させるべきだとおもいます。</p> <p>今の現状はコピーしやすさを売り文句にして 機械の販売実績を揚げようとしている製造会社がおおくとおもいます。著作物を創作するひとが、創作をやめればどうなるか？そういう会社はわかっているはずですが、わかっているのにもしないのは製造物責任法に触れるかもしれません。メーカー側は責任をとるべきです。</p>	個人
<p>補償金制度の維持を強く求めます。現在自分でもパソコンやI-PODなどでCDをコピーし楽しんでます。この補償金制度がなくなると、録音する毎に権利者の許諾をとる必要があります。許諾をとらずに録音すると、個人的な録音で訴えられるリスクを負うことになります。メーカーはそのような状況を理解しているのでしょうか？ユーザーが安心して使える製品を提供するのがメーカーの義務でもあると思います。製品だけ売って、あとは自己責任でやってくれというのはあまりにも都合が良すぎます。録音をさせるのが前提の製品については、メーカーはしっかりと責任を果たすべきです。私は安心して私的録音を楽しめる、現在の補償金制度の維持を強く求めます。</p>	個人
<p>補償金制度を改善して存続すべきだと思う。</p> <p>作り手(アーティスト)側の権利は守られて当然だと思う。コピー可能なものを生産しているメーカーが補償金を支払うべき。機器に値段が反映されてある程度は仕方がない。コピーが自由に出来る機器を購入するからには、その補償金が上乗せされる覚悟で消費者も買うべきだと思う。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものに改善して存続すべきです。</p> <p>複製装置を販売するメーカーが複製の責任を消費者に押しつけるのは無責任。</p>	個人
<p>・全体として</p> <p>著作権法(以下、本法)第一条に示されるとおり、本法の目的は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することであり、安易な著作権者の保護ではない。</p> <p>文化の発展を促す側面を忘れずに考えていただきたい。</p>	個人
<p>自分の家庭でも、CD、MD、iPodなどの機器を使用しているユーザーとして、意見を述べさせていただきます。</p> <p>そもそも、補償金の存在について、新聞報道や文化庁のHPなどで制度概要などをみてきましたが、私的録音録画補償金制度が消費者の負担になっているとも思えません。</p> <p>むしろ、自由に音楽たのしむことが制限されるほうが、大きなストレスに感じると思います。どの家庭にもある一般的な機器を対象としている問題であり、録音録画についても、通常行われる使用方法であり、個人レベルで感じる不便さ以上に、混乱を招くと思います。</p> <p>制度自体が継続されることにより、自由に録音をしながら音楽を楽しむことができ、かつ、それが結果的に権利者への補償となっているのであれば(それが制度の主旨ですが)、楽に合法的に音楽を利用できる点において、消費者にとって歓迎されるべき制度であると思います。</p> <p>制度の維持に疑問はありません。</p>	個人
<p>中間整理を拝読し、私的録音補償金について個人として意見申し上げます。</p> <p>私は、音楽の大ファンであり、定期的にCDを購入して楽しんでおります。しかしながら、金銭的に余裕のある方ならいざしらず、現在のCDの定価では聴きたいCDをすべて購入することはできません。したがって、今月はどのCDを購入して聴こう、どのCDは買わないでレンタルで済ませようと、計画をして楽しんでおり、後者の場合は、パソコンにコピーしたものをアイポッドにさらにコピーして楽しむ方法が定着しております。</p> <p>コピーガードをすることによって、私的録音をできなくするというのは金持ちの発想です。しかしながら、私的にしろコピーを勝手にするわけですから、補償金を支払うことには納得します。また、専用機と汎用機の区分があったと記憶しますが、アイポッドで音楽以外の利用を皆様はどのくらいしているのでしょうか？ 100%に限りなく、音楽のコピーのみを楽しんでいるはずですが、機器については、使用されている実態を踏まえて判断をされるよう希望します。</p> <p>従いまして、私は私的録音補償金の存続を希望します。</p>	個人
<p>本制度では、ユーザー、権利者、及び複製機器メーカーの三者が密接に関わり運用されています。前述のようにユーザー及び権利者は既に双方の利益均衡を保っており、この意味では複製機器メーカーが応分の負担と共に補償金徴収の任を担うべきと考えます。</p> <p>この補償金制度については今まで以上に広く世の中に広報することによって消費者、メーカーそして私たち権利者にとっても有意義なことであると考えます。</p>	個人

<p>メーカー側は自らの責任を回避せず、コピーコントロール及び私的複製の問題の本質を直視して欲しい。  メーカーが販売する機器の価格に補償金が転嫁される事なく、不自由なくコピーできる事が消費者の望みである。  また「ダビング10」が合意できた現状において、録画補償金制度を廃止すべきと主張するメーカー側の姿勢は理解しがたい。</p>	個人
<p>10万円のオーディオ機器が標記の補償金を加えることにより15万円になるわけでもなく、そもそもそのような補償金の額そのものは量販店でオーディオ機器を購入する場合の、メーカー希望小売価格と実勢価格(値引き後)との差にも満たないくらい、いや、その何十分の一といったわずかな額であろう。購入者がたとえその(補償金)存在を知り、そして額を知っていたところで、「購入」という行為の意思決定に大きく影響を与えうる要素で無いことは明らかである。そもそも我が国は文化大国を目指しているのではないのか。その「文化大国」の国民が、前述のような看過すべき金額についてああだこうだと言うこと自体が情け無いことである。この金額は聞くところでは権利者の利益になるわけではなく、いわば、著作創造物の拡大再生産(言葉としてはおかしいが)の一助として用いられるものであるようだ。よって補償金はその目的に用いられるものである限り、支払うべきであると考え。但し、定期的に、本来の趣旨に沿った使われ方がなされているのかどうかを国民衆知とすべく、資料を公開することもまた肝心である。</p>	個人
<p>30年程前と現在を比較した時、大きく異なっていることとして、ミネラルウォーターの有償購入が思い出される。  音楽も同様に、ラジオからエアチェック等と呼ばれてコピーされていた時代と比較すれば、コピー行為が有償になることに大きな疑問はない。  1曲のシングルを購入してコピーしたら2つになる。本当はもう1つ買うべきところを払っていないのだから、代償を求められることは、それ程理不尽な話ではない。  まして30年前と異なり、現在音楽は皆デジタルである。目減りしない状態であれば尚更、もう1個分には及ばない某かの代償を払うのは至極当然なことと思う。  また「制度が良くないからやめるべき」という主張をするのは、大した理屈もなく、些か本質を外し自らの利益に偏重した態度としか感じ得ないし、聞く耳を持つ価値もないだろう。  補償金制度継続に賛成する。</p>	個人
<p>地上波デジタル放送もコピーワンス信号という信号を混ぜること自体間違っている。  知的財産管理に関して日本は、一番進んでいるとアホども(総務省・その他官公庁)はいつているが、むしろ後退している。  アメリカが決めて良いとは言いませんが、コピーワンス信号を混ぜているのはそもそも日本だけ！  ユーザーが見たい機器で見れないのが、どれ程不便なものか知らないのですか？  おそらく、総務省が言いたいのは、2011年でテレビをリアルタイムで見るか、見るなどといったようにしか見えません。  そもそも、保存するから録画であって、これだと意味を成しません。  そもそも、著作物は一時的なものであり、著作物を買ってしまえばおわりならず、それをアーティスト等の活動を支える等の名目で私的録音補償金制度とかをつけるのは間違ってます。  即座に撤廃すべきである。  自分が持っているCDを自分の使いやすいように取り回して何が悪いのでしょうか？  ちなみに300枚以上の音楽CDを持っている自分は、この制度正直表向きは良いこと書いてますが、所詮権利だけの団体です。  はっきりいって、腹がたちます。  権利で道楽しているようにしか思えません。  大体、聞く媒体を変えて何が悪いのでしょうか？  そもそも、私的複製権の間でやっている行為なので、違法ではないですが・・・。  じゃ、それとも300枚のCDを持って歩けと……。言うのですか？  それができたら何もいいません。  そもそも、生身のCD全部持ち歩くことなんてできませんよ！</p> <p>そのための、道具だし何で補償金が取られる理由もわかりません。  アメリカは著作物は売り切りという形になってますし、フェアユースという権利も定まっています。  ipodだって普通にHDDとして利用している人もいるのに、補償金をとること自体間違いで拡張もやめ、廃止するべきだ！  海外では、そもそもこんなこと撤廃方向に進んでいますし、アップルの言うとおりに思います。  そんなだから、日本はいつまでたっても閉鎖的で、オープンでない事が分かります。  即座に撤廃して著作権の複製権は個人使用はOKの従来どおり、にするべきです。  ユーザーが不便な法律で締め付けるのは言語道断！  結論は、現状維持が好ましい  権利を主張しても意味が無い！  制定した人間もこういつた事守れるのかという話！  このままだと、権利同士のにらみ合いになり何も利益を生まなくなりダウンロードを違法とするのは、通信は解析しないといけないため、通信の秘密に接触する可能性もあり、NGです。  まだまだ、いいたい事も沢山あるけど、ユーザーとして思っていることは以上です。  もう少し日本は海外の良いと所を見習うべきだと思う。  これ以上後退の要因は避けるべきだ！</p>	個人
<p>パソコンにみられるように一つの機械が他用途に使われることは、今後も増加していくと思われる。つまり、著作物のコピーにも使えるが、他の用途にも使えるものが増加していく。  コピーに使う人も多いが、使わない人も多い。  そうしたものに一律課金をしていくことは、合理性を欠く。  また、2005年のJASRAC著作権収入は過去最高となっており、その内容においても、音楽CDこそ減っているが、著作権管理をされているデジタルコンテンツ(DVD、インタラクティブ配信)が増加しているという現状をかんがみれば、デジタル時代のコピーの容易さが権利者に対して不利になっているとは分析できない。  従って、制度自体が現実には促さない、根本的にあり方をみなおすべきではないだろうか。</p>	個人

<p>技術的に、デジタルで劣化なく無限に複製できる時代になった今、“私的録音”の持つ意味や危険性が明らかに変化していることに対応していかなければならない。ユーザー、権利者、機器メーカー3者の互いの利益を共存させる為にも、補償金制度は必要である。録音録画機能が主たる機能であるHDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーは勿論、ユーザーの実態を踏まえ、PCについても速やかに補償金の対象とすべきである。</p>	個人
<p>私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の著作権保護とがバランスのとれた良い制度だと思う。パソコンやipodなどのデジタル機器の普及によって、私的録音は以前に比べ増加していることを否定する人はいないだろう。このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば、私的録音が許容される今の環境を守ってほしい。補償金制度は絶対必要である。また、ipodなどまだ政令で定められていないデジタル機器を早急に政令指定すべきである。</p>	個人
<p>消費する一方または不正な利用方法で利益を得ようとする者に補償金を科すことに何ら依存は無い。しかし、市場に著作物を出して金銭の獲得を目指すのではなく、著作物を非商業または私的利用の範囲で改変・加工し自らの技術を磨いているクリエイターもいる。創作力は金銭では補えない。補償金による負担がそれら創作者の創作意欲や向上心・将来性を奪い取ってはならない。また、「著作者の許諾無く録画・録音した著作物」の及ぼす影響を損害一方に考えているようだが、最近主にインターネットを介したそれらの著作物により本来の著作者に新たな利益が発生したと考えられるケースがいくつかある。さらにいくつかの著作者は、無断で改変・加工された自己の著作物を還元・利用し新たな著作物を創作、利益を得ている。これらに関して芸術・創作を主としている市場の統計を取り、今一度見解を見直す必要がある。不正な利用方法で利益を得ようとする者を摘発・阻止することを諦めれば自然にそれらの人口と規模は拡大し、損害額は補償金のそれを間もなく上回る。また、金銭による著作物の保護を強めると市場の拡張性が失われ、結果的に損失に繋がる可能性がある。利用方法の区別ができないからと、補償金を一律に科すというのは短絡的な考え方であり、将来的に得られる利益よりも損害の方が上回ってしまうと考えられる。対抗して補償金の額を上げる・種類を増やすことも可能ではあるが、消費者及び賛同しないクリエイターからの抵抗が増大し、市場の崩壊若しくは著作権法の形骸化を招く。国の文化を金銭に変換することは、国全体にとって良いことではない。補償金制度及び国と一部企業の著作権侵害への対応について考え直すべきだ。</p>	個人
<p>消費者に「負担」を感じさせる金額で、金額を明白にして補償金をとるべきだと考えています。お酒に税金がかかるように、著作物のコピーにも当然対価が必要だと思います。音楽は文化であり、消費者やメーカーの都合で廉売、乱売されることは本来のあり方ではないと思います。ましてや消費者、メーカーの都合で文化があらされることはあってはならないと思います。消費者、メーカーに対して厳しくした結果、音楽文化が廃れても、それでもなお楽しむ方々のみで営めばいいと考えています。</p>	個人
<p>著作権を守りたいのかではなく著作権を利用してお金を徴収して儲けようとする魂胆が見え見えだと思います。そんな理不尽な内容は大反対です。がんばって下さい。応援しています。</p>	個人
<p>私が以前より危惧していたことは、レンタルショップ(TSUTAYA等)が近隣に沢山できたことで誰れもが手軽に私的複製が可能になったことです。各々のアーティストが心をこめてレコーディングした作品をいとも簡単にダビングされていいもののでしょうか？アーティストに何も還元されないまま、このような状況が続いていくことは、とても残念です。芸術の意識向上のうえでも若者に「私的録音、録画補償制度の在り方」をもっともっと認識して頂きたいと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続するべきです。以前はレンタルショップで借りてきたCDを個人用に一枚のMDにコピーしていましたが、いまやパソコンに加えてiPodやCD-R/RWなどにコピーするという形が一般的になった。それに加えてカーナビなどにも私的コピーは格段に簡単になった。これらのことから、著作物の創作者へなんらかの補償をすることは当然と思われます。補償金制度は絶対に必要です。</p>	個人
<p>補償金制度を現在の実態合ったものにして存続させるべきと考えます。レンタル店から借りたCDをMD1枚にコピーしていた頃と違って、現在パソコン、i-pod、CD-R/RWなどにもコピーするのが実態です。P.19の調査をみても、機器、媒体の大容量化に伴い、補償金の支払対象にいない機器、媒体を利用した私的録音が非常に増えているので権利者に対し、相応の対価を支払うのはやむを得ないと考えます。但し、コピーの度に支払うと負担が大きくなるので大掴みな『補償金制度』が現実的なのではないのでしょうか。</p>	個人(同旨7件)
<p>私はレンタル店や図書館から借りたCDをパソコンに取り込み、その時々で気分、音楽をSDカードにコピーして聞いています。何度でも、デジタルで音が劣化せずにコピーできるのは非常に便利ですが、反面、レコードの売り上げや著作権の問題を考えると、この先、このままでいいとはとても思えません。いずれ、新しい音楽が発表されにくい状況になってしまうのが心配です。やはり、権利者に一定の補償金を支払うことは制度として必要だと私は思います。</p>	個人

<p>意見 私も息子たちも、各自のパソコンで自分のレンタルしたCDから音楽を取り込み、パソコンで再生して聴いたり、MDやデジタル・オーディオ機器にコピーして日常的に音楽を楽しんでいます。 これからも沢山の音楽をそうやって楽しんでいくと思います。その時に音楽を作る人たちの権利を尊重したい。素晴らしい音楽を提供してくれる人々に感謝しているのですから。 私的録音録画補償金制度は、私たちが音楽を楽しむ利便性と作家の人たちの著作権を保護を両立する簡便な方法だと考えます。この制度によって安心して音楽を楽しむことができ、その対価が作家の人たちに保証されるのです。 メーカーの方々はこの制度の維持に反対されているようですが、私にはこの制度を維持、発展させる方がいいと思えてなりません。</p> <p>意見 いまや通勤の電車の中でも、路上でも、イヤホンをして音楽を聴いている人を普通に見ることができます。iPodなどの登場でそういう人の姿は以前にも増して増えているのは間違いありません。 パソコンだって同じです。私的にパソコンを使っている人でメールやインターネットを使っているのと同程度に音楽を取り込んで楽しんでいるのは自明のことです。我が家では私と息子たちが使っている各自のパソコンにそれぞれの好みの音楽がコピーされ、蓄積されていますから。 メーカーもそのためのソフトをバンドルしたり、容量の大きさを謳ってユーザーの購買欲を煽っていますよね。 その結果、音楽のコピー回数とハードの販売台数はすごく増えているのに、補償金は大きく減少しているのって、おかしくないですか？ 音楽文化の土壌がこのことによって養分を失って果実を生むことがなくなったなら、メーカーも困るんじゃないかと思えます。そしてその時は私たちユーザーも困ることになります。新しい音楽に出会うことができなくなるかもしれないのですから。結局、みんなが困ることになります。 私は、メーカーも音楽文化の発展のために負担すべきは負担し、音楽文化の土壌を栄養豊富な状態にして豊かな果実が実るよう、環境を作っていく努力をすべきだと考えます。 そのための制度として私的録音録画補償金制度は維持していく必要があると思います。</p>	個人
<p>報告書を見直し、率直な意見を述べさせていただきます。 高2になる息子は、iPodを利用するようになって1年半ほど経ちますが、1時間かかる登下校時や部屋で音楽を聞くために、今ではiPodは息子にとって必要不可欠な存在になっています。 iPodを利用する以前は、CDをレンタルしMDに録音して楽しんでいましたが、レンタル屋に行く時間もあまりないので、それほど頻繁には利用していませんでした。また、MDへの録音も時間と手間がかかるよう曲数も少なかったです。 現在は、登校前のわずかな時間などを利用して、インターネットで視聴した中で気に入った音楽をダウンロードし、iPodに録音して楽しんでいます。ダウンロード料が手軽なこともあるのですが、洋楽を中心に驚くほどの数の曲を持っています。音楽の幅が広がって、親から見ても感性が豊かになったように感じます。 この利便性がなくなってしまうと、息子のように手軽さから音楽の利用が増えたケースがなくなり、結果として音楽文化が衰退してしまうような気がいたします。是非、補償金制度を実体に沿って見直しいただき、子供達が手軽に音楽を利用できるように、利便を図っていただきたいと思えます。</p>	個人
<p>パソコンで、音楽が簡単にCD-Rにコピー出来る以上、我々ミュージシャンの作品が無償で複製されていない(経済的損失が発生していない)事を証明する事の方が難しいのではないのでしょうか。むしろ、補償金が、実際の複製に対して正確に分配されない事の方が問題であると思えます。 確かに、音楽配信の普及によって、違法のファイル交換が減る事は歓迎すべき事です。しかし、ダウンロードされた音源がパソコンで複製される可能性が残されている以上、配信の普及＝私的録音の名を借りた違法コピーが減る、という論理は全く成り立たないと思われます。補償制度の維持は当然の事であり、徴収された補償金の公平な分配方法の検討や、違法コピー(個人で複製したものを他人へ譲渡する事も含めた)の撲滅を目指す啓蒙活動の推進こそが、本委員会で話し合われるべきテーマだと思います。</p>	個人
<p>まず最初に一番言いたいこととしては何よりも本当に反対ですね。 第一iPodなどに課金をするといったことが身近な問題として到底納得できないですね、もう、本当に。 少しでもこの意見も参考にしてほしいです。 駄文、乱文失礼しました。 あと考えた事なのですがまず違法とする基準があいまいだと思いますね。それを使い違法なダウンロードをしたとかいってまた新種の詐欺まがいの犯罪が起こる可能性があるのではないのでしょうか？</p>	個人
<p>iPodやパソコン等でも私的にコピーができるようになって今日、補償金制度対象機器になっていないのは、おかしいと思います。 記録メディアも同様、同じ録音録画ができるのに、私的録音録画非対象メディアがあるのもおかしいと思います。 日進月歩の昨今、機器、メディア共に公平に私的録音録画補償金制度の対象にし、権利者に分配されるしきみを整備すべきだと思います。 借越ながら、私達ユーザーは、補償金制度によって、権利者にきちんと分配される事で、新しいコンテンツが享受できると思っております。この制度のさらなる充実強化はこの国にとって重要だと考えます。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。 私的録音録画補償金制度は、私たちユーザーにとっての利便性と権利者の方の著作権の保護とのバランスをとるための良い制度だと思っています。 パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になったし、コピーをする機会が増えているということをご否定する人はいないでしょう。 このことに対して著作物を創作した人たちに何らかの補償をすることは当然だと思うし、一人あたりわずかな金額を負担すれば私的なコピーが許容される今の環境を守ってほしいです。 また、メーカーはこのような機器・媒体を販売することで収益を上げているのですから、責任を持って、もっと積極的に保証金を支払う姿勢を見せるべきだと思います。 補償金制度は必要だと思います。</p>	個人(同旨4件)

<p>とにかく楽曲などをなんでもコピーが自由に出来ること自体おかしい事です。メーカー側はそれを消費者の責任という無責任さもかなり常軌を逸している。これにはもうあきれます。</p> <p>補償金制度は当然なくてはなりません。自由にコピーが出来るとこの状況を野放しにするのは絶対によくありません。今の世の中の悪い部分のひとつであり、このようななんでもありの世相は現代人間のモラルハザードの欠落にさらに拍車がかかるのは間違いありません。</p> <p>メーカーは収益をあげるために、あらゆるコンテンツをコピー可能な世の中にしていくのですから、その責任において必ず補償金は払うべきでありまた文化庁は率先してこの問題を真剣に取り組んで将来にわたり正しい公正な世の中を作る努力を是非していただきたいです。</p>	個人
<p>補償金制度は必ず存続させるべきものです。</p> <p>ハードはいつも記録と再生を常識として商品化されているのですから、コピーも商品の一部です。コピーする為の必要経費がかかると考えるのがメーカーの義務です。最終的に業界の為になると言う事を理解し、そしてユーザーの自由の為でもあるという認識が必要です。</p>	個人
<p>補償金制度の改善、維持に賛成する。</p> <p>著作権保護技術と補償の必要性を考える上では、P116にあるとおり、「開発過程に権利者がどう関与していたか等の評価の問題」が重要で、イーiiのJEITA委員の主張には強く反対する。実質的コピーフリーに近いiTunesのFairplayや今年8月の情報通信中間答申におけるコピーワンスの見直しにより設定された「1世代×9回」の暫定合意を「著作権保護技術」と捉えて権利者への補償の機会を奪うのは乱暴である。</p>	個人(同旨2件)
<p>保証金制度は存続させるべき</p> <p>デジタル機器が一般化されている現代において、もはや私的コピーされることは否定出来ない事実である一方、著作家が、それに対して何らかの保証を受けるのは当然の権利です。保証金制度は両者をバランスさせる、良い制度だと思います。</p>	個人
<p>補償金制度をいまの実態に見合ったものにし、維持存続させるべきです。</p> <p>これだけ誰もが簡単にコピーできるような世の中において、いまやiPodやCD-R/RWにコピーし保存しているのが当たり前です。まわりをみても、MDを持ち歩いている人はほとんど見かけないくらいになっています。</p> <p>デジタル化と大容量化によって、今まで以上にコピーしやすくなったわけです。</p> <p>しかしそういった利便性のみを追求していった結果、著作権の権利者が置き去りにされてはいませんか？</p> <p>出来た商品はデジタルでも、もともと録音・録画したのは生身の人間です。沢山の時間と労力を使い、商品(音や映像)を作り上げています。</p> <p>そして出来上がった商品に対してお金を払うのは当然です。</p> <p>それをいとも簡単に無料で楽しもうという方が疑問です。音楽や映像を身近に楽しめる環境は素晴らしい事ですし、現代の生活に欠かせないものです。そのために一人あたりわずかな補償金を負担することは何もおかしい事ではありません。補償金制度は必要です。</p>	個人
<p>私的録音録画保証金制度は存続すべきです。</p> <p>思想が含まれたものには、著作権が生じるはずですが。</p> <p>私的録音録画に関して、著作者に毎回許可を得る事は現実的には困難です。</p> <p>然しながら、録音などの行為は権利侵害でありながら、行う側はそのような意識は少ないと思います。</p> <p>上記を鑑みて、金銭的な保証があって然るべきだと考えます。</p>	個人
<p>ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。</p> <p>そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。</p> <p>ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。</p>	個人
<p>補償金制度を実態に見合ったものとして存続させるべきだと思います。</p> <p>私的にコピーの量がこれだけ増加しているにもかかわらず、権利者に手当てがなされていないのはおかしいと思います。</p>	個人
<p>私的録音録画制度に関する意見として、私はこの制度を存続させるべきだと考えます。</p> <p>理由としては複製技術の進歩により誰でも簡単に品質を劣化させずに複製できるようになりました。一方で、権利者としてはこれにより経済的不利益を受けているとの考えられます。また、これに関してダウンロード形式などでは配信の時点課金されているとの意見もありますが、配信での課金とはあくまで公衆送信に関する課金であり、複製に関しては何ら課金されておらず、権利者の経済的不利益は何ら解消されていないものと考えられます。</p> <p>2つ目の理由として技術的進歩によりユーザーは安易な複製、メーカーは利益を得ているのなら、その対価を支払うことが必要なのではないでしょうか。これに対して、制度自体が国民に浸透していき理解度が低いと言っ見解もあるでしょうが、国民の不知を理由に権利侵害が許されていいとは思えません。</p> <p>以上、2つの大きな視点からこの制度は存続させ、さらに新たな分野への適用も検討するべきだと考えます。</p>	個人
<p>今や各家庭で音楽をパソコン、iPodなどにコピーをすることはあたりまえようになっており、補償金制度がなくなることで、自由にコピーできなくなれば音楽を楽しむことができなくなります。著作権者の補償は当然であり、補償金制度はぜひとも存続してほしいです。</p>	個人

<p>●補償金制度について</p> <p>補償金制度は廃止すべきだと考えます。</p> <p>私的なコピーに限れば、たとえ幾つのメディアにコピーしたとしても同時に視聴するのは通常の利用法では一つであり、著作者が不利益をこうむるとはいえません。むしろ現状の、同じものを別々の方法で視聴する場合それぞれについて出費を強いられる状況の方が、利用者側が経済的不利益をこうむっていると考えます。</p> <p>仮に補償制度が存続するとしても、HDD内蔵型機器について対象に追加すべきではありません。これらを利用する際は、CDそのままと容量を圧迫するため、通常は圧縮してコピーします。人の耳には分かりづらいような方法ではありますが、音質は確実に低下しており、デジタル方式のみが補償金の対象となっている理由である「劣化なしの複製」には当たりません。また、当初から補償金の対象となっているMDもデータを圧縮しているため、これも対象からははずすべきです。</p>	個人
<p>好きなアーティストがいます。補償金がアーティストに還元されるお金だということを知り、メールしました。</p> <p>補償金廃止が消費者の利益になるとは限りません。</p> <p>もし補償金がなくなったら、価値を生み出せるようになるまでの＝人気が出て世に認められ莫大な収入を得るまでの費用はどこから捻出されるのでしょうか。</p> <p>世にウケるものしか生み出されない、文化的に貧しい状態になる可能性があるように思います。</p> <p>また、i-PODが補償金の対象でないのはおかしいと思います。</p>	個人
<p>補償金制度は維持していなければなりません。</p> <p>私は音楽家です。パソコン、HDレコーダー、カーナビ等などの普及が多くなって来て便利な機能等で、快適な生活空間がある事は良い事だと思います。</p> <p>ですが、アーティスト、クリエイターの方々が日々頑張ってきた作品等を簡単にコピーやダウンロード出来てしまう事に疑問を持ちます。</p> <p>録音用CD/RWも同じお湯に私的録音に用いる事ができるのに、補償金を課さない、または補償金を課すの違いがあるのはおかしいと思います。私的録音録画に供される機器、または媒体についてはすべて補償金の支払い対象とした方が、利用する方(消費者)も納得いくと思います。</p> <p>また、メーカーも機器を作りっぱなしでなく、もっと紳士(責任ある)な行動を求めます。</p> <p>最後にヨーロッパの国々の補償金は日本と比べものにならない位、補償されています。中国など、まだ著作権等の法の整備がされてないアジアの国々のなかで、日本がアジア諸国の見本となる決意をも求めます。</p>	個人
<p>補償金制度の維持に賛成です。</p> <p>デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。</p> <p>だから実際にコピーをしなくても補償金を課すという話になるのです。</p> <p>コンテンツ制作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレイヤーにここまでたくさんコピーさせる必要があるのでしょか。</p> <p>各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。</p> <p>便利さだけでなく、やはり一定の節度が求められるべきだと思います。</p> <p>メーカーは収益を上げるためにこれだけコンテンツをコピーさせているのですからいつまでもタダ乗りせず、補償金を払うべきです。</p>	個人(同旨5件)
<p>補償金制度は必ず必要です。</p> <p>世の中、どんな物でも簡単に複製コピーする技術を簡単に手に入れられたら、どんなに素晴らしいことでしょう。</p> <p>漫画ドラえもん何でも出てくるポケットを手に入れたようなものです。</p> <p>反面、世の中は大混乱に陥ることも間違いありません。</p> <p>しかし今現在、音や映像をいとも簡単に複製コピーできる製品が誰にでも手に入ります。</p> <p>これは、映像や音を製作提供する側の企業や個人にとっては、脅威的なことです。</p> <p>実際に巷では、何の罪悪感も無く複製を行なうことが、あたりまえになっています。</p> <p>今後も、複製コピー出来る製品機器は更に手軽になり、普及すると思われ、このままでは、映像と音を製作提供する側は、衰えていくばかりです。</p> <p>くだらない話ですが、逆に、機器メーカーのCDプレーヤーを、自宅でコピー複製できる機械があったとしたら、どうなりますか？</p> <p>「これからの時代は、CDプレーヤーは買う時代ではありません、友達の家プレーヤーをコピー複製して使おう！」</p> <p>なんて時代が来たら、CDプレーヤーなんて、マニアしか買わなくなる事でしょう。機器メーカーは危機的状況になってしまいます。</p> <p>コピー複製機能は便利な機能ですが、不正コピーが手軽に出来る機器を、売るのでしたら、機器メーカーは、実態に見合った補償金を支払う事により、コピー複製機能を持った機器の販売が成立するのだと思います。</p>	個人
<p>●現行制度</p> <p>このあたりの条文は図書館関係・学校関係のような場合と比較して利権に走りすぎている。現実を見ていない法律であって、権利者に怯えて作成したとしか思えない、権利者の言うがままの条文である。</p> <p>そもそも補償金の制度自体がいびつであって、家庭内の私的なコピーに対する補償とされるが現実にはコピーしたものを二つ同時に視聴することは不可能であることから補償金が必要か疑わしい。また、音楽に関しては著作権保有者がほぼ一つの法人となっている現状に問題があるとも考えられる。要するに実際の製作者＝著作権者ではないために補償金は著作権保有会社のためだけのものになっており、製作者を保護することにつながっていない。</p> <p>とはいうもののこれ自体を撤廃することは考えられていないようで非常に残念ではあるが以下、撤廃されないことを前提にした意見を述べる。</p> <p>返還をもとめることは現在の体制上非常に困難であることが問題で、返還を求めた場合には返還金よりも大きな手数料と称した金額で逆に損をするばかげた自体になっている。返還についてもほぼ無償か、実際の返還金の何%までといった手数料を法的に示すべきと考える。</p> <p>以上です。一個人の意見として参考にしていただけると幸いです。</p>	個人

<p>ソフトとハードはお互い感化しあう仲であり対立するのは好ましくない。一方コピー無制限にすることでシェアをのばすアップルが野放しなのも不公平を感じる。その観点から、ソフト、ハードを利用するサービス業にこそ両者を調整する規制が必要である。日本経済を考へても、海外での競争が主となるソフトとハードは規制をなくし、国内での競争を保護すべきサービス業は規制する。そう考えた場合、ネット上のコンテンツ提供者に補償を求めることも選択肢だと思う。ダウンロードごとに課金、コピー制限の程度に応じて金額に差を設ける。ハードにダウンロードするだけでも複製が生じるので、ダウンロードに対してあまねく課金することに問題はない。既存の補償金制度は維持するが、定価にたいする率を低くする。ネットの監視は現状の指定団体が無理なら、ジャスラックにでもさせれば通常の使用料とあわせて回収できるだろう。漫画に見られるように創作も重要な産業である視点を忘れず、メーカーにかたよらない解決を望みます。</p>	個人
<p>ハードウェア面のデジタル化という進化によって、音楽や映像のソフトウェアが誰でも簡単にコピーできるようになったのは事実であり、現実です。 そのようなハードウェアを売って利益を得ているからには、補償金を払うのは当然のこと。 ソフトウェア(コンテンツ)なしでは意味をなさないハードウェアなのだから、ソフトウェア(コンテンツ)存続のために寄与すべきだと思います。</p>	個人
<p>文化審議会著作権分科会では ・EPNは事実上コピーフリーなので到底容認できない ・「補償金制度の続行を前提にしたダビング10」に権利者、消費者の双方で許容するということがしたが、以下の通り反論します。</p> <p>・EPNは全然コピーフリーではありません。 家庭にある機器でコピー数の制限無く、そして、孫コピーもできますが、機器間での認証などを要するため、「何10枚も作って、オークションで売ることも」、「webにのせて、ダウンロードし放題にすることも」も不可能です。 つまり、権利者の利益を侵害するほどの事はできません。 逆に、EPNは将来新しいメディアに移行する際(パラダイムシフト)の利便性が高く、新しい技術の発展に寄与しますので、EPNこそ妥当な運用だと思います。 コピワン、ダビング10は後述の通り、利便性が悪く、新技術の発展を阻害します。 ※現に今、デジタル放送の普及が伸び悩んでいるのは煩わしいコピワンのせいです。</p> <p>さらに、EPNは規格で規定されているので既に市販されているHDDレコーダでの対応が容易です。 一方、ダビング10への対応は論理的にはソフトウェアアップデートですが、不具合が発生するリスクがあるため、メーカーがやりたがらないんだそうです。</p> <p>・ダビング10について 分科会に参加した消費者代表とする方々が、放送を録画した物の使われ方として ・テレビ放送の録画をタイムシフト視聴する ・録画した物を複数種のメディアにコピーして再生 としか想定していないようですが、実際はこの他にも ・メディアに移行後、次世代メディアが登場した際にコピーする(古いメディアではプレイヤーが絶版される可能性がある) ・メディアが損傷した際、再生時には問題があっても、リッピングして別メディアにコピーすることで解決しうる。(現行のDVD(CPRM以外)で行われている) と言った運用も想定すべきです。</p> <p>この場合、ダビング10では実現できず、単にコピー可能な枚数を増やしただけではコピーワンスでの根本的な問題は解決されません。 そもそもコピーワンスは“標準規格”ではなく、電波産業会(放送業界と家電業界)が勝手に決めた“技術資料”にすぎないとのこと です。 公的機関が学識経験者の見識を取り入れながら、公平なルールを定めるべきところを、権利団体が勝手な都合で公共の電波にわがままな規制を敷いている現状はとて受け入れられるものではなく、総務相殿で音頭を取って、検討し直すのがベストだと思います。</p> <p>・補償金制度について そもそも「デジタルメディアで頒布されるため、コピーが容易になるので、補償金が必要」といった主旨で、たとえば、CDからMDIに何枚もコピーができ(孫コピーは不可)、友人や親戚に配ることができるので、逸失利益が発生するという論調です。</p> <p>この考えであれば、EPN、コピワン、ダビング10、DRM付の音楽コンテンツすべて、沢山のコピーを取って、不特定多数の人に配ることができないので、補償金の必要性は皆無です。 そもそも、個人的な録画や録音の場合は補償金を払う必要がないのに、メディア代に含んで売っておいて、返還が容易でないというのは理不尽です。(返還が可能でも、郵送料などを要し、非現実的) さらに、集まった補償金の分配や運用が不透明で、不信感をぬぐえません。</p> <p>即ち、以下の通り主張します。 ・コピーフリー以外のコピーには補償金不要である ・補償金の返還は容易に、そして負担無く可能とすべき ・補償金の運用を明確にすべき</p>	個人
<p>●158ページ「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会委員名簿」について 実際の利用者側の代表及び、技術的見識のあるメンバーが希薄ではないかと感じます。</p>	個人
<p>私はi-podを2台所有していますが、様々な手続きで個人情報の提示をしてカード会社から料金を引き落とす必要があり、定職についていない者には大変負担になるのではないのでしょうか。無料で使用できるサイトを無闇に抑制するのは、今のご時勢、反発が起こるのも無理はありません。徐々に納得のできる制度を長い時間かけて確立していくべきだとも思います。</p>	個人

私的録音録画保証金制度は例外なく存続すべきです日本のあらゆる文化の衰退に必ず繋がっていく事態になります！私個人でも曲や本を書きませんがデジタルコピー等もう今日の状況で防ぎようが無いのであれば最低限の補償ぐらいガードしてもらわないと堪りません！適切かつ真っ当で迅速な対応をお願いします！

個人